

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
評価方式		総合実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	1
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	124,477	122,782	127,738	133,314	189,914
	補正予算	0	0	0		
	繰越し等	0	0	0		
	計	124,477	122,782	127,738		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		82,502	89,166	92,857		

政策評価調書（個別票2）

政策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					番号	1		(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費				133,314	189,914
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						133,314 <>の内数		189,914 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				<	>	<	>		
	○	2				<	>	<	>		
	○	3				<	>	<	>		
	○	4				<	>	<	>		
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				<	>	<	>		
	◇	2				<	>	<	>		
	◇	3				<	>	<	>		
	◇	4				<	>	<	>		
	小計						<>の内数		<>の内数		
合計						133,314 の内数		189,914 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			社会経済情勢に対応した基本法制の整備				番号	1	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
民事基本法制の整備	<p>民法や会社法などの民事基本法の内容を国民にとって分かりやすいものとするとともに、近年の社会・経済システムの急激な変化に適切に対処するため、外国の法制・実務について調査・研究を実施し、法整備を行う。</p> <p>また、外国において我が国の法令が容易にかつ正確に理解されるため、法令の外国語訳を行う。</p>	●	1	82,618	138,302	55,684	<p>【目標】 社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について、不断の整備を行うことにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現し、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに国民に分かりやすい司法を実現するために、法令を理解しやすいものとし、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りあるものとする。</p> <p>【実績】 民法のうち債権関係の規定について、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備や定型約款に関する規定の新設など、約120年間の社会経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする等の観点から改正を行うことを内容とした「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を平成27年3月、第189回国会に提出し、平成29年5月26日に成立した。</p> <p>民事関係の法制について、民法のうち債権関係の規定を整備したことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。今後も対応を必要とする課題に対し、速やかに対応するため、引き続き、民事基本法制の整備を進めていく。</p> <p>評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。</p>		

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
								概算要求への反映状況
刑事基本法制の整備	<p>近年の犯罪情勢に適切に対処するため、刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し、新たな処罰規定の要否、その内容についての検証を行い、所要の法整備を行う。</p> <p>また、捜査手法や公判手続及び犯罪収益規制の在り方について検討を行い、所要の法整備を行う。</p>	●	1	50,696	51,612	916	△ 4,476	<p>【目標】 刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し等を適切に行う。</p> <p>【実績】 刑事基本法制の見直し等を所要の法整備が行われるまで適切に実施した。</p> <p>旅費マニュアルに沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の削減に努めることとする。</p> <p>さらに、調査研究の内容を精査し、優先順位の高い研究内容及び渡航先を絞ることによって、更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成31年度予算に反映させることとする。</p> <p>職員旅費について、調査研究の内容を精査し、優先順位の高い研究内容及び渡航先を絞るなどの外国旅費の計画の見直しによって、経費の縮減を図った。</p>
合計				133,314	189,914	56,600	△ 4,476	

平成30年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省30- (1))
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	
担当部局名	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室, 民事局総務課, 刑事局総務課	
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と, 我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資するものとする。	
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))	
政策評価実施予定時期	平成32年8月 (平成31年8月は中間報告)	
評価方式	総合評価方式	

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため, 国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について, 抜本的な見直しが求められており, 法務省では, 平成13年度から, 集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら, 民事基本法制は, 国民生活の様々な分野に関係し, また, 様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって, その内容は膨大であるため, 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や, 関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が多数存在している。

一方, 刑事基本法制については, 近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い, 企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず, その刑事責任の在り方が問われている。今後とも, 我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには, そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように, 依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く, 経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには, まず, 社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え, 民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され, 我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また, 社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように, 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資することとなる。

さらに, 国民に分かりやすい司法を実現するためには, 法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では, 平成13年度以降, 経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組む, 平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし, 依然として

存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

5. 備考

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

※平成30年8月末現在で整備済みのものには、括弧書きで成立日を記載している。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<p>【民事関係】</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・民法（債権関係）の見直し（平成29年5月26日成立）
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託ニ関スル法律等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・公益信託ニ関スル法律の見直し
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。</p>	<p>〔人事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備（平成30年4月18日成立）
<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔商法等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・商法（運送・海商関係）等の見直し（平成30年5月18日成立）
<p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・民法（相続関係）の見直し（平成30年7月6日成立）

<p>一般的な見直しを行う。</p>	
<p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで、これらの点について、民事執行法の所要の見直しを行う。</p>	<p>[民事執行法] ・民事執行法の見直し</p>
<p>最高裁大法廷は、平成27年12月16日、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項の規定について、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は婚姻の要件に関する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定等の改定を行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（第733条第1項等）の見直し （平成28年6月1日成立）</p>
<p>多くの18歳、19歳の者が、自ら就労して金銭を得たり、一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや、諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。</p>	<p>[民法等] ・民法（第4条等）の見直し （平成30年6月13日成立）</p>
<p>近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。</p>	<p>[会社法] ・会社法制（企業統治等関係）の見直し</p>

【刑事関係】

<p>近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備] ・企業の刑事責任の在り方</p>
--	--

参 考

※平成22年度から平成26年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
【民事関係】	
<p>近時、コーポレート・ガバナンス*の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務（裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。）の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>〔行政事件訴訟法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証として、平成24年11月22日平成16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書を公表。
<p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権停止制度の創設等を内容とする民法の親権に関する規定の見直し
<p>政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。</p>	<p>〔新規立法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備
<p>非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し

<p>全面的な見直しを行う。</p>	
<p>最高裁が、民法第900条第4号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反である旨の決定をした（最大決平成25年9月4日）。民法第900条は、相続に関する私人間の法律関係を規律する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定の改正を行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高裁によって違憲と判断された部分の削除
<p>今後想定される大規模な災害に備えるため、民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。</p> <p>また、大規模な災害により滅失した区分所有建物について、敷地共有者全員の合意によらずに、その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、東日本大震災を踏まえつつ、見直しを行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるためにこれを廃止し、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法を新たに制定する法整備 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うことを可能とする制度を新設する等の法整備

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウイルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようになることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータネットワークに関する捜査手続の整備
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備

※「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省29- (1))

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	124,477	122,782	127,738	133,314
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	124,477	122,782	127,738	
執行額(千円)		82,502	89,166	92,857		
政策評価実施時期	平成32年8月 (平成30年8月は中間報告)		担当部局名	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課		
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が

実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成29年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成29年度に実施した政策（具体的内容）

平成29年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成29年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

- 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（平成30年2月提出）
- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（平成30年2月提出）
- 民法の一部を改正する法律案
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
- 法務局における遺言書の保管等に関する法律案

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民事執行法の規定について、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなどの見直しを図ったり、会社法制について、近年における社会経済情勢の変化等を踏まえ、株主総会における手続の合理化、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討した上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行うなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来

し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成30年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成30年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

職員旅費について、外国旅費の計画の見直しを行い、経費の縮減を図った。

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し 	<p>法整備済み</p> <p>平成27年3月、第189回国会に提出した「<u>民法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案</u>」は、民法のうち債権関係の規定について、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備や定型約款に関する規定の新設など、約120年間の社会経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする等の観点から改正を行うことを内容とするものであり、同法律案は、<u>平成29年5月26日に成立した</u>。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託ニ関スル法律等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益信託ニ関スル法律の見直し 	<p>法制審審議中</p> <p>公益信託ニ関スル法律の見直しについては、平成27年4月から、「公益信託法改正研究会」（信託法研究者や、関係省庁の担当者等で構成）において検討が行われ、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを受け、<u>平成28年6月から法制審議会信託法部会を再開し、同部会において調査審議が行われている</u>。</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。</p>	<p>〔人事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備 	<p>国会提出中</p> <p>人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成27年9月まで国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において、調査審議が行われた。同年10月「<u>人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱</u>」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>人事訴訟法等の一部を改正する法律案</u>」を立案し、平成28年2月、この法</p>

		<p>律案を第190回国会に提出したが、平成29年9月の衆議院解散に伴い廃案となり、平成30年2月、再度、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し</p>	<p><u>国会提出中</u></p> <p>商法（運送・海商関係）等の改正については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成28年1月まで商法（運送・海商関係）部会において調査審議が行われた。同年2月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案</u>」を立案し、同年10月、この法律案を第192回国会に提出したが、平成29年9月の衆議院解散に伴い廃案となり、平成30年2月、再度、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（相続関係）等の見直し</p>	<p><u>国会提出中</u></p> <p>民法（相続関係）等の見直しについては、平成27年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成30年1月まで民法（相続関係）部会において調査審議が行われた。同年2月、「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>法務局における遺言書の保管等に関する法律案</u>」を立案し、同年3月、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘</p>	<p>〔民事執行法〕 ・民事執行法の見直し</p>	<p><u>法制審審議中</u></p> <p>民事執行法の見直しについては、平成28年9月に法制審議会に諮問され、同年11月から民事執行法部会において調査審議が行われている。</p>

<p>されている。そこで、これらの点について、民事執行法の所要の見直しを行う。</p>		
<p>多くの18歳，19歳の者が，自ら就労して金銭を得たり，一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で，憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや，諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて，民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（第4条等）の見直し</p>	<p>国会提出中 民法の成年年齢については，平成21年10月，法制審議会から法務大臣に対し，選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば，民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である旨の答申がされた。今般，選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等を踏まえ，「民法の一部を改正する法律案」を立案し，平成30年3月，この法案を第196回国会に提出した。</p>
<p>近年における社会経済情勢の変化等に鑑み，株主総会に関する手続の合理化や，役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備，社債の管理の在り方の見直し，社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しの可否を検討の上，当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。</p>	<p>〔会社法〕 ・会社法制（企業統治等関係）の見直し</p>	<p>法制審審議中 会社法制（企業統治等関係）の見直しについては，平成29年2月に法制審議会に諮問され，同年4月から会社法制（企業統治等関係）部会において調査審議が行われている。平成30年2月には「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ，パブリックコメントの手続を実施している。同部会においては，パブリックコメントの手続の終了後に，その結果を踏まえ，要綱案の取りまとめに向けた調査審議が引き続き行われる予定である。</p>

【刑事関係】

<p>近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。そこで，企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について，引き続き，必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・企業の刑事責任の在り方</p>	<p>検討中 ・企業の刑事責任の在り方については，新規立法や法改正の際に，きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に，企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。</p>
--	--	--

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		総合法律支援の充実強化				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	2
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	31,319,095	31,187,493	30,877,496	31,672,076	34,029,291
	補正予算	△ 61	△ 219	△ 20		
	繰越し等					
	計	31,319,034	31,187,274	30,877,476		
執行額		30,664,486	30,845,730	30,735,501		

政策評価調書（個別票2）

政策名	総合法律支援の充実強化					番号	2		(千円)	
	予算科目						予算額			
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1								
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	16,493,383	16,835,905		
	◆	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	14,567,604	16,591,206		
	◆	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興に係る日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	611,089	602,180		
	◆	4								
	小計						31,672,076	34,029,291		
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >		
	○	2					< >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						31,672,076 の内数	34,029,291 の内数			

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		法曹養成制度の充実				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	3
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	30,327	19,663	19,426	9,492	10,867
	補正予算					
	繰越し等					
	計	30,327	19,663	19,426		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		28,776	19,163	17,598		

政策評価調書（個別票2）

政策名	法曹養成制度の充実					番号	3		(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額			
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	法務本省共通費	法務本省一般行政に必要な経費	9,492	10,867		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						9,492 <>の内数	10,867 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				<	><	>		
	○	2				<	><	>		
	○	3				<	><	>		
	○	4				<	><	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				<	><	>		
	◇	2				<	><	>		
	◇	3				<	><	>		
	◇	4				<	><	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						9,492 の内数	10,867 の内数			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（2））

施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（2））
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙1）に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当する以下の事項につき、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 ・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 ・司法試験の在り方の検討 ・法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催
目標設定の考え方・根拠	<p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議¹が置かれ、同検討会議の行った取りまとめに基づき、平成25年7月、前記法曹養成制度関係閣僚会議決定（別紙2）がなされた。</p> <p>法務省では、同閣僚会議決定に基づき、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会²を設けるとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会を設置し、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い、その成果等を踏まえた取りまとめを行い、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。</p> <p>また、前記閣僚会議決定を踏まえ、政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、平成25年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、平成27年6月30日、前記法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）がなされた。</p> <p>推進会議決定においては、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくために、活動領域に関する取組のほか、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等を行うこととされた。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	30年度
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	—	—	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有資格者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法曹有資格者の活動領域の拡大については、平成27年5月の法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや、同年6月の推進会議決定において、今後も関係機関の協力を得て、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。

具体的には、下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会^{*3}（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国（シンガポール、インドネシア及びタイ）についても、他の国内機関が公表する類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270
法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」 ^{*4} 閲覧件数（件）	—	—	—	7,116	10,441

※法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

施策の進捗状況（目標）		
-------------	--	--

測定指標	基準	基準年度	30年度
		2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	—

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成27年6月の推進会議決定では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積・検証、司法試験の在り方の検討等の取組を行うとされ、さらに、文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備して、両省が行うべき取組、関係機関・団体に期待される各取組の進捗状況を適時に把握するとされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。

具体的には、下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

本年度は連絡協議会を3回開催し、①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口の在り方に関する各種データ、③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等、④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果、⑤法学部生を対象とする法曹志望に関する調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

なお、推進会議決定で、法務省において検討すべき事項として掲げられていた司法修習生に対する経済的支援に関しては、平成29年4月19日、法曹人材確保の充実・強化等の推進を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度を創設等をする改正裁判所法が成立（平成29年法律第23号）し、同年11月1日から施行されている。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270

※法務省ホームページへの掲載年月
 ○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究	30百万円 (29百万円)	20百万円 (19百万円)	17百万円 (17百万円)	8百万円	—

(平成26年度)					
法曹に関する意識調査費 (平成29年度)	—	—	3百万円 (1百万円)	2百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」については、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国についても、他の情報との差別化を図るためアップデート調査を行うものである。</p> <p>「法曹に関する意識調査」については、従来、法曹志望者の大きな給源であった法学系の学部在籍する現役の大学生に対し、法曹に関する意識を調査するためのアンケートを実施して、その調査結果を分析することで、法曹志望者数の回復を図るために推進会議決定に掲げられた各施策や法曹の魅力に関する広報について活用等するものである。</p>				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	30百万円 (29百万円)	20百万円 (19百万円)	20百万円 (18百万円)	10百万円

*1 法曹養成制度検討会議 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html)

*2 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)

*3 法曹養成制度改革連絡協議会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)

*4 日本企業及び法人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実に図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け：I-2-(2))					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	30,327	19,663	19,426	9,492
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	30,327	19,663	19,426	
執行額(千円)	28,776	19,163	17,598			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○法曹養成制度検討会議¹取りまとめ（平成25年6月26日）</p> <p>○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙1）</p> <p>○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙2）</p>					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 ² の取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや，推進会議決定においては，今後も，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ，法務省において，そのための環境を整備するとされた。</p> <p>法務省においては，推進会議決定を踏まえ，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関</p>		

係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会³（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国（シンガポール、インドネシア及びタイ）についても、他の国内機関が公表する類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270
2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 ⁴ 」閲覧件数（件）	—	—	—	7,116	10,441

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

平成29年度は連絡協議会を3回開催し、①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口の在り方に関する各種データ、③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等、④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果、⑤法学部生を対象とする法曹志望に関する調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

なお、推進会議決定で、法務省において検討すべき事項として掲げられていた司法修習生に対する経済的支援に関しては、平成29年4月19日、法曹人材確保の充実・強化等の推進を図るため、司法修習生に対し、

修習給付金を支給する制度の創設等をする改正裁判所法（平成29年法律第23号）が成立し、同年11月1日から施行されている。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○ 「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、連絡協議会をおおむね3～4か月に1回開催しているところ、平成29年度においては、同年5月及び平成30年2月の各連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（自治体、企業）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。また、アジア諸国に弁護士を派遣するなどし、現地の法運用等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了している国のアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載している。これらにより、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、平成29年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年5月、同年10月及び平成30年2月の3回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータなどについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。そのほか、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計6回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組も行っていることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>（取組の有効性、効率性等）</p>	

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、「施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標 1 との関係では、平成29年度開催の連絡協議会において、2回にわたり法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数が年間1万件を超えており、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえることから、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、平成30年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成30年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成30年7月10日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用した資料等
- ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html]）
 - ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html]）

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
引き続き、所要の経費の要求を行った。

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

-
- *1 法曹養成制度検討会議 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html)
 - *2 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)
 - *3 法曹養成制度改革連絡協議会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)
 - *4 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施	番号	4
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	9,771	9,785	12,049	9,557	11,733
	補正予算	△ 10	△ 35			
	繰越し等					
	計	9,761 <0>	9,750 <0>	12,049 <0>		
執行額		8,227	8,461	10,594		

政策評価調書（個別票2）

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				番号	4		(千円)	
		予 算 科 目					予 算 額			
		整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費	9,557		11,733	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							<> の内数		<> の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<> の内数		<> の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数		<> の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数		<> の内数
合計							の内数		の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				番号	4	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施	<p>①民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。</p> <p>②インターネット等の媒体を通じて、認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。</p>	● 1	9,557	11,733	2,176	-	本政策はモニタリング中であり、直近の平成29年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。		
合計			9,557	11,733	2,176	-			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（3））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－（3））
達成すべき目標	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ 数の増加を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）³⁾は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。</p> <p>国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続⁴⁾を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） Ⅱ－第1－8－（1）ADRの拡充・活性化の意義</p> <p>○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） Ⅱ－第1－8－（2）－イ⁵⁾</p> <p>○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）⁶⁾</p>
政策評価実施予定時期	平成32年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	29年度	30年度	31年度	
1 活動中の認証紛争解決事業者の総数	140	27年度	148	152	156

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。

そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。

そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証事業者数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないことなどから、認証申請を検討している者からの相談件数を、参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
活動中の認証紛争解決事業者の総数	123	128	133	140	148	149	
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証申請を検討している者からの相談件数	26	24	27	23	23	27	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①裁判外紛争解決手続(A DR)認証制度実施 (平成19年度)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	12百万円 (11百万円)	10 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査・指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 認証の申請を検討している者を対象として、申請の手続を適正円滑に行うことができるよう、申請書類等を提出する前に、その内容についての相談を行っている。 				0007	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	12百万円 (11百万円)	10 百万円

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかにした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		法教育の推進				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	5
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	14,387	9,638	20,982	22,051	40,636
	補正予算					
	繰越し等					
	計	14,387	9,638	20,982		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		5,963	6,264	16,468		

政策評価調書（個別票2）

政策名	法教育の推進					番号	5	(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進に必要な経費	22,051	40,636	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						22,051	40,636	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						<> の内数	<> の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計						<> の内数	<> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計						<> の内数	<> の内数	
合計						22,051	40,636		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			法教育の推進				番号	5	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
法教育の推進	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。	●	1	22,051	40,636	18,585	△ 945	<p>【目標】 法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会及び部会を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するように、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。</p> <p>【実績】「測定指標（参考指標）」（実績値） ・「協議会等の活動状況（協議会等の開催実績）」（平成29年度：10回） ・「法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況（法教育授業実施回数）」（平成29年度：3,553回）</p> <p>法教育の推進のためには、学校現場等における具体的な法教育活動に対する協力・支援を行う必要がある。</p> <p>法教育の更なる普及・充実に向けて、これまでの施策の効果を分析し、今後の施策に反映するための調査研究及び法教育の担い手である教員の指導力向上のための教員向けセミナーを実施することとし、そのための必要経費を要求する一方で、旅費等については、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。</p>	
合計				22,051	40,636	18,585	△ 945		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（4））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（4））
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。
目標設定の考え方・根拠	<p>近年、社会はグローバル化が進展し、異なる価値観を有する者同士が協働する機会が増加するなど、その複雑困難さを増しているところ、このような状況下においても自由で公正な社会を維持していくために、それを支える人材の育成が強く求められている。</p> <p>そのためには、法律専門家ではない一般の人々が、様々な人々が社会で共生する上で、法やルールが不可欠なものであることを理解し、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ることのできる資質や能力を身に付ける必要がある。</p> <p>このような資質や能力の育成は、児童生徒の発達過程を通じた長期間を要するものであることから、それを達成するための第一次目標として、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実の実現を設定し、そのための行政手段として、教員や教育関係者に対する「広報活動等の実施による法教育に対する理解の促進」及び「利便性の高い法教育教材の提供」を選定した。</p>
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） ・Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ^{*1}
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年度	30年度
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページへのアクセス件数	27,245	29年度	対前年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、教員及び教育関係者を含む国民の法教育への関心度を測るための指標として有効であり、また、アクセス件数の変動は、周知・広報が効果的かどうかの評価を行う指標としても有効であることから、同アクセス件数を指標とし、対前年度増を目標値とした。</p>					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法務省ホームページ内の法教育関連ページ ^{*2} へのアクセス件数	—	—	21,384	21,714	27,245

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			30年度
2 協議会等の活動状況	—	—	<p>法教育推進協議会^{*3}及び部会^{*4}（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査^{*5}の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があるところ、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催し、法教育に関する協議・情報交換等を行うことや、学校における法教育の実践状況等を調査し、既存教材の改定や新規教材の作成を行うことが重要であることから、協議会等における協議・情報交換等を目標とし、その活動状況を測定指標とした。なお、平成26年度に行った普通科高等学校における法教育の実践状況調査及び平成27年度に行った普通科以外の高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。</p>					
施策の進捗状況（実績）					
29年度					
<p>協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。</p> <p>また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行い、小学生向け視聴覚教材を作成した。</p>					
参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
協議会等の開催実績（回）	5	7	5	8	10

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	30年度				
3 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>法教育の推進のためには，具体的な法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに，教員及び教育関係者を含む国民の意識，関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから，これらを積極的に実施することを目標とし，その実施状況により達成度合いを評価することとした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
29年度							
<p>法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について，法務省関係機関において多数実施するとともに，更なる利用の促進を図るため，学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し，教育関係機関等に配布した。併せて，法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い，学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。</p> <p>その他，法の日週間記念行事において法教育関連イベントを実施し，併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。</p>							
参考指標			年度ごとの実績値				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法教育授業実施回数（回）			2,992	3,325	2,947	3,167	3,553
達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標		
	27年度	28年度	29年度				
①法教育の推進 （—年度）	14百万円 （6百万円）	10百万円 （6百万円）	21百万円 （16百万円）	22 百万円	1, 2, 3		
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号			
<p>学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現するため，協議会等を開催し，法教育教材の作成や法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討など，法教育に関する協議・情報交換等を行う。また，具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに，国民の意識・関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行う。</p>				0008			
			予算額計（執行額）			30年度 当初予算額	
			27年度	28年度	29年度		

施策の予算額・執行額	14百万円 (6百万円)	10百万円 (6百万円)	21百万円 (16百万円)	22 百万円

*1 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*2 法務省ホームページ内の法教育関連ページ

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

*3 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*4 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

*5 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた現行学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,387	9,638	20,982	22,051
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	14,387	9,638	20,982	
執行額(千円)	5,963	6,264	16,468			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ・Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の		

在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行い、小学生向け視聴覚教材を作成した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 協議会等の開催実績（回）	5	7	5	8	10

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施（別紙参照）するとともに、更なる利用の促進を図るため、学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し、教育関係機関等に配布した。併せて、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントを実施し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2 法教育授業実施回数（回）	2,992	3,325	2,947	3,167	3,553

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 ----- （判断根拠） 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施	

策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いの理解を深めた。

さらに、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に向けた協議等を行い、小学生向け教材を作成しており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、法務省職員が教職員向け研修等に講師として参加し、法教育授業の実践に向けたガイダンスを行うとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて法教育授業を実施している。さらに、法務省職員による法教育授業の更なる利用促進のため、法教育授業の目的や内容を分かりやすくまとめた広報用資料を教育関係機関等に配布し周知を図ったほか、法の日週間記念行事等において法教育関連イベントを実施するなど、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じた広報活動を行っている。加えて、法教育マスコットキャラクターを活用し、幅広い層に対して法教育の意義や重要性を伝えるための広報活動を実施しており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成30年7月10日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕

	<p>法教育の受け手である児童・生徒を対象とした、法教育教材についてのアンケートを実施するなどして、教材の評価を把握し、必要に応じて改訂等を検討すべきではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>法教育教材の作成過程で試行授業を実施し、児童・生徒の反応を確認して教材内容を修正等しており、受け手側の反応も踏まえた教材作りを行っている。教材作成後は、学校現場における法教育の実践状況調査を行うなど、受け手側の評価も踏まえた各種取組の実施について検討したい。</p>
--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「学校現場における法教育の実践状況調査」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) を参照</p> <p>「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照</p>
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費等について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

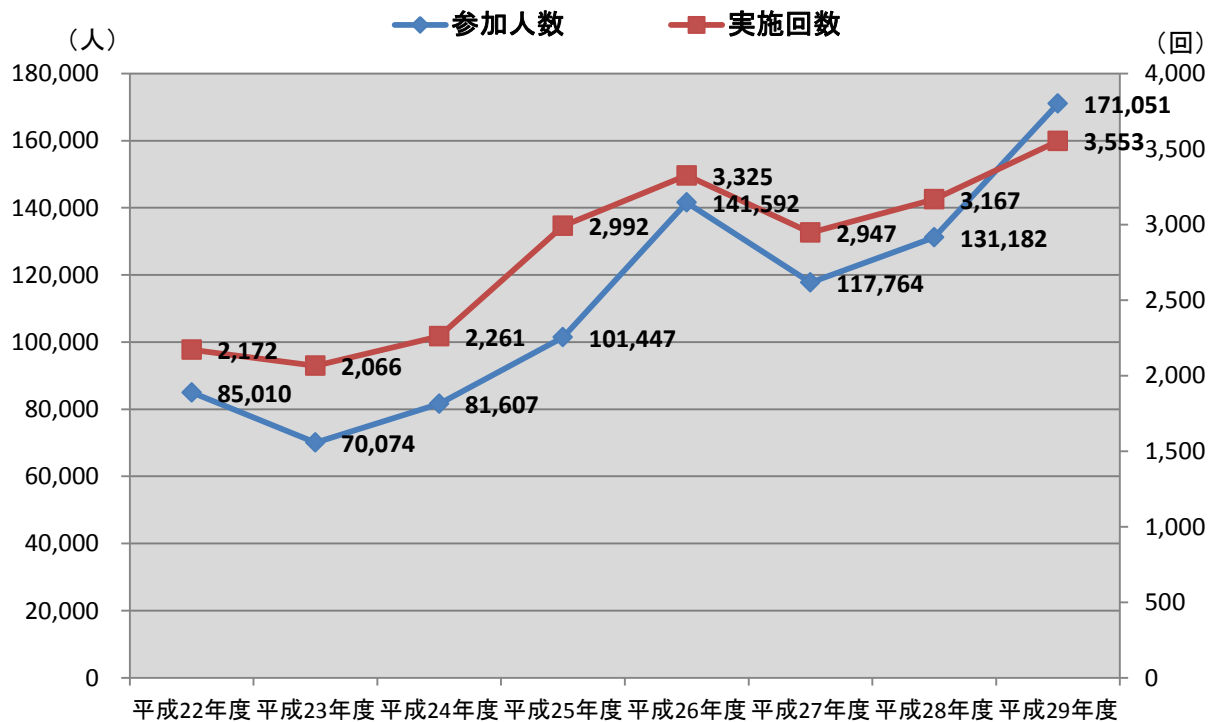
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

法教育授業実施状況報告書

	参加人数	実施回数
平成22年度	85,010	2,172
平成23年度	70,074	2,066
平成24年度	81,607	2,261
平成25年度	101,447	2,992
平成26年度	141,592	3,325
平成27年度	117,764	2,947
平成28年度	131,182	3,167
平成29年度	171,051	3,553
計	899,727	22,483



政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	6
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	38,478	42,120	36,437	60,762	58,938
	補正予算	22,474				
	繰越し等	△ 22,474	22,474			
	計	38,478	64,594	36,437		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		30,233	56,316	29,748		

政策評価調書（個別票2）

政策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言					番号	6	(千円)			
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費				60,762	58,938
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						60,762 <>の内数		59,938 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				<	>	<	>		
	○	2				<	>	<	>		
	○	3				<	>	<	>		
	○	4				<	>	<	>		
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				<	>	<	>		
	◇	2				<	>	<	>		
	◇	3				<	>	<	>		
	◇	4				<	>	<	>		
	小計						<>の内数		<>の内数		
合計						60,762 の内数		59,938 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言				番号	6	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
法務に関する調査研究	内外の社会経済情勢を的確に把握、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。	●	1	60,762	58,938	△ 1,824	△ 980	<p>【目標】内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。</p> <p>【実績】内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、国内外の法務に関する総合的・実証的な調査研究を計画的に実施し、刑事政策の立案・実施等に資する基礎資料として、犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査・研究の成果として「犯罪白書」を発表し、また、法務本省の各局が抱える刑事政策の課題に関する調査・研究の成果として「研究部報告」等を取りまとめた。</p> <p>費用対効果の観点からも十分に合理的である旨の評価を得ていることから、引き続きデータ・資料の入手その他研究手法が、研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から合理的な範囲の費用支出であるかに意を用いることとする。</p> <p>旅費の執行計画の見直しを行うことにより経費の縮減を図った。</p>	
合計				60,762	58,938	△ 1,824	△ 980		

平成30年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省30- (5))
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (青少年の立ち直り (デシスタンス) に関する調査)	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	平成31年8月	
評価方式	事業評価方式	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等^{*1}の2年以内再入所率^{*2}を平成24年からの10年間で20%以上減少させるという目標が設定され、再犯防止のための重点施策の一つとして「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する」こととされ、再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究を実施することとされている。

前記総合対策では、この総合的な調査研究において、刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のための分析や研究等を継続的に実施するのみならず、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究の実施を検討することとされている。前記更生要因等を明らかにするためには、犯罪や非行をした者を矯正施設出所（出院）後や保護観察終了後も長期間にわたって追跡し、時間の経過とともに起こる意識の変化や出来事を、面接調査によってできる限り把握し、分析・検討を行う必要がある。特に少年期に非行のあった者については、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、そうした者は年齢を重ねても再犯を繰り返す傾向の高いことが、平成21年版犯罪白書において指摘されている反面、少年は可塑性に富んでおり、改善更生の余地が大きいことから、これらの者の更生要因等を調査・分析することは、有効な再犯防止策の実現に資することになる。

(2) 目的・目標

少年院を出院した者を対象として、出院後約4年間の追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることによって、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方、あるいは保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成27年度から平成28年度までの2か年

イ 研究概要

平成25年1月から3月の間に少年院を出院した者を出院後約4年にわたって追跡し、以下の調査を実施する。

(ア) 質問紙調査（郵送調査）

調査対象：①平成25年1月から3月の間に少年院を出院した者のうち、調査に同意した者

②16歳以上の一般青少年（無作為に抽出した者）のうち、調査に同意

した者

調査内容：調査実施時点における生活状況，家族・友人との関係，心理的特徴等に関する自記式質問紙

調査時期：平成26年度（パイロット調査），27年度，28年度に各1回

その他：調査対象①については，調査時点において少年院に再入院していない者を主たる調査対象とする。平成26年度調査（パイロット調査）においては，立ち直った者の特徴を明らかにするための比較対象として，調査時点において少年院に再入院している者にも調査を実施する。

(イ) 面接調査

調査対象：平成25年1月から3月の間に少年院を出院した者のうち，調査に同意した者

調査内容：自分自身やこれまでの出来事，非行からの立ち直りについて，調査対象者の考えを尋ねる聞き取り調査

調査時期：平成26年度（パイロット調査），27年度，28年度に各1回

その他：調査時点において少年院に再入院していない者を主たる調査対象とする。平成26年度調査（パイロット調査）においては，立ち直った者の特徴を明らかにするための比較対象として，調査時点において少年院に再入院している者にも調査を実施する。なお，面接調査は，少年鑑別所職員又は法務総合研究所の研究官が心理学や教育学の専門知識に基づき実施する。

(ウ) 成行き調査

調査対象：平成25年1月から3月の間に少年院を出院した者のうち，調査に同意した者

調査内容：出院から約4年が経過した平成28年12月末時点における，少年院再入院状況及び刑事施設入所状況

調査時期：平成29年2月

平成26年度のパイロット調査結果を踏まえ，以下の2点について当初の研究計画を調整した。

- ①少年院出院者のうち「立ち直った者」に焦点を当てるとい研究の目的に鑑み，平成27年度以降の質問紙調査（郵送調査）及び面接調査については，少年院に再入院している者は調査対象外とした。
- ②質問紙調査（郵送調査）に回答しなかった者及び面接調査に参加しなかった者も含めた調査対象者全体の成行きを正確に把握し，少年院出院者全体の出院後の状況について検討するため，成行き調査を実施することとした。

ウ 共同研究者

これだけ大規模な改善更生要因に関する調査研究は，国内においてはほとんど前例がないことから，刑事政策，社会調査，統計分析等の分野における学識経験者を共同研究者として活用するほか，先行研究のある海外の研究者と連携を図る。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して，少年院出院者の出院後の状況及び更生要因を明らかにし，法務総合研究所研究部報告として発刊するほか，国内外の関連学会等において発表を行う。

3. 事前評価の概要

本研究について，平成26年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，評価基準（別紙1参照）第4の1に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

(1) 必要性

本研究は，法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」に密接に関連す

る研究であり、同対策においても実施の検討が要請されているものである。これまでの罪種や犯罪者・非行少年の特性に着目した再犯の状況や要因の調査研究だけでは必ずしも明らかにならなかった再犯をしなかった者の再犯抑止要因を含む犯罪者・非行少年の内面を明らかにすることによって、再犯防止対策に資する新たな示唆を得ることが期待できるものであり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。また、少年院出院者を調査対象者とする大規模な追跡調査はこれまでほとんど前例のない研究であり、調査期間が長く、調査範囲も全国に及ぶことから、全国に関係機関を有する法務省法務総合研究所以外の研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

本研究においては、少年院出院者を調査対象としている。平成21年版及び23年版白書では、少年期に非行があった者のうち、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、かつ、そうした者は、年齢を経ても、再犯を繰り返す傾向が高いことを指摘している。一方で、少年や若年者は、可塑性に富んでいると言われており、このような者を対象に改善更生要因を明らかにすることは、再犯防止のための新しい施策等の効果的な実施につながることを期待できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。また、全国各地に及ぶことが予想される面接調査については、関係部局から面接者及び面接場所の提供を受けて実施する予定であり、特別な支出を要しないと見込まれ、対照群となる一般青少年の郵送調査については民間業者に実施を委託するが、全国80地点から抽出を行って実施する郵送調査においては、調査を専門とする民間業者に委託することが合理的であって、前例のない本調査において、実務に資する質の高い調査・分析結果を速やかに提供するためには、専門知識を有する共同研究者の活用及び先行研究例のある海外研究者等との連携が不可欠であり、本研究は費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。さらに、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官経験を有する研究部研究官に加え、面接の専門家である少年鑑別所心理技官の協力を得て面接調査を行い、収集したデータの分析に当たっては、共同研究者として学識経験者の知見を活用して行うこととしている上、先行研究例のある海外の研究者等からの助言を受けて実施することとしており、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点である。

(3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものである上、国内においてはこれまでに例のない研究であり、同対策を所管する部局による施策等の立案検討等の基礎資料として利用されることはもちろん、大学の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成31年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}

第3 再犯防止のための重点施策

- 3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 3－（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

6. 備考

*1 「刑務所出所者等」

刑務所出所者及び少年院出院者をいう。

*2 「2年以内再入所率」

出所等年を含む2年間（出所等した年の翌年の年末まで）において刑務所等に再入所等する者の割合をいう。

*3 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。また，刑務所出所者等のうち，再犯をしなかった者について，更生することができた要因等の調査研究を検討する。

3－（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ，満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等，既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について，関係省庁の連携の下で，検討を行う。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」に密接に関連する研究であり、同対策においても実施の検討が要請されており、実施の必要性は極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、少年院出院者を調査対象とする大規模な追跡調査で、これまでほとんど前例がない。また、調査期間が長く、調査範囲も全国に及ぶことから、全国に関係機関を有する法務省法務総合研究所以外の研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	本研究は、これまでの罪種や犯罪者・非行少年の特性に着目した再犯の状況や要因の調査研究だけでは必ずしも明らかにならなかった再犯をしなかった者の再犯抑止要因を含む犯罪者・非行少年の内面を明らかにすることにより、再犯防止対策についての新たな示唆を得ることが期待できるものであり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究においては、少年院出院者を調査対象としている。平成21年版及び23年版白書では、少年期に非行があった者のうち、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、かつ、そうした者は、年齢を経ても、再犯を繰り返す傾向が高いことを指摘している。一方で、少年や若年者は、可塑性に富んでいると言われていることから、このような者を対象に改善更生要因を明らかにすることは、再犯防止のための新しい施策等の効果的な実施につながることを期待できる。以上のことから、本研究における研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官等で構成するチームで実施し、研究部研究官に加え、面接の専門家である少年鑑別所鑑別技官の協力を得て面接調査を行い、収集したデータの分析に当たっては、共同研究者として学識経験者の知見を活用して行うこととしている上、先行研究例のある海外の研究者等からの助言を受けて実施することとしている。調査項目については更なる検討を要するものもあるが、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いる基本データの入手については、法務省機関等としての利点を活かしたものであり、全国各地に及ぶことが予想される面接調査についても、関係部局から面接者及び面接場所の提供を受けて実施する予定であり、特別な支出を要しないと見込まれる。全国80地点から抽出を行う、対照群となる一般青少年の郵送調査については民間業者に委託して実施するのが合理的であり、前例のない本調査において、実務に資する質の高い調査・分析結果を速やかに提供するためには、専門知識を有する共同研究者の活用及び先行研究例のある海外研究者等との連携が不可欠である。以上のことから、研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものである上、国内においてはこれまでに例のない研究であり、同対策を所管する部局による施策等の立案等の検討の基礎資料として利用されることはもちろん、大学の研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (4))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3- (1)）					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	861	7,017	—	—
		補正予算(b)	0	0	—	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	861	7,017	—	
執行額(千円)		861	7,017	—		
政策評価実施時期	平成30年 8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

我が国は急速な高齢化社会を迎えているが，高齢者による犯罪は，高齢者の人口増加を大きく上回る勢いで増加し，平成23年の65才以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員は，4万8,637人（20年前の約6.3倍）である。また，65才以上の刑事施設¹入所受刑者人員は，20年前の274人に対し，平成23年は2,028人に増加（高齢者率は20年前の1.3パーセントに対し，8.0パーセントに上昇）している。一方，平成23年の高齢者の仮釈放率は，31.3パーセントと出所受刑者全体（51.2パーセント）より約20ポイント低く，その背景に，適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測されている。

また，障害者についても，累犯障害者の問題が浮き彫りになり，刑務所が福祉施設の代用と化している実態があるのではないかなど等の問題が指摘されている。

こうした情勢を踏まえ，平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」では，その重点施策の一つとして「高齢者又は障害者に対する指導及び支援」を掲げており，高齢・障害犯罪者に対する再犯防止対策，とりわけ社会復帰に向けた生活環境の調整や生活基盤の確保等は，喫緊の課題となっている。

高齢又は障害のある犯罪者には，就労し，自立した生活を送ることが困難な者も少なくなく，刑事施設から出所する高齢・障害者を対象とする特別調整等のように，医療や福祉施設等への橋渡しを含む福祉的支援に重点を置いた社会復帰支援策が実施され始めているほか，検察庁においても，不起訴処分にあたって福祉的支援に橋渡しするなどの新しい取組も試行され始めた。

こうした支援策の改善・強化を含む今後の適切な高齢・障害犯罪者の社会復帰支援策の在り方を検討するにあたっては，支援を必要とする者の実態並びに支援の実施状況及びその有効性を把握する必要がある。しかし，従前の研究等では，まず，支援の対象となるべき者，すなわち，高齢者又は障害者で，医療や福祉等のサービス・支援を必要とする起訴猶予者，執行猶予者，保護観察対象者，刑事施設出所者・出院者等の規模自体明らかでないほか，罪種・手口等や属性ごとの帰住状況や家族関係等を含む生活基盤の確保等に係る実態も全く明らかではない。また，中には，福祉施設等になじまないなど，特定の支援策が有効に機能しない者もいることが推測され，対象者の特性に応じた適切

な支援を選択することが求められるところ、罪種や属性等の犯罪者のタイプ別についての特別調整や住居確保支援等の効果の有無と程度も明らかではない。

したがって、高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 動向分析

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、高齢・障害犯罪者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 高齢・障害犯罪者の支援必要者と支援状況の実態調査

一定期間における刑事施設出所者のうち、高齢者及び精神障害者に対し、刑事施設の職員記入等による調査票調査を実施する。

なお、調査票調査については、検察、矯正、更生保護の対象者に対する調査・分析を計画していたが、研究計画を進める中で、「障害者」の範囲を画定するに当たり、刑事施設において精神障害があると診断された者に絞ることが適切と認められたことなどから、刑事施設の対象者を分析することとした。

(ウ) 高齢・障害犯罪者の実態と社会復帰支援策の調査

一定時期において、刑事施設から出所する高齢・精神障害犯罪者を調査対象者として抽出し、調査票により、対象者の属性、犯罪の内容等を調査する。また、対象者に対する処遇状況（特に、特別調整・特別処遇等、医療・福祉的支援の必要性から実施されるものや住居確保支援等）や出所後の帰住状況等を調査する。

さらに、出所等の後、一定期間を経て、調査対象者の再犯状況等に関する追跡調査を実施する。

(エ) 高齢・障害犯罪者の処遇に関する実地調査

刑事施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設等において、高齢・障害犯罪者の処遇の現状を実地調査する。さらに、検察庁において、障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についても実地調査する。

また、イタリアにおける高齢・障害犯罪者の処遇について実地調査する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、高齢・障害犯罪者及び処遇の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である高齢・障害犯罪者の再犯防止は、犯罪対策閣僚会議が策定した「再

「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、高齢者犯罪が増加する中、同総合対策も策定のおおむね5年後を目途に見直しが予定されていることなどから、早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。また、現在まで本研究に代替する包括的な研究は実施されていない上、本研究のように、検察・矯正・保護関係機関の公的記録等に基づくデータを使用する手続横断的な研究は、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

本研究における調査対象者の設定については、検察、矯正、保護の各段階における高齢・障害犯罪者を広く調査対象とする上、いずれも一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため、適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。他方、調査対象となる「障害者」の範囲については、今後研究計画を進める中で適切に画定する必要があるほか、研究を深めるためには、実施実績数の制約から、統計的な分析になじみにくいものの、不起訴処分等となった検察庁による福祉的支援等の対象者の追跡調査を検討する余地がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり、従来にない研究であることを踏まえると、高齢・障害犯罪者対策、処遇の在り方等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成30年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」において、高齢者又は障害者に対する指導及び支援が重点施策の一つとされ、その再犯防止対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、高齢者及び精神障害のある者の犯罪の動向、その処遇や再犯防止対策の現状と課題等を明らかにするため、公式統計や特別調査結果等に基づき、以下の知見を得た。

ア 高齢者及び精神障害のある者による犯罪等の動向

(ア) 高齢者

刑事司法手続の各段階における高齢者の人員は、社会における高齢者人口の増加をはるかに超える勢いで増加し、最近20年間で見ると、高齢者の刑法犯検挙人員は約3.8倍、刑法犯の検察庁既済事件人員は約6.1倍、同起訴人員は約6.9倍、入所受刑者人員は約4.5倍の増加となっており、検察庁の段階における人員の増加が著しい。また、特に女性と70歳以上の者の人員の増加が更に顕著であった。

(イ) 精神障害のある者

精神障害者等による刑法犯検挙人員は、最近20年間で約2倍に増加し、その人員に占める精神障害者等の人員の比率も上昇している。平成27年の入所受刑者人員のうち、精神障害を有する者の人員は、最近20年間で約2.5倍に増加し、精神障害の種別では、知的障害と人格障害は、おおむね横ばいであるが、神経症性障害は約8倍、その他の精神障害は約2.7倍にそれぞれ増加している。また、同年の入所受刑者中に占める精神障害を有する者の比率は13.1パーセントに上昇している。精神障害を有する入所受刑者のうち、女性の人員は最近20年間で約6倍に急増し、同年の女性の入所受刑者に占める精神障害を有する者の比率は2割を超えている。

イ 高齢者及び精神障害のある者による犯罪の実態

(ア) 高齢者

平成27年の高齢者の刑法犯検挙人員の罪名は、窃盗の割合が最も高く、女性高齢者は、約9割が窃盗で、その手口のほとんどが万引きである。また、窃盗以外の犯罪では、特に傷害、暴行の増加（約8.8倍、約50.1倍）が顕著である。

高齢入所受刑者中の再入者率は、男性は、65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、平成27年は73.0パーセントとなり、女性は、近年50パーセント前後で推移し、27年は48.6パーセントであった。また、高齢者の2年以内再入率は、17年の出所受刑者の31.1パーセントから大幅に低下し、26年の出所受刑者では20.4パーセントとなっているものの、65歳未満の者の2年以内再入率（18.3パーセント）より依然として高い。

(イ) 精神障害のある者

知的障害を有する者については、平成27年の入所受刑者の罪名では、窃盗が過半数を占め、覚せい剤取締法違反の割合が精神障害のない者と比べて顕著に低いこと、29歳以下の者の割合が精神障害のない者等と比べて高いこと、住居不定の割合が精神障害のない者等と比べて高いこと、未婚の割合が顕著に高いこと、教育程度は不就学又は中学卒業の割合が6割を超えること等が特徴として挙げられる。また、同年の再入者率（65.0パーセント）は、精神障害のない者（58.1パーセント）よりも高い。

知的障害以外の精神障害を有する者については、平成27年の入所受刑者の罪名では、覚せい剤取締法違反が約4割、窃盗が約3割で、精神障害のない者と比べると、覚せい剤取締法違反の割合が高いこと、精神障害のない者等と比べて、40～49歳の者の割合が最も高く、高齢者の割合が最も低いこと等が特徴として挙げられる。また、同年の入所受刑者のうち、再入者の人員は、最近20年間で約2.7倍に増加し、同年の再入者率（68.4パーセント）は、精神障害のない者（58.1パーセント）よりも高い。

ウ 特別調査

特別調査では、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び精神障害受刑者（知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者）の基本的属性等のほか、再入状況や特別調整の実施状況について調査した。

高齢受刑者（293人）のうち、調査期間再入者は47人（全体の16.0パーセント）で、

再入時罪名は、窃盗が過半数を占め、罪名が財産犯の者（33人）の犯行の動機・背景事情を見ると、家族と疎遠又は身寄りなしが約6割、生活困窮等が約5割などとなっており、調査期間再入者の8割以上は同居人がいなかった。

知的障害を有する者（66人）のうち、調査期間再入者は、14人（21.2パーセント）であり、再入時罪名では、窃盗が9人と最も多かった。罪名が財産犯の調査期間再入者（12人）の犯行の動機・背景事情の主たるものとしては、体調不良（10人）等が挙げられ、犯行時に無職であった者が約8割を占めた。

知的障害以外の精神障害を有する者（385人）のうち、調査期間再入者は80人（20.8パーセント）で、再入時罪名は、窃盗が最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順であった。再入時罪名が財産犯の調査期間再入者（38人）の犯行の動機・背景事情を見ると、体調不良、家族と疎遠又は身寄りなし、生活困窮、盗み癖、自己使用・費消目的などが半数又は半数近くを占めた。

これらの者に対する特別調整の実施状況については、特別調整対象者は、これまで何度も繰り返し刑事施設を入出所してきた者が多くを占め、住居、仕事、更生を支える家族等、自立を可能にする生活基盤や生活環境が極めて脆弱であったが、特別調整辞退者、そのいずれでもない者に比べて調査期間再入者の人員の割合が低かった。

エ 提言

以上の調査研究の結果を踏まえ、本研究では、次のような課題の提示や提言を行った。

（ア）刑事司法の各段階における社会復帰支援の充実

検察庁における社会復帰支援については、高齢者又は障害のある被疑者等に対する福祉的支援は早期介入の観点から意義があり、刑事施設については、試行中の「社会復帰支援指導プログラム」のほか、今後、高齢者の犯罪や問題性に着目した様々なプログラム等の矯正指導を一層充実させる必要がある。また、保護観察所については、更生緊急保護や特別調整等において、地域生活定着支援センター等の関係機関との調整の核となることから、人的体制の強化やノウハウの蓄積により、調整機能を向上させる必要がある。刑事司法の各段階において、対象者の福祉的支援や医療上・処遇上の配慮に係るニーズを的確に把握し、早い時期から社会復帰に必要な支援を開始する必要性が増している。

（イ）女性高齢者に対する窃盗防止指導や生活環境調整等の充実

女性高齢者に対する支援について、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの一つとして実施されている「窃盗防止指導」を始め、個々の高齢受刑者の問題性等に応じて、本人の行動の適正化や家族関係の調整等を図るプログラムがより多くの刑事施設で本格的に実施されることが望ましく、女性を収容する更生保護施設においても、刑事施設内の窃盗防止プログラムの実施状況を踏まえた効果的な処遇を展開することが期待される。

（ウ）社会復帰支援の課題と方向性

特別調整による支援を拒み、出所後、短期間で刑事施設に再入所する者への対応は大きな課題であることから、試行中の「社会復帰支援指導プログラム」の本格実施が期待されるほか、検察庁において支援に携わる職員が、外部の社会福祉士会や福祉関係機関と意見交換や協議会を通じて研鑽を積むこと、社会復帰支援の対象人員の増加に伴い、検察庁、刑事施設、指定更生保護施設等において、社会福祉士や精神保健福祉士の配置の増加や専門性の向上を含めた実施体制の整備を一層充実させること、刑事司法機関と福祉関係機関等との間で基礎的な知識と相互の立場の違いを共有し相互理解を深めることが、機関間の連携には重要であること、福祉関係機関等との良好なネットワークを共有し、再犯者に対し切れ目のない効果的な支援を実施していく必要があること等を指摘した。

オ 成果物

本研究の成果は、研究部報告56²「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的研究を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直し等に資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

近年、刑事司法の各段階における高齢者又は精神障害者の人員が増加しており、「再犯防止に向けた総合対策」においても、高齢者又は障害者に対する指導・支援が重点施策として掲げられているなど、これらの者に対する再犯防止対策が大きな課題となっている。したがって、高齢者又は精神障害のある者の犯罪の動向や実態、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要があり、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計に基づき、高齢者又は精神障害のある者による犯罪の近年の動向を男女別、年齢別等により詳細に分析しているほか、刑事施設が保有する記録を基に特別調査を実施し、再入状況や再入者の特徴、特別調整の実施状況等を詳細に分析するもので、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、高齢者と精神障害のある者、更に後者を知的障害のある者とそれ以外の精神障害のある者に分けて調査したところ（なお、特別調査において、「障害を有する犯罪者」については、範囲を確定するため、刑事施設で精神障害と診断された者を対象として分析した。）、これらの者による犯罪の実態の把握や再犯防止対策がとりわけ急務となっていることから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。本研究に使用したデータは、公式統計や刑事施設等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、最新の社会復帰支援等の施策について、実務における様々な個別事例を引用し、今後の施策の参考になる諸外国の制度やその運用等から得られた知見も踏まえつつ、バランス良く実施している。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、主として、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として刊行されたところ、見やすく工夫した図表を豊富に使用し、分かりやすく解説しているほか、特別調査の基礎データの詳細を提示し、調査結果を検証できるよう配慮したり、諸外国の施策については、その前提となる法制度の概要を関連資料として取りまとめるなど、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなって

いる。本研究は、その研究成果の一部が「再犯防止推進計画」の策定過程において資料として活用されるなど、施策の立案の参考とされたほか、本研究の知見も踏まえ、高齢犯罪者処遇に関する公開シンポジウムを開催し、関係部局幹部、刑事司法機関や関係機関の実務者、外部有識者等との発展的な議論の契機として利用された。また、高齢者等による犯罪の実態等に関する直近の基礎研究として、マスコミ等にも参照されている。さらに、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的な知見を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直しに資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成30年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

本研究の結果を踏まえ、罪を犯した高齢者及び精神障害者の刑事手続の運用や、処遇の在り方、再犯防止に関して効果的な方策に関する提言や対応が必要ではないか。

〔反映内容〕

高齢者及び精神障害者の刑事手続の運用や処遇の在り方、再犯防止に関しては、法務省の関係部局のみならず、厚生労働省等の他省庁や地方公共団体とも連携して取り組んでおり、議論がなされているところであって、様々な運用や対応の在り方を総合的に検討していく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}

第3 再犯防止のための重点施策

1－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 刑事施設

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*2 研究部報告56 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html)

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため，自立した生活を送ることが困難な者に対しては，刑務所等，保護観察所，地域生活定着支援センター，更生保護施設，福祉関係機関等の連携の下，地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により，出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに，帰住先の確保を強力に推進する。

また，地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても，個々の必要性に応じた指導・支援，医療・福祉等のサポートを，刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに，高齢者については，その再犯期間が短いことに注目し，刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに，刑務所収容中，福祉や年金に関する基礎的知識の付与，対人スキルの向上等，出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	近年、刑事司法の各段階における高齢者又は精神障害者の人員が増加しており、「再犯防止に向けた総合対策」においても、高齢者又は障害者に対する指導・支援が重点施策として掲げられているなど、これらの者に対する再犯防止対策が大きな課題となっている。したがって、高齢者又は精神障害のある者の犯罪の動向や実態、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要があり、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計に基づき、高齢者又は精神障害のあるによる犯罪の近年の動向を男女別、年齢別等により詳細に分析しているほか、刑事施設が保有する記録を基に特別調査を実施し、再入状況や再入者の特徴、特別調整の実施状況等を詳細に分析するもので、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究では、高齢者と精神障害のある者、さらに後者を知的障害のある者とそれ以外の精神障害のある者に分けて調査したところ、これらの者による犯罪の実態の把握や再犯防止対策がとりわけ急務となっていることから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究に使用したデータは、公式統計や刑事施設等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、最新の社会復帰支援等の施策について、実務における様々な個別事例を引用し、今後の施策の参考になる諸外国の制度やその運用等から得られたの知見も踏まえつつ、バランス良く実施している。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、特別な追加的費用を要しなかった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として刊行されたところ、見やすく工夫した図表を豊富に使用し、分かりやすく解説しているほか、特別調査の基礎データの詳細を提示し、調査結果を検証できるよう配慮したり、諸外国の施策については、その前提となる法制度の概要を関連資料として取りまとめるなど、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、その研究成果の一部が「再犯防止推進計画」の策定過程において資料として活用されるなど、施策の立案の参考とされたほか、本研究の知見も踏まえ、高齢犯罪者処遇に関する公開シンポジウムを開催し、関係部局幹部、刑事司法機関や関係機関の実務者、外部有識者等との発展的な議論の契機として利用された。また、高齢者等による犯罪の実態等に関する直近の基礎研究として、マスコミ等にも参照されている。さらに、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的な知見を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直しに資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。

評点合計： **70点** / 70点

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (5))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯者に関する研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	582	1,424	—	—
		補正予算(b)	0	0	—	—
		繰越し等(c)	0	0	—	
		合計(a+b+c)	582	1,424	—	
執行額(千円)	582	1,424	—			
政策評価実施時期	平成30年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実行すること」が，重点施策として掲げられている。

ところで，窃盗は，刑法犯認知件数の約4分の3を占めており，国民が最も被害に遭いやすく，身近に不安を感じる犯罪の一つであるが，それにとどまらず，犯罪白書等における研究によれば，窃盗事犯者は，5年内再入率等が覚せい剤取締法違反者と同程度に高く，窃盗を繰り返す傾向も認められることなどが明らかになっている。また，再犯防止に向けた総合対策における重点施策の対象である「少年・若年者」，「高齢者」，「女性」といった類型に占める窃盗の割合も全体と比べて目立っている上，例えば，高齢者が万引きを繰り返す実態がある旨の指摘もなされている。さらに，住居や就労の確保も同対策の重点施策とされているところ，平成21年版犯罪白書¹⁾によれば，窃盗事犯者については，安定した住居や就労が再犯抑止要因であることも指摘されている。有効な再犯防止対策を検討するに当たって，質・量の両面において「窃盗」はその中心的な課題といえる。

窃盗により初めて執行猶予判決を受けた者の再犯状況の調査等を実施した平成21年版犯罪白書では，窃盗事犯者の再犯リスク要因等のある程度明らかにしたものの，窃盗は，手口，動機，背景事情等の点で多種多様な類型にわたっており，それぞれの特性に応じた再犯防止対策をとることが必要と思われるが，同白書を含むこれまでの研究では，こうした，類型ごとの特性に応じた処遇等の対策の在り方を検討するための基礎資料となる再犯リスク等のきめ細やかな実態把握までには至っていない。

さらに，窃盗罪については，刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）により，平成18年5月から罰金刑が導入されており，窃盗により懲役刑に処せられる者の相当数が窃盗による罰金前科を経ていることが推測され，再犯に陥る窃盗事犯者の重要な分岐点となり得ていると考えられる一方，罰金に処せられる窃盗事犯者の手口・動機等の犯罪内容，前科前歴，属性等の実態や再犯状況等は全く明らかになっていない。

したがって、罰金に処せられた者を含めた初犯者を中心に、特に再犯率が高い万引き、侵入盗といった、窃盗事犯者の重要類型ごとの実態を明らかにするとともに、類型別の効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 窃盗事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、窃盗事犯者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 窃盗事犯者の前科・手口別の実態調査

一定期間における、窃盗を主な罪名として罰金以上の刑が確定した者を対象とし、属性、手口、前科、刑の内容等の実態を分析するため、判決・前科調査を実施する。

(ウ) 重要な類型（手口・前科による類型）の実態及び成行き調査

(イ)の結果を踏まえ、(イ)の調査対象者のうち、再犯防止を考える上で重要な類型（手口・前科による類型。初犯者で、手口が「万引き」又は「侵入盗」の類型を想定している。）について、動機や背景事情を含めた犯行態様の詳細を把握するため、刑事確定記録調査を実施する。

さらに、刑確定から一定期間の再犯状況等を調査し、調査対象者の基本的属性（性別、年齢等）、犯行に関すること（動機や背景事情、手口、共犯者の有無、被害額等）、犯罪の進度に関すること（処分歴や罪名等）、生活状況に関すること（初・再犯時や処分後の住居・職業の状況、同居保護者・監督者の有無等）、処遇に関すること（更生緊急保護やその他の措置の実施状況等）などの観点から、再犯リスクの分析を行う。

(エ) (ウ)の調査対象以外の実態及び成行き調査

(ウ)で対象としていない他の重要な類型に該当する者を(イ)の調査対象者から抽出し、(ウ)と同様の調査を行い、(ウ)で得られた結果と合わせて、再犯リスクの分析を行う。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、初犯者を中心に、窃盗事犯者の類型別の実態を明らかにし、再犯防止策及び処遇の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、平成26年版犯罪白書^{※2}の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である窃盗事犯者は、再犯防止対策上の重要課題であり、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、その多様な特性に応じた対策を検討する必要から、早期に実施するべきテーマである。また、罰金に

処せられた者を含む窃盗事犯の詳細な実態把握や再犯状況等の研究は、現在まで実施されていない上、使用するデータの性質に照らし、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

窃盗事犯者は、同種再犯に陥りやすく、初めての刑事処分が再犯防止上の重要な分岐点となると考えられるところ、本研究では、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究を深めるために、起訴猶予処分者等の調査を検討する余地もあるが、抽出やデータ収集上の制約を併せ考慮する必要がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点については、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、罰金に処せられた者を含む初犯者で、重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという、これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから、窃盗事犯に関係する再犯防止施策や処遇等の在り方の検討に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成30年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」において、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題であることを踏まえ、窃盗事犯の動向と窃盗事犯者の処遇の状況を明らかにするとともに、特別調査等に基づき、窃盗事犯者の実態と再犯状況を分析するなどし、以下の知見を得た。

ア 窃盗事犯の動向と処遇の状況

(ア) 窃盗事犯の動向

窃盗の認知件数は、例年、刑法犯の認知件数の7割以上を占めているところ、平成14年をピークに減少し続けており、26年以降は、戦後最少を更新している。他方、

手口別の認知件数では、万引きの認知件数は、16年以降、おおむね横ばいで推移した後、22年から毎年減少しているものの、27年はピーク時（16年）から25.7パーセント減少するにとどまっている。

窃盗の検挙人員も、平成17年から減少傾向にあるが、高年齢化が進んでいる。特に、万引きの検挙人員においては、高年齢化が顕著である。

また、窃盗の検挙人員は、年金等生活者を除く無職者が約3割を占めている。他方、万引きの検挙人員は、高齢者の検挙人員の増加に伴い、年金等生活者の割合が上昇している。

(イ) 窃盗事犯者の処遇

万引きの検挙人員は、他の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、平成11年からは4割台で推移している。

また、窃盗の起訴人員は、高齢者が大幅に増加しており、その傾向は女性高齢者において顕著である。

窃盗の入所受刑者は、無職者が大半を占めており、入所度数が多くなるにつれて、無職者の割合や住居不定の者の割合が高くなっている。窃盗の2年以内再入率は、緩やかな低下傾向にあるものの、依然として、他の罪名と比べて最も高い。

窃盗の保護観察対象者は、若年者が他の年齢層と比べて、無職者の取消・再処分率が顕著に高く、年齢層が高くなるにつれて、無職者か有職者かによる差は小さくなっている。

イ 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査）

特別調査では、平成23年6月中に、全国の裁判所において、窃盗罪により有罪裁判（略式命令を含む。）が確定した2,421人を対象とし、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容等について調査した上で、罰金処分者のほか侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者、万引き事犯者について、より詳細な実態を明らかにするとともに、約2年間における再犯状況を分析した。

(ア) 調査対象者全体の概要

調査対象者は、男性1,930人（79.7パーセント）、女性491人（20.3パーセント）で、犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。手口別構成比では、男女共に、万引きの割合が最も高く、男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順であり、これらの手口で約7割を占めているのに対し、女性では、万引きが9割近くを占めていた。

(イ) 罰金処分者

罰金処分者は766人であり、そのうち、男性は485人（63.3パーセント）、女性は281人（36.7パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。手口別構成比では、万引きが8割を超えており、男女別に見ると、男性では万引き以外の手口も2割を占めていた。

罰金処分者の約6割が前科のない者であるが、窃盗前歴のある者が約8割を占めており、窃盗の微罪処分歴がある者も6割を超えていた。

(ウ) 侵入窃盗事犯者

侵入窃盗事犯者は302人であり、そのうち、男性は294人（97.4パーセント）、女性は8人（2.6パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、若年者の割合が最も高かった。侵入窃盗事犯者は、約6割が婚姻歴のない者であり、大半は住居のある者であるが、住居不定の者も2割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が22.0パーセント、窃盗再犯率が19.7パーセントであり、前科のある者の方が、再犯率や窃盗再犯率が高かった。

(エ) 車両関連盗事犯者

車両関連盗事犯者は163人であり、そのうち、男性は158人（96.9パーセント）、女性は5人（3.1パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、30歳代の割合が最も高かった。車両関連盗事犯者は、婚姻歴のない者が5割近くを占めており、住居不定の者も3割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が過半数を占めていた。

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が23.1パーセント、窃盗再犯率が18.5パーセントであり、犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当しなかった者は、窃盗再犯率が低かった。

(オ) 万引き事犯者

万引き事犯者は1,385人であり、そのうち、男性は944人（68.2パーセント）、女性は441人（31.8パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。万引き事犯者は、男性では、婚姻歴のない者や配偶者と離別した者の割合が高く、女性では、婚姻継続中の者の割合が高かった。また、万引き事犯者は、男女共に、無職者の割合が最も高かった。無職者の無職の理由については、男性では、就職難や勤労意欲のない者の割合が高いのに対し、女性では、年金等の受給により就労の必要がない者や精神疾患を理由とする者の割合が高かった。

約2年間の再犯率について見ると、万引き事犯者のうち、罰金処分者は、「生活困窮」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。また、男性の罰金処分者では、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。他方、女性の罰金処分者は、高齢者では、「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高いなど、むしろ家族関係や対人関係等に問題があることの方が多くことが示唆された。

ウ 提言

本研究では、以上の調査研究の結果を踏まえ、次のような課題の提示や提言を行った。

(ア) 刑事処分の早い段階での処遇等の重要性

窃盗事犯者の再犯防止のためには、刑事処分の早い段階における処遇等が重要であり、特に万引き事犯者については、初めて刑務所に服役する時点において、既に窃盗を何度も繰り返して数回にわたり検挙されている者が多いことなどから、犯罪傾向が進んでいない早い段階において、より適切な指導や支援を行っていく必要がある。

(イ) 窃盗事犯者の特性等を踏まえた処遇の在り方とプログラムの必要性

窃盗事犯者の中においても、「経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者」や「社会的に孤立している者」、「心身に問題を抱えている者」、「若年者」、「高齢者」、「女性」などといったように、対象者によっても問題性は様々であり、個々の対象者の特性に応じた指導や支援が必要であり、今後は、矯正等の各施設で実施されている窃盗事犯者に対する再犯防止指導の内容等を精査し、より精度の高い効果的なプログラム等の処遇手法を開発することが望まれる。

(ウ) 関係機関間の連携強化

多種多様な窃盗事犯者に対して、就労支援、住居確保、医療的措置の実施等のきめ細かな支援や対策を実施するためには、関係諸機関における一層の連携強化が必要となる。

エ 成果物

本研究の成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57^{*3}「窃盗事犯者に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、学会において、研究の一部を活用した発表を

行った。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、刑法犯のうち、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題となっている。したがって、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の処遇、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要があり、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計等に基づき、窃盗事犯の動向等を詳細に分析しているほか、特別調査においては、約2,400人を対象とした判決・前科調査を実施し、更に窃盗事犯者の再犯防止対策上、重要な類型の者に対しては刑事確定記録調査を実施し、成行き調査も行うなど、大規模な調査を実施し、手口別等による精緻な分析等を行っており、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、一定期間に窃盗により有罪判決を受けた者について、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は非常に適切なものであった。本研究に使用したデータは、公式統計や検察庁等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、科学的に妥当な統計手法を用いて、再犯防止対策上、重要な窃盗事犯者の類型別に再犯リスク等を含め、その特徴を分析するなどしている。以上から、研究の実施体制・手法は適切なものであった。ただし、起訴猶予処分を受けた者との比較で、罰金対象者の全体像につき、より詳しい分析がされていれば、一層適切であった。本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」として公刊されたところ、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から、成果物は、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。次に、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり、刑法犯認知件数の約4分の3を占め、かつ、手口等の態様においても様々な類型のある窃盗事犯及び窃盗事犯者について、初めて大規模かつ詳細な調査を行い、再犯防止対策上、重要な類型ごとに、その実態を明らかにしたものであることから、窃盗事犯者の処遇や再犯防止対策の在り方の検討の際の基礎資料となっている。特に、本研究は、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、罰金刑を受けた窃盗事犯者の実態を初めて詳しく調査し、明らかにしたものであり、立法・施策の在り方を検討するための資料としても有益であ

る。また、成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることから、今後、地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止施策を立案・実施する際にも活用し得るものであるほか、大学等において同種問題を調査研究する際などに主要な先行研究として位置付けられるほか、マスメディア等も含め広く国民に窃盗事犯に関する基礎的な知見を提供するものである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性いずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成30年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

窃盗に及ぶ原因に関し、所得や貧困等の社会情勢、本人の知的能力等との関係から見た分析が必要ではないか。

〔反映内容〕

今回の研究でも、動機に関する分析を行い、特に高齢女性において収入や家族がありながら万引きを繰り返す者がいることも明らかになったため、社会的孤立等の方が問題と考えているところであるが、再犯防止の観点からは、様々な要因ごとの検討を引き続き行う必要があり、今回の研究結果も、そのための資料として活用していく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}

第3 再犯防止のための重点施策

1－(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 平成21年版犯罪白書 (<http://hakusho1.moj.go.jp/jp/56/nfm/mokuji.html>)

*2 平成26年版犯罪白書 (<http://hakusho1.moj.go.jp/jp/61/nfm/mokuji.html>)

*3 研究部報告57 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00090.html)

*4 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【窃盗事犯者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、刑法犯のうち、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題となっている。したがって、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の処遇、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要がある、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計等に基づき、窃盗事犯の動向等を詳細に分析しているほか、特別調査においては、約2,400人を対象とした判決・前科調査を実施し、更に窃盗事犯者の再犯防止対策上、重要な類型の者に対しては刑事確定記録調査を実施し、成行き調査も行うなど、大規模な調査を実施し、手口別等による精緻な分析等を行っており、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究では、一定期間に窃盗により有罪判決を受けた者について、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究に使用したデータは、公式統計や検察庁等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、科学的に妥当な統計手法を用いて、再犯防止対策上、重要な窃盗事犯者の類型別に再犯リスク等を含め、その特徴を分析するなどしている。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公開されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、特別な追加的費用を要しなかった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」として公開されたところ、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から、成果物は、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり、刑法犯認知件数の約4分の3を占め、かつ、手口等様々な態様の窃盗事犯及び窃盗事犯者について、初めて大規模かつ詳細な調査を行い、再犯防止対策上、重要な類型ごとに、その実態を明らかにしたものであることから、窃盗事犯者の処遇や再犯防止対策の在り方の検討の際の基礎資料となっている。特に、本研究は、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、罰金刑を受けた窃盗事犯者の実態を初めて詳しく調査し、明らかにしたのであり、立法・施策上の資料としても有益である。また、成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることから、今後、地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止施策を立案・実施する際にも活用し得るものであるほか、大学等において同種問題を調査研究する際などに主要な先行研究として位置付けられるほか、マスメディア等も含め広く国民に窃盗事犯に関する基礎的な知見を提供するものである。

評点合計： **67点** / 70点

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国と地方公共団体が連携した取組の実施				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い		番号	7
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算			6,332	162,056	329,073
	補正予算					
	繰越し等					
	計	<0>	<0>	<0>		
執行額				4,792		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施					番号	7	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	再犯防止等企画調整推進費	再犯の防止等の企画調整及び推進に必要な経費	162,056	329,073		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						162,056 <>の内数	329,073 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						162,056 の内数	329,073 の内数			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（6））

施策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施
担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
施策の概要	国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づき取組の展開を図る。
政策体系上の位置付け	再犯の防止等の推進 （Ⅱ－４－（１））
達成すべき目標	地域再犯防止推進モデル事業を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を図る。
目標設定の考え方・根拠	再犯防止推進計画 ¹ （平成29年12月閣議決定）において、地方公共団体との連携強化等に関する施策の動向を把握するための参考指標として「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合」が設定されていることや、同計画に基づいて、地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から32年度までの3年間実施することとしていることを踏まえ、上記目標を設定した。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第5条 ² 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）
政策評価実施予定時期	平成33年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
	基準年度		30年度	31年度	32年度	
1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	—	—	—	—	23	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>再犯防止推進法において、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて地方再犯防止推進計画を作成するよう努めるものとされている。国の再犯防止推進計画の開始年度が平成30年度であり、各地方公共団体における検討は平成30年度以降に進められることになること、平成30年度から32年度までの3年間、地域再犯防止推進モデル事業を実施することとしていること、また、同事業の最終年度である平成32年度は再犯防止推進計画の計画期間の中間点に当たることを踏まえ、平成32年度末の段階で47都道府県の半数に当たる23都道府県において地方再犯防止推進計画を策定されていることを目標として設定した。</p>						
過去の実績	年度ごとの実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方再犯防止推進計画を策定して	—	—	—	—	—	—

いる都道府県の数									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①地域再犯防止推進モデル 事業 (平成30年度)				141 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の策定といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施するもの。				新30-0001	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
				141 百万円

*1 再犯防止推進計画とは、平成28年12月に成立し、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から34年度を計画期間とする再犯防止の推進に関する計画。

同計画では、重点課題の1つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、第7.1.(2)①イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、第7.1.(2)②で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策を盛り込んでいる。

*2 再犯防止推進法第5条第1項では、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」と規定されている。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		適正迅速な検察権の行使				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	8
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	5,010,825	4,999,304	4,916,883	5,078,998	5,607,223
	補正予算	0	0	72,121	0	
	繰越し等	0	0	6,388		
	計	<5,010,825>	<4,999,304>	<4,995,392>		
執行額		4,653,041	4,721,968	4,897,649		

政策評価調書（個別票2）

政策名		適正迅速な検察権の行使				番号	8		(千円)	
		予 算 科 目					予 算 額			
		整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1								
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							<> の内数	<> の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	検察庁	検察費	検察権の行使に必要な経費	5,078,998		5,607,223	
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							5,078,998 <> の内数		5,607,223 <> の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数		<> の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数		<> の内数
合計							5,078,998 の内数		5,607,223 の内数	

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		検察権行使を支える事務の適正な運営				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	9
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	3,465,886	3,305,384	3,373,731	3,142,750	3,734,127
		<3,465,886>	<3,305,384>	<3,373,731>	<3,142,750>	<3,734,127>
	補正予算	304,942	114,172	478,638		
		<304,942>	<114,172>	<478,638>		
	繰越し等	0	281,643	△ 315,860		
			<281,643>	△<315,860>		
	計	<3,770,828>	<3,701,199>	<3,536,509>		
		<3,770,828>	<3,701,199>	<3,536,509>		
執行額		3,253,034	3,348,337	3,444,211		

政策評価調書（個別票2）

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営					番号	9	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	42,721	47,199		
	●	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,100,029	3,686,928		
	●	3								
	●	4								
	小計						3,142,750	3,734,127		
						<>の内数	<>の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						3,142,750	3,734,127			
						の内数	の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		検察権行使を支える事務の適正な運営					番号	9	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
選挙事犯の取締り対応	選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行い公判を遂行するため、検察が組織的に対処して、綿密な捜査活動を行い、密度の濃い公判立証活動を実施する体制を整備する。	●	1	14	3,497	3,483	-	<p>【目標】 選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行う。</p> <p>【実績】 迅速・的確な捜査処理を適切に行った。</p> <p>更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成31年度予算に反映させることとする。</p> <p>執行実績等を踏まえ、平成31年度予算概算要求を行った。 なお、平成30年度においては、国政選挙は実施されず、平成31年度においては、参議院通常選挙及び統一地方選挙が実施される予定であるため、概算要求額は増額となっている。</p>	
各種犯罪への対応	国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 また、犯罪被害者への対応を円滑かつ厳正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。	●	1	41,189	42,184	995	-	<p>【目標】 適正・迅速な捜査処理及び公判維持を図る。</p> <p>【実績】 必要な体制を整備することで、適正・迅速な捜査処理及び公判維持を図った。</p> <p>旅費マニュアルに沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成31年度予算に反映させることとする。</p> <p>執行実績等を踏まえ、平成31年度予算概算要求を行った。 また、研修計画及び物品の購入計画等について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。</p>	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
検察庁における司法修習の実施	司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習のカリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事による協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。	●	2	37,266	38,325	1,059		<p>【目標】 司法修習生に対し、事件捜査等の検察実務修習を通じて検察庁における検察実務を適切に体得させる。</p> <p>【実績】 実務に取調べ等を行わせるなど検察実務を適切に体得させた。</p> <p>旅費マニュアルを適切に運用して更なる節減に努めるほか、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の削減に努めるとともに、平成31年度予算に反映させることとする。</p>	<p>市場動向・過去の調達実績等を踏まえ、平成31年度予算概算要求を行った。</p>
検察総合情報管理システムの運営	検察庁においては、検察官が犯罪の捜査、起訴・不起訴の決定、公判の維持遂行、裁判の執行の監督等を行っており、また、事件の受理から捜査・公判、刑の執行に至るまでに関連して生ずる様々な検務事務があるところ、これら捜査・公判、検務事務に関する情報や検察庁間における情報を総合的・一元的に管理共有するために、全国の検察庁に検察総合情報管理システムを整備し、運用している。	●	2	1,409,997	1,531,660	121,663	△ 146,835	<p>【目標】 障害対応における暫定対応完了までの所要時間を3時間以内とする。</p> <p>【実績】 平成29年度は、3時間以内で障害対応における暫定対応を完了させた達成率は100%であった。</p> <p>既存のシステムについて、再構築までの間、引き続き予算の効率化の観点からCIO補佐官等の意見を踏まえ、調達手続の公平性の確保を図っていくとともに、機器等の延伸、仕様内容・調達手続の見直し等を検討することで、更なる経費の節減に努めるとともに、公開プロセスでの評価結果及び執行実績等を踏まえ、平成31年度予算に反映させることとする。</p> <p>平成25年度に導入したグループウェア機能・セキュリティ対策に係る機器及びソフトウェアについては、平成30年度にリース期間が満了するものの、再リースにより、リース料の削減を図っており、平成31年度予算概算要求においても、再リースにより、リース料の削減を図った。</p>	
選挙事犯の取締り対応	選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行い公判を遂行するため、検察が組織的に対処して、綿密な捜査活動を行い、密度の濃い公判立証活動を実施する体制を整備する。	●	2	408	42,768	42,360		<p>【目標】 選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行う。</p> <p>【実績】 迅速・的確な捜査処理を適切に行った。</p> <p>更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、予算に反映させることとする。</p> <p>執行実績等を踏まえ、平成31年度予算概算要求を行った。 なお、平成30年度においては、国政選挙は実施されず、平成31年度においては、参議院通常選挙及び統一地方選挙が実施される予定であるため、概算要求額は増額となっている。</p>	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映 による見直し額(削 減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
各種犯罪への対応	<p>国際犯罪や組織的犯罪の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備するとともに、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。</p> <p>また、犯罪被害者への対応を円滑かつ厳正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。</p>	●	2	1,607,622	2,029,439	421,817	△ 151,801	<p>【目標】 適正・迅速な捜査処理及び公判維持を図る。</p> <p>【実績】 必要な体制を整備することで、適正・迅速な捜査処理及び公判維持を図った。</p>	
								<p>旅費マニュアルに沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、平成31年度予算に反映させることとする。</p>	
								<p>執行実績等を踏まえ、平成31年度予算概算要求を行った。</p> <p>また、研修計画及び物品の購入計画等について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。</p>	
合計				3,096,496	3,687,873	591,377	△ 298,636		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（7））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－5－（2））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じて、サイバー犯罪^{*1}に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・研修を通じて、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・地域に密着した広報活動を通じて、国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪の巧妙化、多様化に適切に対処するため、捜査・公判に従事する職員に対し、研修を通じて、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させ、捜査・公判能力の向上を図る必要がある。 ・被害者の立場や境遇に配慮した対応が取れるようにするため、被害者支援担当者に対し、研修を通じて、被害者支援のための諸制度を理解させるとともに対応技能を習得させ、対応能力の向上を図る必要がある。 ・国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、一般市民から小・中・高校生までの幅広い国民を対象に、出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を実施し、理解の促進を図る必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等基本法^{*2}（平成16年法律第161号）第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画^{*3}（平成28年4月閣議決定） Ⅴ－第2－3－（1）－オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略^{*4}（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
	基準	基準年度	30年度
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	－	－	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、法務検察においては、サイバー犯罪に適切に対処するため東京地方検察庁等にサイバー係検事を置くなどの対策を講じているところ、サイバー犯罪に全国的な規模で適切に対処するためには、捜査・公判活動に従事

する職員に対し全国的な規模で研修を実施し、コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術の手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査・公判手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させる必要がある。

そこで、サイバー犯罪に適切に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査・公判能力の向上を図ることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修^{*5}を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する講義・実習のほか、警察庁情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ^{*6}を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修終了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）^{*7}を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0
デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	95.0	98.3	95.0	100.0	100.0
デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	96.6	92.0	98.0	100.0

※平成25年度のネットワークフォレンジック研修に係る部分は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	基準値		施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	30年度				
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（%）	90	—	90以上				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>被害者支援担当者中央研修は、被害者支援担当者（被害者支援員[※]及び被害者支援を担当する検察事務官）に対し全国規模で行われているものであり、これを着実にを行い、犯罪被害者の保護・支援に適切に対処するための知識と技能を身に付けさせることは、職員の対応能力の向上につながるため、指標として設定する。</p>							
過去の実績値			年度ごとの実績値				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）			91.3	95.0	94.9	93.6	88.5

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	30年度				
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。</p> <p>そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。</p> <p>具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
29年度							
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会・説明会を積極的に行った。</p>							
参考指標			年度ごとの実績値				
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

広報活動の実施回数（回）	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
① 検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	59百万円 (43百万円)	58百万円 (50百万円)	41百万円 (29百万円)	37 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。</p>				0013	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
② 検察総合情報管理システムの運営 (平成15年度)	1,638百万円 (1,598百万円)	1,932百万円 (1,734百万円)	1,935百万円 (1,933百万円)	1,410 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。</p>				0014	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
③ 各種犯罪への対応 (一年度)	1,710百万円 (1,571百万円)	1,635百万円 (1,524百万円)	1,488百万円 (1,434百万円)	1,649 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。</p> <p>特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。</p>				0015	

国際犯罪や組織的犯罪，特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。

犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い，各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに，捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。

本施策を推進することにより，社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	3,771百万円 (3,253百万円)	3,701百万円 (3,348百万円)	3,537百万円 (3,444百万円)	3,143 百万円

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において，名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施，全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため，民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router）[※]等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施，サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築，サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施，民間企業への講義の委託，海外の大学等への捜査員の派遣，技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により，捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに，捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと，サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに，ログ解析等の捜査手法の基礎知識等を習得し，サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として，平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ，より研修内容に即した名称とするため，平成26年度から名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお，ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い，法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上さ

せることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪¹が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 犯罪被害者等基本法²及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の知識や対応技能の向上を図る。 小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,465,886	3,305,384	3,373,731	3,142,750
		補正予算(b)	304,942	114,172	478,638	—
		繰越し等(c)	0	281,643	△315,860	
		合計(a+b+c)	3,770,828	3,701,199	3,536,509	
執行額(千円)	3,253,034	3,348,337	3,444,211			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ³ Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴ Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修 ⁵ を実施した。		

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する講義・実習のほか、警察庁情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	95.0	98.3	95.0	100.0	100.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	96.6	92.0	98.0	100.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成29年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁸及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、警視庁職員による第3次犯

罪被害人等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義，各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション，最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	91.3	95.0	94.9	93.6	88.5

測定指標	平成29年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し，これまでに培ったネットワークや経験を活用して，全国の検察庁において広報活動を実施した。また，法教育の重要性が高まっていることから，教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか，一般市民や企業等を対象とした講演会，説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について，目標を達成することができた。また，測定指標1及び2について，目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p>	

平成29年10月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事26名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成29年6月26日から同月30日までの5日間及び同年11月13日から同月17日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成29年11月13日から同月15日の3日間、同月28日から同月30日までの3日間、同年12月11日から同月13日までの3日間及び平成30年1月23日及び同月24日の2日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した（別紙1-1参照）。

ネットワークフォレンジック研修では、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、136名全員（ネットワークフォレンジック研修26名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた（別紙1-2参照）。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では26名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（100パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、60名全員（100パーセント）が「概要については理解した」（65.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（35.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、50名（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（66.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（34.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成29年10月4日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者78名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2-1参照）。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、警視庁職員による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による刑法の一部を改正する法律に関する説明等がなされた。

そのほか、平成28年度に引き続き、研修員、刑事局職員、上記警視庁職員及び被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、78名全員から回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全般の内容については、69名（88.5パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「最高検及び刑事局から、検察庁における被害者支援活動を行う上で身に付けておかなければならない法律改正や制度の拡充経緯などをまとめた資料の配付や講義を通じて最新の情報を入手できるほ

か、部外講師による講義も地元では拝聴できない内容であったので、大変有意義であった。」「被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できる。」「部外講師の講義は、被害者の心情等について、検察庁とは異なった視点からの切り口で説明していただき大変参考になりました。フリーディスカッションでは、他庁の実情・活動状況、相談員の経験談を知ることができ、経験の浅い自分にとって良きアドバイスともなり、今後の支援対応に活かしていきたいと思っています。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3-1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成29年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,104回であり、活動への参加人数は合計3万961人であった（別紙3-2参照）。実施回数は昨年度実施件数とほぼ同数であるが、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が131回、参加人数は5,259人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

	<p>【施策】 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。</p> <p>【測定指標 1】 サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。</p> <p>【測定指標 2】 国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。</p> <p>【測定指標 3】 国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 ネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修について、より多くの検察庁職員が参加すべきものであるなら、研修参加人数等を測定指標として定量的に把握すべきではないか。 〔反映内容〕 検察庁職員全員がサイバー犯罪等の捜査・公判に関わっているわけではなく、同研修の必要性は職員個々の業務との関連性で判断することになる上、予算的な制約、講師を務める検察庁職員の負担、さらには、日々全国の検察庁で捜査・公判活動等に従事する研修員が研修で不在にする間の各庁の業務負担を考慮すると、慎重に検討する必要があると考えている。 もっとも、ネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修のいずれについても、対象者を可能な限り増やしてきたところであり、引き続き、研修の充実に努めたい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>グループウェア機能・セキュリティ対策に係る機器及びソフトウェアについて、平成30年度にリース期間が満了するものの、再リースにより、リース料の削減を図っており、平成31年度予算概算要求においても、再リースにより、リース料の削減を図った。</p> <p>また、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行い、経費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したものの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)⁹⁹等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 ネットワークフォレンジック研修

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワー

ク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 デジタルフォレンジック研修Ⅰ

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*8 被害者支援員

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成29年度ネットワークフォレンジック研修日程

		日 程 ・ カリキュラム(講義内容)について			
10月16日(月)	時 限	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:45 ~ 16:45	17:00~18:00
	講義科目	検察官のための情報処理技術	サイバー犯罪捜査及びDFを巡る法的問題	DF概要	DFセンター見学
	講 師	津地方検察庁検事	刑事局付	DFセンター	
	研修場所	刑事局会議室			DFセンター
10月17日(火)	時 限	9:30 ~ 14:30	14:45 ~ 18:15		
	講義科目	押収実務	解析実務(モバイルフォレンジック)		
	講 師	東京地方検察庁特別捜査部DF班 DFセンター	DFセンター		
	研修場所	東京高等検察庁第2会議室			
10月18日(水)	時 限	9:30 ~ 11:00	13:00 ~ 14:30	15:30 ~ 18:15	
	講義科目	警察におけるDF		警察におけるサイバー犯罪捜査	
	講 師	警視庁捜査支援分析センター	警察庁情報技術解析課	警察庁情報技術対策課	
	研修場所	刑事局会議室	高度情報技術解析センター	刑事局会議室	
10月19日(木)	時 限	9:30 ~ 14:00	14:15 ~ 18:15		
	講義科目	解析実務(コンピュータフォレンジック)	検察におけるサイバー犯罪捜査と捜査におけるDF活用		
	講 師	DFセンター	東京地方検察庁検事 DFセンター		
	研修場所	東京地検刑事部会議室			
10月20日(金)	時 限	9:30 ~ 11:15	12:30 ~ 14:30		
	講義科目	サイバー犯罪の公判	事例検討会		
	講 師	最高検察庁検事	東京地方検察庁検事 DFセンター 刑事局付		
	研修場所	東京地検刑事部会議室			

平成29年度前期デジタルフォレンジック研修 I 日程表

6/26 (月)	時限	9:30~10:50	11:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~17:45	事 務 連 絡
	内容	研修目的・ スケジュール説明等 DF概要	DFのための コンピュータ基礎 I		DFのための コンピュータ基礎 II	捜査・公判におけるD Fの意義		東京地検特別捜査部におけるデジタルフォ レンジック	
	担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	東京地検検事	東京地検特捜部			
場所 最高検会議室									
6/27 (火)	A班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00	休 憩	17:15~18:15		
		内容	保全実務 I FTKImagerIによる保全実習 (メディアを中心として実習)		保全実務 II DEFTIによる保全実習 (PCからのHDD取り出し等)		保全実務 III FTKImagerを使った保全データ確認 保全に関する様々な注意点等		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		押収実務 メールダウンロード等の押収実習 押収したメールアドレスの可視化 etc		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
6/28 (水)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室						
6/29 (木)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
6/30 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	昼 休 み	13:40~14:30				
	内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務		質疑応答 意見交換				
	担当	警視庁職員	津地検検事	DFセンター					
	場所	最高検会議室							

平成29年度後期デジタルフォレンジック研修 I 日程表

11/13 (月)	時限	9:30~10:50	11:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~17:45	事 務 連 絡	
	内容	研修目的・ スケジュール説明等 DF概要	DFのための コンピュータ基礎 I		DFのための コンピュータ基礎 II	捜査・公判におけるD Fの意義		東京地検特別捜査部におけるデジタルフォ レンジック		
	担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	東京地検検事	東京地検特捜部				
場 所 最高検会議室										
11/14 (火)	A班 (10名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
	場 所 委託業者が指定する場所									
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00	休 憩	17:15~18:15			
		内容	保全実務 I FTKImagerIによる保全実習 (メディアを中心として実習)		保全実務 II DEFTIによる保全実習 (PCからのHDD取り出し等)		保全実務 III FTKImagerを使った保全データ確認 保全に関する様々な注意点等			
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
	場 所 東京地検1534号室									
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15			
内容		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		押収実務 メールダウンロード等の押収実習 押収したメールデータの可視化 etc					
担当		DFセンター	DFセンター	DFセンター						
場 所 東京地検1406号室										
11/15 (水)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15			
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務			
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
	場 所 東京地検1406号室									
	B班 (10名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
	場 所 委託業者が指定する場所									
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15			
内容		保全実務 I	保全実務 II		保全実務 III					
担当		DFセンター	DFセンター	DFセンター						
場 所 1534号室										
11/16 (木)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15			
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III			
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
	場 所 東京地検1534号室									
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15			
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務			
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
	場 所 東京地検1406号室									
	C班 (10名)	時限	9:30~18:15							
内容		コンピュータ解析実習								
担当		委託業者								
場 所 委託業者が指定する場所										
11/17 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	昼 休 み	13:40~14:30					
	内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務		質疑応答 意見交換					
	担当	警視庁職員	津地検検事	DFセンター						
場 所 最高検会議室										

日程表(東京開催)

1月23日 (火)	時限	10:00～12:30	昼 休 み	13:30～17:30
	内容	オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作(前半)		Oxygenの概要と基本操作(後半) SQLite3データベースの概要 Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)
	場所	委託業者が指定する場所		
1月24日 (水)	時限	10:00～12:30	昼 休 み	13:30～17:30
	内容	Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全(前半)		iOSデバイスからの証拠保全(後半) iOSアプリケーションデータの解析 iOS演習問題・解説 評価試験
	場所	委託業者が指定する場所		

日程表(大阪開催)

11月13日 (月)	時限	/		13:00～17:00
	内容			<p>オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)</p>
	場所			<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>
11月14日 (火)	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～17:00
	内容	<p>SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)</p>		<p>Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)</p>
	場所	<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>		
11月15日 (水)	時限	9:30～12:00	/	
	内容	<p>iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験</p>		
	場所	<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>		

日程表(福岡開催)

12月11日 (月)	時限	/		13:00~17:00
	内容			<p>オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)</p>
	場所			九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)
12月12日 (火)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00
	内容	<p>SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)</p>		<p>Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)</p>
	場所	九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)		
12月13日 (水)	時限	9:30~12:00	/	
	内容	<p>iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験</p>		
	場所	九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)		

日程表(仙台開催)

11月28日 (火)	時限	/		13:00~17:00
	内容			<p>オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)</p>
	場所			<p>仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)</p>
11月29日 (水)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00
	内容	<p>SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)</p>		<p>Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)</p>
	場所	<p>仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)</p>		
11月30日 (木)	時限	9:30~12:00	/	
	内容	<p>iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験</p>		
	場所	<p>仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)</p>		

○取組内容①1

ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%	92.0%	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	20	20	23	27	26
参加人数	20	20	25	27	26

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	0	0.0
②概要について理解した	26	100.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	95.0%	98.3%	95.0%	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	57	59	57	60	60
参 加 人 数	60	60	60	60	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものです。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	21	35.0
②概要について理解した	39	65.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	96.6%	92.0%	98.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	28	46	49	50
参加人数	29	50	50	50

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数(人)	割合(%)
①実務に従事できる程度の理解を得た	17	34.0
②概要について理解した	33	66.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成29年10月4日(水)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 10:50	最高検察庁説明 最高検察庁検事
10:50 ~ 11:50	講 義(犯罪被害者等の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
11:50 ~ 12:50	休 憩
12:50 ~ 13:20	刑事局説明 刑事局付
13:20 ~ 13:30	休 憩
13:30 ~ 14:30	講 義(関係機関と連携した被害者支援について) 警視庁職員
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:40	講 義(被害者支援の実情と対策について) 犯罪被害者支援団体職員
15:40 ~ 15:50	休 憩
15:50 ~ 17:20	フリーディスカッション・質疑応答
17:20 ~ 17:30	事務連絡等

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有意義とする回答の割合	95.0%	88.8%	91.3%	95.0%	94.9%	93.6%	88.5%
有意義とする回答数	76	71	73	76	75	73	69
参 加 人 数	80	80	80	80	79	78	78

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	69	88.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援業務に携わる者が同一の研修を受けることは情報共有のためにも有意義であると思われます。 ・被害者支援員経験の長短に拘わらず、支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に不可欠な知識、技能を習得することができる絶好の機会である。 ・充実した研修資料、講師の方の丁寧かつ、分かり易い講話等により、刑事司法における被害者支援の重要性を改めて認識することができました。 ・被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できるため。
どちらとも言えない	8	10.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員の業務は庁ごとに異なっているため一概には言えないが、多くの庁における被害者支援員の業務の実態と研修内容に必ずしも整合性がない内容もあるように思われる。
有意義でない	1	1.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも聞いたことのある話がほとんどであり、時間をかけて東京に行ってまで受ける意義があるのか疑問に思いました。
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

平成29年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 78人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(10月4日)	早い	0	0.0%
	適当	77	98.7%
	遅い	1	1.3%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	1	1.3%
	適当	72	92.3%
	短い	5	6.4%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	69	88.5%
	どちらとも言えない	8	10.3%
	有意義でない	1	1.3%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援業務に携わる者が同一の研修を受けることは情報共有のためにも有意義であると思われます。 ・多岐にわたった講義等は大変有意義なものと思いますが、1日では時間が少し足りないかも知れません。的を絞り、習得すべき知識・技能を明確にした方が効果的では。 また、外部講師は講義、内部講師は説明となっていますが、知識・見聞を広めるための講演と制度等の勉強のための座学という位置づけでしょうか。 ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員経験の長短に拘わらず、支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に不可欠な知識、技能を習得することができる絶好の機会である。 ・充実した研修資料、講師の方の丁寧かつ、分かり易い講話等により、刑事司法における被害者支援の重要性を改めて認識することができました。 ・被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できるため。 <p>・検察庁での被害者支援に必要な基礎的な知識を学ぶとともに、ほかの公的又は私的な団体等の被害者支援の実情、あるいは長く被害者支援に取り組んできた精神科医の経験に裏打ちされた話を聞くことができたことは、大変意義深いことだと思います。</p> <p>・最高検及び刑事局から、検察庁における被害者支援活動を行う上で身に付けておかねばならない法律改正や制度の拡充経緯などをまとめた資料の配布や講義を通じて最新の情報を入手できるほか、部外講師による講義も地元では拝聴できない内容であったので、大変有意義であった。</p> <p>・部外講師の講義は、被害者の心情等について、検察庁とは異なった視点からの切り口で説明していただき大変参考になりました。フリーディスカッションでは、他庁の実情・活動状況、相談員の経験談を知ることができ、経験の浅い自分にとって良きアドバイスともなり、今後の支援対応に活かしていきたいと思っています。</p> <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員の業務は庁ごとに異なっているため一概には言えないが、多くの庁における被害者支援員の業務の実態と研修内容に必ずしも整合性がない内容もあるように思われる。 ・被害者支援員の業務は、犯罪被害者等の保護・支援であるはずのものが、いわゆるクレイマーによるクレイマー対応に時間やエネルギーが費やされている実情にあるのに、本来業務に関してのみの研修になっている。支援員としては日々対応に苦慮しているクレイマー対策、対応に関する研修の企画を望みます。 <p>(「有意義でない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも聞いたことのある話がほとんどであり、時間をかけて東京に行くまで受ける意義があるのか疑問に思いました。 		

<p>今後の被害者支援活動に活用できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関の活動状況を知ることにより、今後、相談者に対してそれら機関を紹介しようと考えている ・各講師から、被害者支援に当たり留意すべき事項等の説明を受け、実際に多くの被害者対応に当たられている講師の話は説得力があり、とても参考になりました。いろいろな被害者対応のテクニックを教えてくださいましたので、今後実践してみたいと思います。 ・各庁の被害者支援担当の業務はまちまちで、公判廷への付添を行っている庁では活用できる講義内容も、それ以外の庁では活用範囲は少ないと思います。ましてや早期支援や被害者が回復するまでの支援となると、検察庁では関係機関の紹介程度しかできず、その体験談等は被害者の心情を配慮するときの心構えにはなりますが、具体的に活用する場面は少ないように思います。 ・今まで自分としては相談者の話を良く聞き、説明も丁寧にしてきたつもりでしたが、今回の講義を受けて被害者の心情を十分に理解することや他機関との連携等のあり方について痛感するところもあったので、再度配付資料を読み直して今後の執務に活用したいと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・各庁の対応状況がその実情内容から把握でき、対応の手法として考慮したいものもあり、今後自分なりに検討していきたい。 ・被害妄想等の対応苦慮相談者に対する対応の方策として、沈黙を守ることも一方策、否定も肯定もせず聞くことで、妄想が拡大するのを軽減させることができる、〇〇がなくなると良いですね等と話しかけてやる、これ以上紹介するところはありませぬ等と「できないことはできないときちんと伝えることも重要」との話は参考になりました。 ・被害者の対応は国の施策であることの再認識ができたので、そのような心構えで適切な対応を心掛けるとともに、研修等で職員に周知していきたい。 ・二次被害防止の観点を踏まえて被害者等と接するためには勉強になりましたので、当庁職員にも情報提供し、留意すべき点等を意識しながら、今後活用したいと考えています。 ・相談者に対し適切な対応支援ができるよう日々努力しているところであるが、被害者が検察庁に被害相談に来るまでの心情について改めて考えさせられ参考になりました。今回の研修で知見したことを糧として、被害者のニーズに沿った対応支援ができるよう務めていきたい。
---------------------------	--

主な感想	<p>・一方的に自己主張を繰り返し話を聞かない被害者に対し、他庁の担当者も同じように御苦労されていることが分かり、少なからずそのような被害者がいることは仕方のないことだと納得しました。そういった被害者に対しては、丁寧に話を聞いて、できないことはできないと毅然とした態度で臨もうと思います。</p> <p>・被害者支援員に対する研修とするならば、経験年数に応じた内容とすべきではないでしょうか。特に1年足らずの経験しかない支援員に対しては、心構えから基本的な制度解説を研修内容にすべきと思います。また、ベテランの支援員を複数回研修に参加させるならば、その体験談等を披露していただいた方が、初心者支援員には有用かと思えます。</p> <p>・講義時間と休憩時間とのバランス良く講義に集中できた。また各庁及び他機関の支援の実情を知ることができました。</p> <p>・いつものことながら、充実した各種研修資料を準備し、提供して頂いたことに深く感謝いたします。その中でも特に刑事局付検事ご担当のものは、犯罪被害者等に関する立法の経緯が時系列に列記されているのに始まり、犯罪被害者等保護施策を理解することの重要性に至るまで、その間に必要資料が整然と添付されており、今後の執務に大いに役立てていきたいと思えます。</p> <p>・1日座りっぱなしで聞いているのはかなり苦痛でした。半日で外部講師2名程度の講義のみでいいのではないかと思います。</p> <p>・前回の研修にも参加させて頂いたが、前回よりも内容が充実していたように感じた。</p> <p>・今回の研修内容であれば、テレビ会議システムでの研修でもいいのではないかと。</p> <p>・毎年定期的実施すべき研修であると思う。</p> <p>・事務担当者として2年目で本研修に参加しましたが、他庁や被害者支援センター等の対応等について参考となることが多々有り、大変有意義な研修であったと感じました。支援員ともども今後の被害者支援業務に活かしていきたいと考えています。</p> <p>・研修のほとんどは講義形式であったが、各時間は長くて1時間の設定であって、適宜休憩が入るなど集中して講義を受けることができるちょうど良い時間配分であった。また、研修内容も今後の被害者対応で役立つ実践的な内容も盛り込まれるなど、全体的には良好な研修であった。</p> <p>・フリーディスカッションについては、もう少し時間をとっていただき、各庁の実情(苦慮している事項)及びその対処方法について、多くの庁からお聞きできれば、もっと有意義であったと思えます。</p> <p>・被害者支援員1～2年の人と3年以上の人とでは感じ方は様でないと思う。</p> <p>両者をともに満足させることは難しいと思う。</p> <p>平均的な内容を是とするか、あるいは的を絞った内容にするやり方もあると思う。</p> <p>・各庁の対応事例につき、書面資料としてはいただいたが、書面に記載できなかったような苦慮した部分などについての発言など、詳細についての説明を行う時間が足りなかったように思えた。</p> <p>・本研修は、被害者支援業務の意義と役割を再認識し、支援員や担当者に共通する悩みや課題を共有できる貴重な機会であり、今後とも継続を望みたい。</p> <p>・1日のスケジュールに対して多くのカリキュラムが組み込まれているせいか、一つ一つの講義、説明等の時間が短く、物足りなさを感じた。最高検説明や刑事局説明についても、1時間ないし2時間の枠で、もっと詳しい解説、説明を聞きたかった。</p> <p>・本研修は、犯罪被害者の心情に配慮した被害者支援及び関係機関との連携の現状等を習得できる研修内容であり、被害者支援業務に関する理解が深まるため、今後も継続して研修を実施していただきたい。</p> <p>・丸1日の研修であるが、日程も無理なく組まれている上、各講師も色々研究してわかりやすく講義をしていただき、とても参考になりました。</p> <p>日頃顔を合わせる事のない他庁の支援員とも親しくなることができ、今後も継続していただきたい研修だと思いました。</p> <p>・1コマ1コマを1時間以内に収めてくださったので、集中力が途切れることなく臨めました。</p> <p>・参加庁が全国規模になると、フリーディスカッション・質疑応答検討対象案件が制限される上十分な検討を尽くす時間的余裕がないので、参加庁を分けて複数回開催するとか年度毎に参加庁を振り分けても良いのではないかと考えた。</p>
------	--

検察庁

真実を見つめ、
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かいます！



Public
Prosecutors
Office



検察庁は、刑事事件を捜査して真相を明らかにし、その犯人を処罰することを通じ、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っています。

こうした役割を果たすため、常に厳正公平・不偏不党の立場で、人権を尊重しながら、法と証拠に基づき、適切に捜査・公判を遂行することによって、刑事事件の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に実現することが検察の使命であり、この使命は、時代が変わってもいささかも変わるものではありません。

このように検察の使命は不変であるとはいえ、これを実現する捜査・公判の手法は、時代や社会の変化に合わせて柔軟に変え、最近の犯罪情勢に的確に対応していかなければなりません。また、被害者の心情に十分配慮してきめ細かな対応をするとともに、加害者の処分に当たっては再犯防止・社会復帰の観点からの検討も必要です。

検察庁職員は、その職責を自覚して、公正誠実に熱意をもってその職務に取り組んでいます。

検事総長 西川 克行

検察庁の組織	3
地方検察庁の機構	4
検察庁の職員	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
捜査・公判部門	11
検務部門	13
他機関での勤務	15
検察庁における犯罪被害者支援	16
検察庁における刑事政策的取組, 再犯防止・社会復帰支援に関する取組	17
国際捜査	18
検察の理念	19
Q&A コーナー	21
検察庁所在地一覧	22

目次 Contents

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



地方検察庁 50庁(支部203庁)

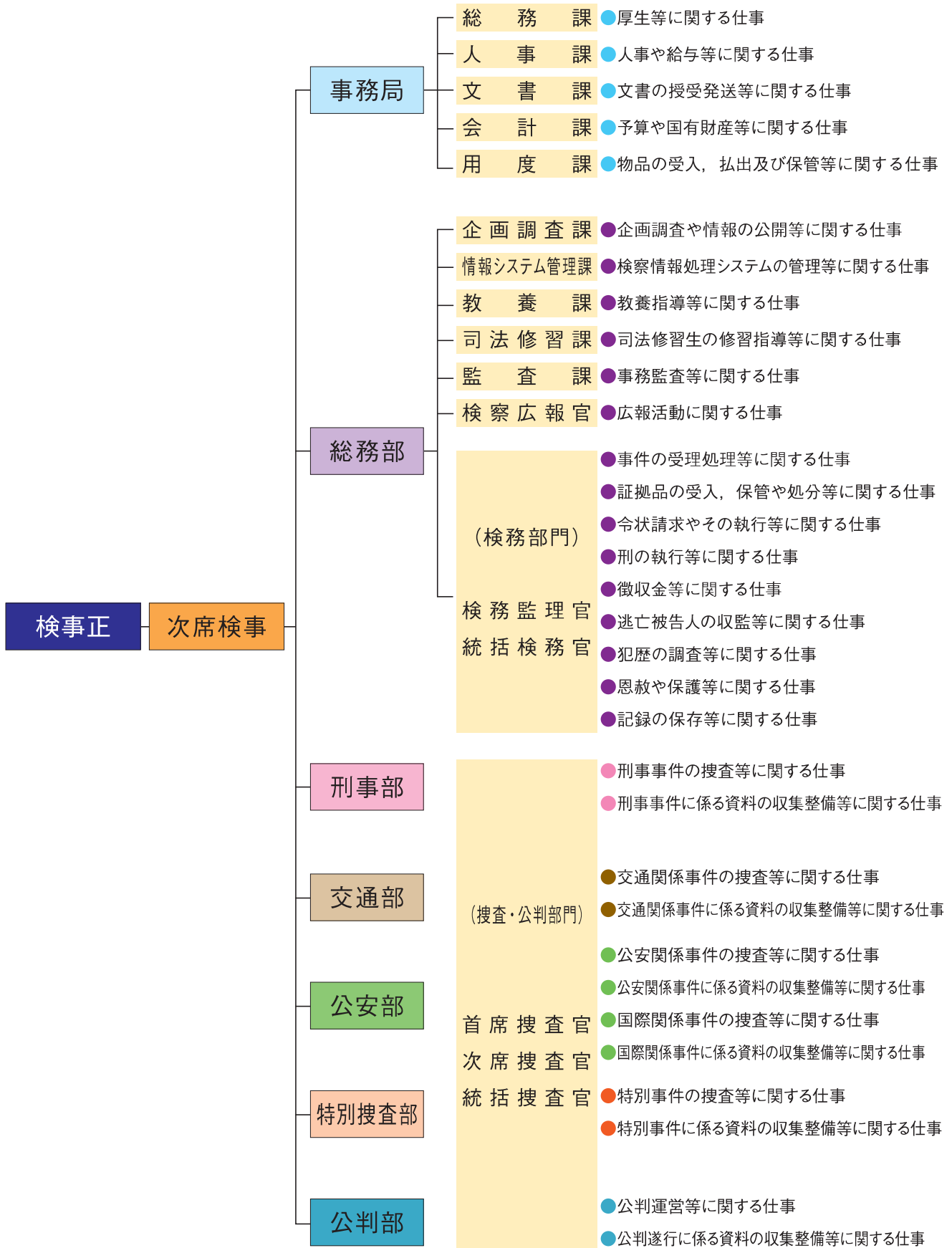
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

地方検察庁の機構

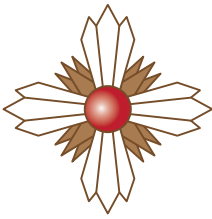
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。
 検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

検察庁の職員

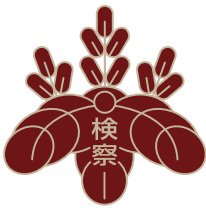
一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられています。検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



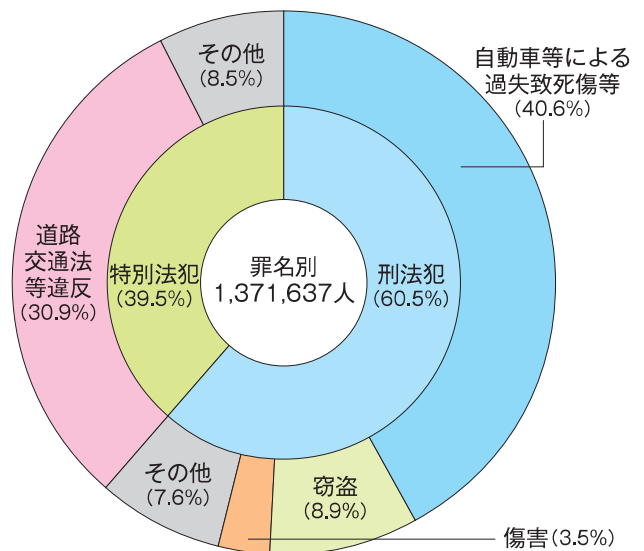
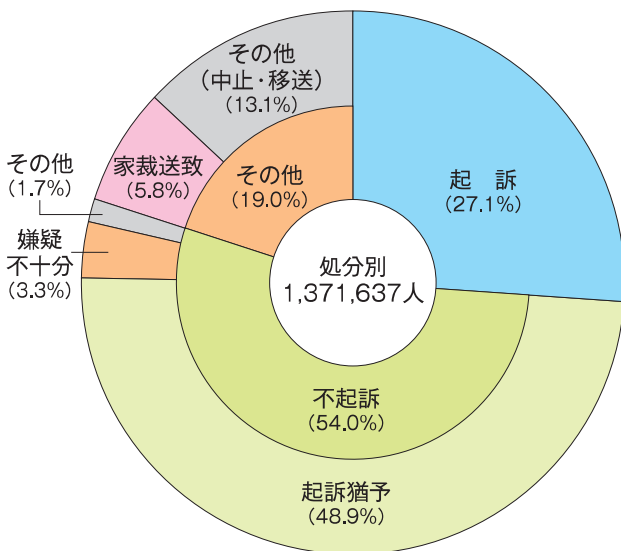
(検察事務官記章)

検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

(平成27年)

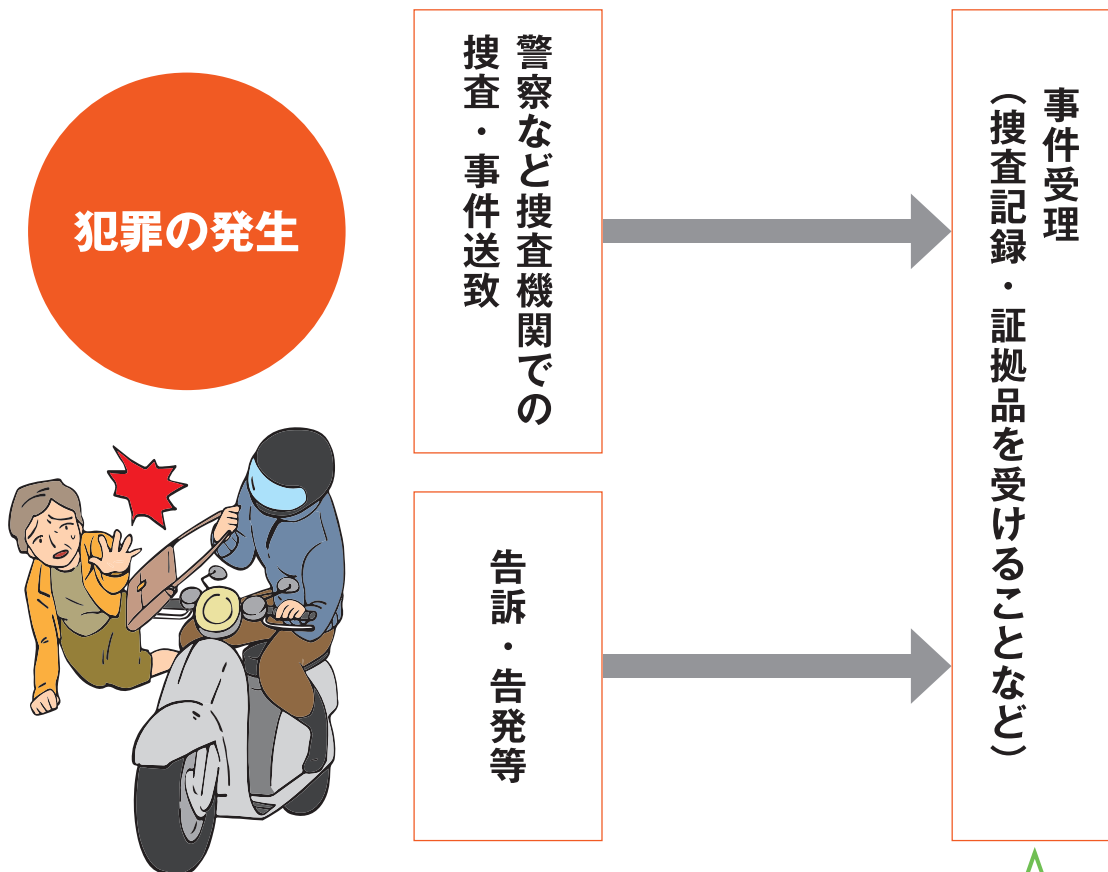


捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。



警察などから事件が送られてくると、検察庁では、その手続が法律に従っているかどうかを確認した上で受理します。また、犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管します。

捜査の流れ—警察の役割と検察の役割の違い—

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕の時から48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等

起訴

不起訴



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

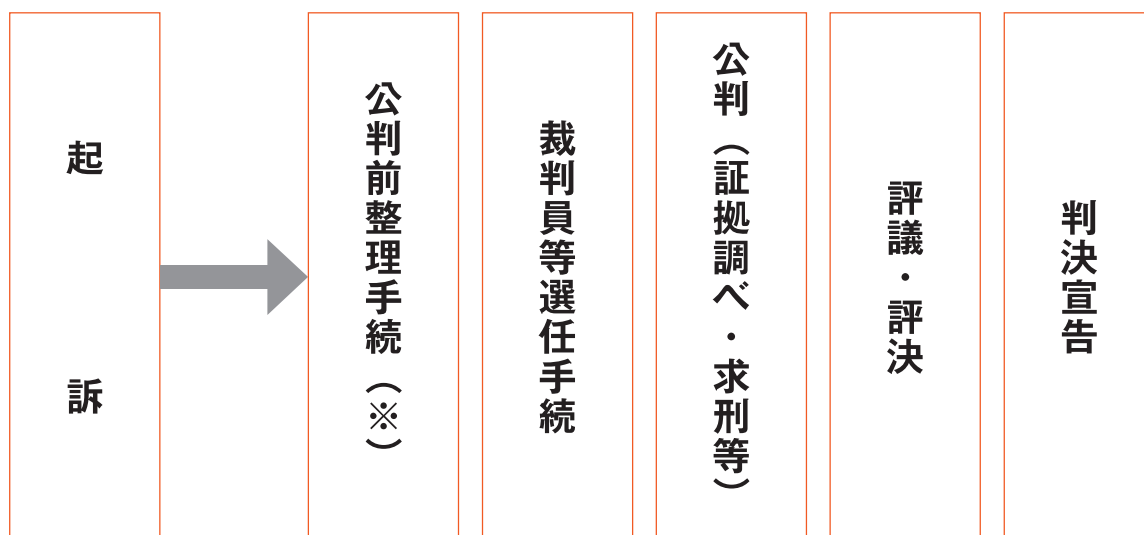
なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。



公判（裁判員裁判の例）～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告）。

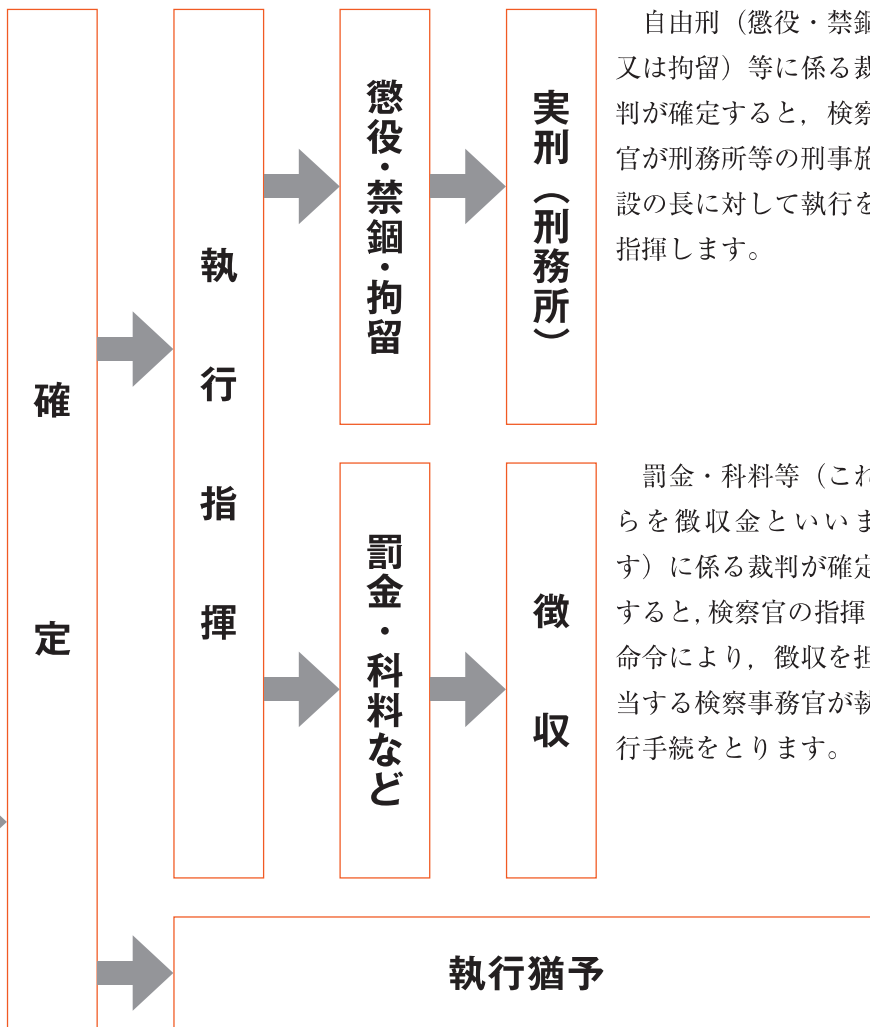
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

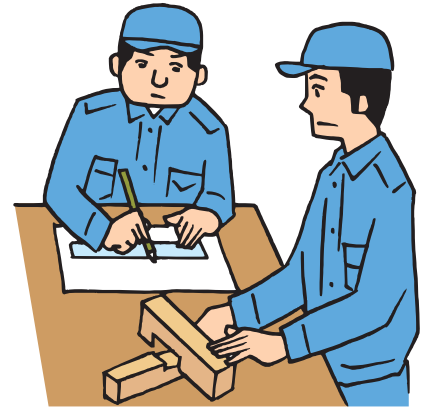
※ 公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると、検察官が刑務所等の刑事施設の長に対して執行を指揮します。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収を担当する検察事務官が執行手続をとります。



その他

収容手続等

検察庁では、公判に出廷せず逃亡している被告人の収容を行っているほか、言渡しを受けた罰金等を納めない者に対しては、身柄を確保した上で刑務所等において労役場留置する処分を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査を行ったり、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。

刑事部



福岡地方検察庁刑事部 検事 渡部 礼子

刑事部は、殺人・強盗等の凶悪事犯、詐欺等の知能犯等、日々発生する様々な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察等の捜査機関と協力、連携しながら、数多くの事件について捜査を行い、起訴、不起訴等の処分を決定します。

起訴、不起訴等の処分は、被疑者だけでなく被害者等の事件関係者にも影響を与える重大なものですから、捜査に当たっては、被疑者、被害者、目撃者等からじっくり話を聴くとともに、現場に残された凶器等の遺留物や防犯カメラ映像等の客観証拠を収集し、経験豊富な上司や先輩方から指導・助言を受けて、適正な処分を決めるように努めています。

また、被害者のいる事件においては、被害者の声にも耳を傾け、被害者の心の痛みを適切に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

知識・経験不足等で思うように捜査が進まず、もがき苦しむこともありますが、上司、先輩方、検察事務官、警察等の関係機関と協力して、真相を解明し、被疑者の適正な処分を決めるよう日々、努力しています。

福岡地方検察庁刑事部 検察事務官 西村 正志

刑事部の立会事務官は、検察官とペアになり、検察官をあらゆる面でサポートしながら、二人三脚で事件に取り組んでいます。

その職務内容は多岐にわたっており、検察官の取調べに同席して事件捜査に従事するほか、刑事訴訟法を始めとする各種法令に基づく手続、検察庁内部における各部署や警察等の関係機関との連携調整を行います。また、検察官に事件の内容やその法的解釈について意見を求められることもあります。

多種多様な事案を取り扱い、その状況は日々変化するため、求められる業務はその時々で異なります。また、被害者等の事件関係者と直に接する仕事であるため、法律的知識だけでなく、相手に対する気遣いや思いやりも必要となりますし、時には事件のことでつらい思いをすることもあります。しかし、事案の真相を解明し、社会正義を実現するという検察の理念の下、検察官と共に捜査を尽くす立会事務官の仕事は、検察庁の一員としての誇りを持たせてくれますし、非常に充実感があります。

今後も、検察官や諸先輩方の温かい御指導に感謝しながら、皆様の信頼や期待に応えられるよう、日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

特別捜査部



東京地方検察庁特別捜査部 主任捜査官 兼子 彰

特別捜査部にあるデジタルフォレンジック担当（DF担当）では、押収したパソコン、スマートフォン等の電子機器に対し、保全・解析作業を行うデジタルフォレンジックと呼ばれる業務（DF業務）を行っています。

保全作業とは、押収した電子機器に保存されているデータを全く同じ状態で抽出する作業であり、解析作業は、抽出したデータの中から解析専用のソフト等を駆使して捜査・公判に必要な情報を発見していく作業になります。

現在では、パソコンやスマートフォン等の電子機器が法人・個人を問わず広く普及し日常的に使用されているので、電子機器内に保存されているデータの中から犯罪を行った痕跡などの重要な証拠となるデータが発見できることもあるため、DF業務は特別捜査部で取り扱う事案だけではなく、刑事・交通事件を問わずあらゆる犯罪捜査に欠かせないものとなっています。

DF担当では、保全作業を中心に業務を行っていますが、電子機器等のデジタルの世界は日々進化しており、従来の保全手法が突然使えなくなることも少なくありません。

そのため、私達は常にデジタルフォレンジックに関する様々な情報を収集し、外部の研修に参加するなどして新たな知識や技術の習得に励み、あらゆる場面に柔軟に対応できるよう、日々自己研さんをしながら業務を行っています。

このように、DF業務は常に新しい知識や技術を学び、吸収して実践することで自己の能力が磨かれ成長することができるとてもやりがいのある業務であると感じています。

事案の真相解明のため、DF業務の重要性は今後も増していくものと考えられることから、求められる役割に応えられるよう日々精進していきたいと思っています。

公判部



広島地方検察庁公判部 検事 清田 周祐

公判部は、刑事裁判を主に担当する部署です。刑事裁判で取り扱う事件は様々ですが、例えば、殺人事件の場合、亡くなられた被害者の御遺族にとって、裁判の場は、真実を知り、そのお気持ちを裁判所に伝える一度しかない機会です。公判担当検察官は、御遺族のお気持ちに寄り添いながら公判活動を行うことが求められていますので、起訴後、速やかに御遺族と面談し、そのお気持ちを伺い、疑問点などがあれば聴取することが重要です。

被告人が、包丁を持ってもみ合っているうちに「たまたま被害者の胸に刺さった」と主張して殺意を否認した殺人事件の裁判では、被害者の御遺体に残された傷のうち、死因とは関係のない細かい傷ですが、負傷の原因が解明されておらず、被害者の奥様が気にしておられたため、御遺体の司法解剖を行った医師に説明して頂いたところ、奥様の御納得が得られるとともに、この傷の存在が被告人の嘘を明らかにする重要な根拠の一つとなったということがありました。

御遺族だからこそ気付く点などがあります。公判担当検察官は、その声十分に耳を傾けて初めて、裁判で真実を明らかにすることができるのです。

広島地方検察庁公判部 主任捜査官 田中 元晴

公判部の主任捜査官（中核事務官）の主な業務には、裁判員裁判の公判活動において、検事と立証方法などを話し合い、法律に触れる機会の少ない裁判員にも分かりやすい資料を作成することや、不安を抱えたまま裁判の行く末を見守る被害者やその御遺族の方々に対応することなどがあります。

裁判員裁判で審理されるのは、被害者が亡くなられた事件が多く、御遺族の怒りや悲しみは、私達の想像をはるかに上回るものです。被告人に対して厳しい判決が言い渡されたと思われる場合でも、その判決に御遺族が満足することはほとんどありませんが、御遺族から、「判決に納得はできないけど、検事さんや事務官さんが親身になって一生懸命やってくれたことが私の唯一の救いです。」などと言われると、少しでも御遺族の役に立つことができたことに大きな充実感や、やりがいを感じるができます。

今後も、検事の信頼を得て、検事の良きパートナーとしての役割を果たし、裁判で事件の真相を明らかにするとともに、被告人に相応の刑罰を科すことができるよう努力していきたいと思います。

交通部



名古屋地方検察庁交通部 副検事 原 俊文

検察庁の交通部は、交通違反や交通事故といった道路交通に関する事件を捜査して、被疑者に裁判を受けさせるかどうかを最終的に決める部署です。

交通事故は、双方当事者が事故の発生を予想しない通常の生活の中で発生するため、事故の状況を正確に記憶にとどめることが困難な事案も多く、当事者だけでなく目撃者等の関係者から十分に話を聞いた上、必要があれば、検察官自ら事故現場に行って道路状況を確認したり、事故状況を撮影した防犯カメラやドライブレコーダーの映像などの客観的な証拠を収集して検討することが必要になります。

交通事故の中には、無免許運転や酒気帯び運転による事故や、事故後、被害者を救護することなく現場から逃走するような悪質な事案もあります。このような悪質な運転者が刑事処分を免れて得をするのではないように、この種事案に対しては、特に断固たる処分を行っています。

また、交通事故では、後遺症が残るような重症を負って苦しんでいる被害者や大きな家族を突然亡くして、非常につらい思いをしている御遺族もいます。そのような事故の場合、検察官が被害者や御遺族と会って、事故で失ってしまったものや事故で変わってしまった生活のことなど、被害者や御遺族のつらいお気持ちを直接聴き、それを裁判に反映できるようにしています。そして、被疑者に対しては、事故の被害に遭って苦しんでいる被害者や御遺族のお気持ちや自分が起こした事故の重大さを理解してもらい、二度と同じ過ちを起さぬよう交通法規の遵守、安全運転の必要性を説示しています。

これからも、交通違反が1件でも減り、つらい思いをする交通事故の被害者や御遺族が1人でも減るようという思いで仕事をしていきたいと思っています。

検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、証拠品の保管・処分、裁判の結果確定した懲役刑などの執行指揮や罰金などの徴収などです。

事件・令状



大津地方検察庁 検務専門官 木村 愛

事件事務では、警察等の捜査機関から送致される事件について、犯罪事実の特定がされているか、身柄拘束を伴う事件については、定められた時間内に送致されているかなど、法律に従った手続がされているかを確認して受理手続をしています。

また、検察官の起訴及び不起訴処分の際に作成される起訴状等の書類に誤りがないかを点検し、その処理手続をしています。

令状事務では、被疑者等の身柄の管理が主な仕事です。常に被疑者等の身柄の勾留期間満了日を把握するとともに、不当に勾留することがないように勾留状や釈放指揮書等の一枚一枚について何重にも記載内容の確認作業を行っています。

それぞれの業務が、法律等に基づいて厳格に遂行されていることを実感するとともに、被疑者等の身体的自由を制限することに対する責任と重みを日々感じる部署です。

私は、民間企業に勤務した後、検察庁で働いていますが、常に自分の営業成績と対峙していた民間時代とは違い、被疑者や被害者等事件関係者の人生に大きな影響を与えることに対する緊張感と、検察官と共に適正に事件を処理することに対するやりがいがあります。

また、私は、育児休業を2度経験しており、現在は育児のために時間的制約がある身ですが、周りの職員に助けられながら十分な業務経験を積むことができています。将来は、私のように仕事と育児を両立する職員の力になりたいです。

証拠品



高知地方検察庁 検務専門官 宮本 嵩久

証拠品担当は、警察等が押収した証拠品を受け入れ、保管し、還付・廃棄等の処分を行います。証拠品は、刑事裁判の重要な証明資料であり、滅失・毀損・変質等により証拠価値を減減させることがないように細心の注意を払って取り扱い、財産的価値の保全にも配慮しています。

押収される証拠品は様々であり、メモ紙等の一般的な物品、現金等の貴重品、覚せい剤・大麻等の違法薬物、事件現場等で採取した毛髪・微物等のほか、車両・船舶等の大型証拠品もあります。現金や違法薬物等は特殊証拠品として他の一般証拠品とは区別して厳重に保管します。

一般的には事件の終結により証拠品を処分しますが、押収を継続する必要がない場合には、終結前に被押収者等に還付することもあります。法令や規程に注意しながら関係書類等を調査し、受還付人の選定を誤ることがないように特に留意しており、処分のために必要な事項を関係機関に照会することもあります。

このように、証拠品担当は、証拠品に関する一切の事務に携わる責任重大なポストで、多くの実務知識等が必要ですが、その分やりがいを感じています。まだまだ未熟ではありますが、諸先輩からの手厚い御指導をいただきながら、充実した日々を過ごしています。

執行



函館地方検察庁 上席検務専門官 杉木 麻記子

執行担当は、裁判の把握から自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等の執行指揮に至るまでの手続及びこれに付随する事務を行っています。人の自由を奪うという直接人権に影響を及ぼす重要な仕事なので、基本となる刑事訴訟法等の関係法令の把握はもとより、常に判例、各種通達等を確認し、細心の注意を払いながら業務に取り組んでいます。

刑の執行は、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っています。いかに裁判が有罪となり、刑が確定しても、その裁判を具体的に実現する刑の執行段階で迅速、適正、公平に行われなければ、裁判の目的は達せられないこととなります。

また、被害者の方に対して、受刑中の加害者の刑務所内における処遇状況や出所時期などの情報を提供する事務も行っていますが、その際には、被害者の方の中には、肉体的のみならず精神的苦痛に悩まされている方もいますので、その心情に配慮した対応ができるよう心掛けています。

このように、執行担当では、人の権利に関わる事務を行っており、その対応には困難を伴うものもありますが、上司に指導を受けたり、職場内で相談し合いながら一つ一つ解決し、やりがいのある毎日を過ごしています。

徴収



富山地方検察庁 検務専門官 岩井 耕一

徴収事務は、罰金、科料、追徴、過料、訴訟費用などの刑罰等の徴収金に係る裁判結果の管理から、納付告知、徴収金等の収納、未納者に対する強制執行等までの一連の事務を行っています。

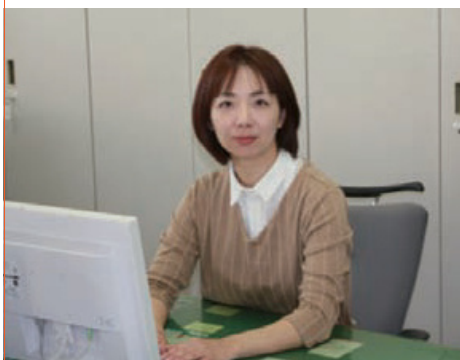
納付義務者が任意に納付すればこれを収納することにより徴収金に係る裁判の執行は終了しますが、任意に納付しないときは、納付義務者の財産につき強制執行を行い、また、罰金、科料を完納することができない者は労務場に留置することとなります。

徴収事務は、納付義務者等と接することが多く、常に言動等に注意が必要となることから、緊張感を持って対応することを心掛けて職務に当たっています。

徴収金未納者から納付に窮する状況を切実に語られ、情に流されそうになったり、長期未納者への対策等に行き詰まることがあった際には、経験豊富な上司に指導を受けたり、同僚に相談したり、職場内で議論し合いながら、厳格な執行に向けて職務に当たっています。これらの悩ましい事案が収納に至り、裁判の執行を終えた際の達成感や充実感は格別です。

徴収事務は非常にやりがいのある職務だと思います。

犯歴／記録



秋田地方検察庁 検務専門官 阿部 あゆみ

犯歴担当事務官は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行い、記録担当事務官は、裁判が確定し裁判所から引き継がれた記録等を保管・管理する事務や記録の閲覧の事務を行います。

私は、現在、記録事務を担当しております。保管記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性和閲覧に伴う弊害、例えば被害者、目撃者などの事件関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果、場合によっては閲覧に一定の制限を加える必要がある場合もあるので、慎重な対応が求められます。関係法令を確認することはもちろん、個々の記録を十分精査することが必要ですが、複雑な事案については一人で悩むのではなく、同僚からアドバイスをもらったり、上司から指導を受けるなどして対応しています。

検察庁の仕事は、緊張感と責任感が必要ですが、職場の雰囲気は明るく、仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある毎日を送っています。

他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織で活躍しています。

外務省



在独国日本大使館一等書記官 徳永 国大(検事)

昨今、違法薬物密輸等の国境をまたぐ国際犯罪が増加しており、犯人が国外に逃亡し、また、重要な証人・証拠が国外に存在することも少なくありません。こうした場合に、ドイツ側と交渉するなどして、犯罪人の引渡しや証拠の提供等の日独間協力の実現のための調整を行うことが私の大使館での業務の一つです。そのほか、日本の立法動向等を踏まえたドイツ法制度の調査、司法領域における日独間の協力関係強化のための各種活動等、大使館での業務は多種多様です。文化制度の異なる異国の地で、外国語を用いて考え方の異なる外国人と仕事をする外交官の業務には困難も多く、試行錯誤を重ねる毎日ですが、新たな知識を得、経験を積むことができるこちらでの生活はとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事 高橋 秀夫(検察事務官)



ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は、在外公館の中で最も在留邦人数が多く、また多くの邦人旅行者が訪れる地域です。私は領事業務を担当しておりますが、その中の一つに「邦人援護」という業務があります。これは、邦人が事件や事故に巻き込まれた場合に側面的に支援するというものです。時には、邦人が当局に身柄を拘束された場合、被收容者に対する領事面会を行うこともあります。また、緊急のため、土日や深夜に対応しなければいけない事案もあり、大変な仕事ですが、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事です。ロサンゼルスは年中気候が良いため、休日にはスポーツや旅行等でリフレッシュしており、公私ともに充実した日々を過ごしています。

公正取引委員会



事務総局 審査局付 特別専門官 岩根 哲康(検事)

私は、主に審査局付として、談合やカルテルといった独禁法違反の行政事件の審査に携わっており、必要に応じて犯則審査部付に異動し、検事総長への告発を目指す犯則事件の調査に携わっています。具体的には、検察官としての経験を生かし、客観的証拠の収集や事情聴取、事実認定等に関する指導・助言を行っており、これらは、私自身にとっても有意義な経験となっています。

事務総局 審査局犯則審査部 内閣府事務官 大西 真樹(検察事務官)

私が出向している公取委犯則審査部は、大規模な談合事件等を調査し、検事総長に告発することを目的としている部署です。そのために、内偵調査や令状請求、搜索差押え、証拠品管理、告発準備などの業務を行い、これまで得てきた様々な経験を発揮できることにやりがいを感じています。

国税局



査察部統括国税査察官付国税査察官 吉村 有加(検察事務官)

査察部は、一般の納税者に対する税務調査とは異なり、大口・悪質な脱税者に対し納税を求めるとともに刑事責任の追及を行う部署であり、内偵調査等により脱税者を探し出す情報担当とその調査結果を踏まえて裁判官発行の令状により強制調査や脱税者に質問調査をする実施担当があります。検察庁に告発されてくる脱税事件がどのように調査・判断されてきたのか、どの証拠を基に脱税額を確定したのかといった事件が認定される過程を目の当たりにすることができる上、責任は重大ですが、脱税者と相対して質問調査等のやりとりをするなど、査察官として事案の真相解明のための調査を行うことができ、まるで検察官のような仕事を事務官でありながら経験できることに魅力を感じつつ、職務に当たっています。

その他出向先

司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、預金保険機構、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取にに応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、受刑中の犯人に関する刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。
ホームページからもご覧になれますので、ご活用下さい。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

京都地方検察庁

被害者支援員 志賀 和幸

被害者支援担当事務官 吉牟田 みゆき

犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方は、刑事手続がどのように行われるのか、また、検察庁において、どのような支援を受けることができるのかなど、様々な不安をお持ちになっておられます。

そのような被害者や御遺族等の方々が、検察庁へ気軽に相談や問合せをしていただけるよう「被害者ホットライン」が設置されています。

その電話のベルが鳴らない日はなく、日々様々な相談が寄せられます。また、直接被害者支援員室に相談に来られる方もおられます。

被害者支援員は、被害者等の心情に配慮しながら、少しでも不安を和らげるように誠意を持って対応することを心掛け、被害者の方々の要望に応じ、事件の処分結果の通知や被害者支援のための各種情報の提供や助言、必要な問合せ先の紹介等を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、被害者支援員の活動を支え、被害者支援に関する研修等に参加するなどして、被害者等の心理状態の理解や対応方法等の習得に努め、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と共に被害者の方々の保護・支援が円滑に行えるように、警察等の被害者支援関係機関との連携体制の整備を図っております。



検察庁における刑事政策的取組，再犯防止・社会復帰支援に関する取組

検察庁では，犯罪の防止や，罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら，捜査・公判活動を行っています。最近では，高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い，刑務所や保護観察所などに加え，児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して，被疑者・被告人の再犯を防ぎ，社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。



最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ

最高検察庁刑事政策推進室では，犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほかに，罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について，全国各地での取組を収集し，また，各種学会等へ参加するなどし，全国検察庁への情報提供を行っています。また，検察官や検察事務官を対象とする各種研修において，刑事政策に関する講義や具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施するなど，再犯防止・社会復帰支援等について，検察職員全体の能力向上に努めています。



室員一同（検事，検察事務官，社会福祉士）

東京地方検察庁社会復帰支援室からのメッセージ

東京地方検察庁社会復帰支援室では，平成25年1月以降，不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人等，罪を犯したものの，刑務所等に入所することなく釈放された者に対して，社会福祉事務所や保護観察所等の関係機関と連絡調整をして，居場所（住居）と出番（仕事）を確保する支援を行うことで，再犯防止を図る取組を進めています。また，新たな取組として，近時深刻化している児童虐待事案及びドメスティックバイオレンス事案について，東京地方検察庁犯罪被害者支援室と緊密に連携し，児童相談所等の関係機関と必要な調整を行いつつ，再犯防止に積極的に取り組んでいます。

参考

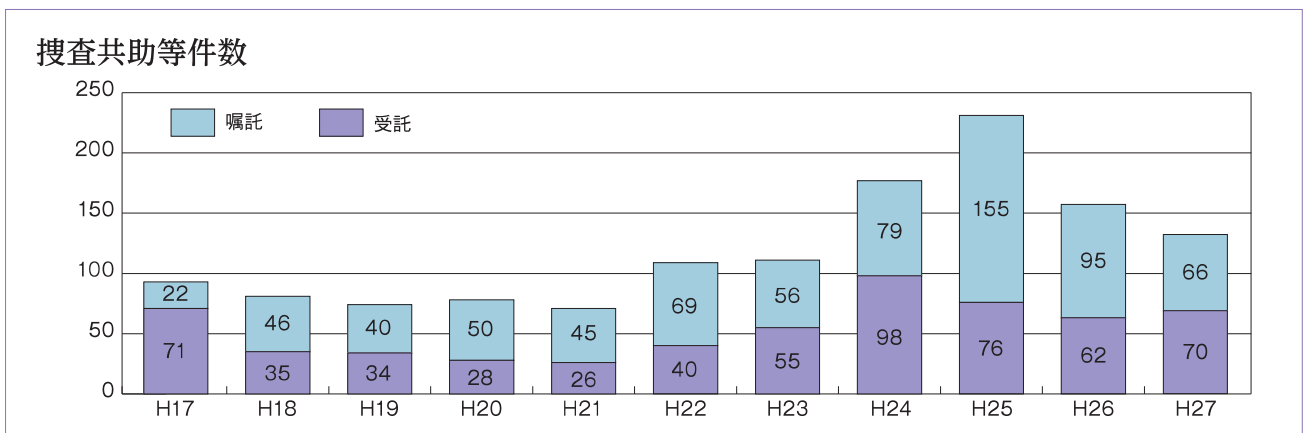
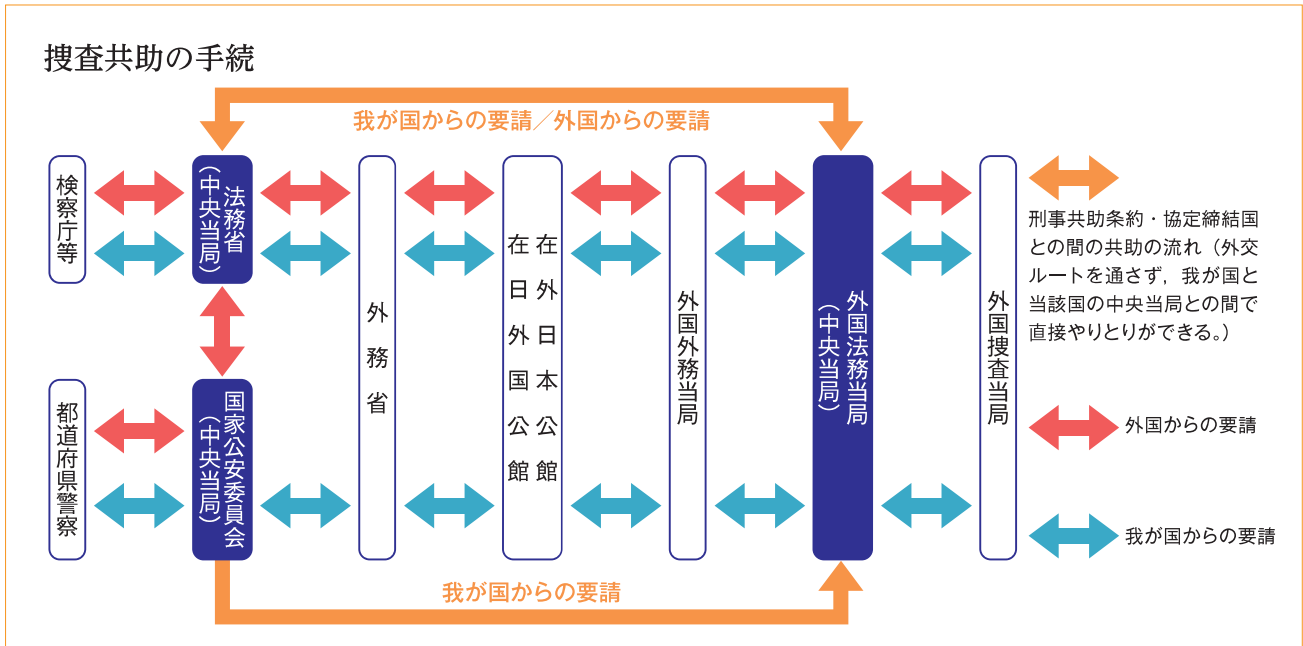
検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか，矯正，保護その他の関係機関とも連携し，犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際化が進展していますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在したりすることなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は協定を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。



検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

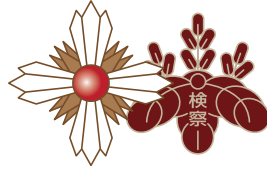
あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

Q&Aコーナー

捜査について

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういうことをするのですか？

A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

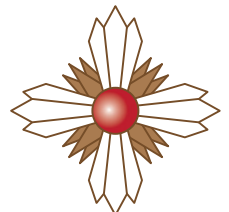
その他

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差しのことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



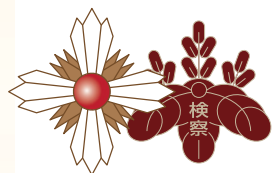
検察庁所在地一覧表

平成28年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	福岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒640-8143	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
	宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
	那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313	
函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231	
旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231	
釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151	
高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155	
徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191	
高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191	
松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111	

検察庁ホームページはこちら →

<http://www.kensatsu.go.jp>



Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>

○取組内容③

広報活動の実施回数

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広報活動の実施回数（回）	1,135	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104

平成29年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	680	17,579
講演会・説明会	131	5,259
模擬裁判	117	3,976
イベントの実施・参加	39	2,652
その他	137	1,495
合 計	1,104	30,961

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	10
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	5,339,428	6,180,263	6,374,053	6,440,989	9,852,534
	補正予算	1,653,690	1,377,528	1,324,467	-	
	繰越し等	987,621	△ 254,680	△ 784,674		
	計	7,980,739	7,303,111	6,913,846		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		7,281,588	7,098,398	6,806,598		

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備					番号	10	(千円)	
予 算 科 目								予 算 額	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	151,006	155,162	
	●	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	6,289,983	9,697,372	
	●	3							
	●	4							
	小計							6,440,989	9,852,534
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					<	><	
	○	2					<	><	
	○	3					<	><	
	○	4					<	><	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	><	
	◇	2					<	><	
	◇	3					<	><	
	◇	4					<	><	
	小計								
合計							6,440,989	9,852,534	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（8））

施策名	矯正施設 ^{※1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－6－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設等における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・ 刑事施設^{※2}の総合警備システム^{※3}を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	<p>・ 刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）^{※4}に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>・ さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があつて、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであつて、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）^{※5}第1条等 ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条等
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	30年度

1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。
-----------------------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，保安警備に関する訓練を通じ，対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。

そこで，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として，職員の職務執行力の向上について，下記参考指標の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）	96.2	97.4	95.9	98.3	98.6
刑事施設における保安事故発生状況（逃走，自殺，火災，傷害等）	26	17	18	23	16
災害復旧その他救援活動派遣事案数	2	4	3	6	5

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値
			30年度
2 総合警備システムの更新整備施設数	—	—	14

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには，保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，各種警備用機器のうち，特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで，「総合警備システムの更新整備施設数」を測定指標として設定した。

なお，総合警備システムの更新整備に当たっては，基準値，基準年度を示した上で目標値を設定している

のではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定しているところ、平成30年度は、老朽化が進んでいる施設を優先して、目標値を「14」と設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総合警備システムの更新整備施設数	22	14	7	15	15

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (- 年度)	7,515百万円 (6,890百万円)	6,956百万円 (6,773百万円)	6,472百万円 (6,395百万円)	5,880 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。</p> <p>矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。</p>				0017	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②矯正の企画調整の実施 (- 年度)	160百万円 (101百万円)	131百万円 (111百万円)	158百万円 (132百万円)	151 百万円	-
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の各矯正施設には、矯正施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる矯正施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会が設置されている。</p> <p>矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。</p> <p>刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。</p>				0018	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	

	7,981百万円 (7,282百万円)	7,303百万円 (7,098百万円)	6,914百万円 (6,807百万円)	6,441 百万円
--	------------------------	------------------------	------------------------	--------------

-
- ※1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- ※2 「刑事施設」
刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称
- ※3 「総合警備システム」
警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム
- ※4 「矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）」
第9条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。
- ※5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」
第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (7))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(1))					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	5,339,428	6,180,263	6,374,053	6,440,989
		補正予算(b)	1,653,690	1,377,528	1,324,467	—
		繰越し等(c)	987,621	△254,680	△784,674	/
		合計(a+b+c)	7,980,739	7,303,111	6,913,846	
執行額(千円)	7,281,588	7,098,398	6,806,598			
執行額(千円)	7,281,588	7,098,398	6,806,598			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条⁴等</p> <p>○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条⁵等</p>					

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。</p>					
参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 同訓練の参加者数(人)	343	343	343	346	353
3 同訓練参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	96.2	97.4	95.9	98.3	98.6

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)					達成
	26年度	27年度	28年度	29年度		
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)						おおむね達成
	14	14	22	14		
	基準値	実績値				
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22	14	7	15	15

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものである。測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の98.6パーセントが「有意義」と回答しており、隊員各々が自己の職務執行力の向上を実感できたと思えることができ、測定指標2については、27年度及び28年度において、実績値が目標値を下回っているものの、総合警備システムは、年度ごとの計画の中で、老朽化(耐用年数)が進んでいる施設を優先的に更新しており、目標について「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計353人)において、平成29年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。</p> <p>また、本訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合において、被収容者への食事給与等は欠かせないものであるところ、一部の訓練においては、専門分野の指導者(消防士等)を招へいするなどして、防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなど、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練である。</p> <p>さらに、同訓練の結果、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震の際に、飲食物の提供や風呂の提供等の救援活動を積極的かつ円滑に行うことができるなど、訓練の成果は対外的な側面においても生かされている。</p> <p>以上のとおりであるところ、管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員353人に対するアンケートに</p>

において、「有意義であった」旨を回答した者が98.6パーセントであったことからすれば、同訓練を通じて、多種多様な技能を身に付けさせることができ、保安警備に係る職員の職務執行力の強化を図るという目標を達成したといえる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効果的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標 1, 2】

刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的とし、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、加えて、昨今、国民の注目度が高い「再犯防止」を図るための適切な処遇を行うためには、平穏な状態を維持することは重要であることは言うまでもない。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいはそこで勤務する刑務官に求められている。

一たび、重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための管区機動警備隊集合訓練を充実させ、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	---------------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外塀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	11
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	47,659,973	46,333,848	45,480,904	44,020,708	44,286,175
	補正予算	0	299,408	85,907	-	
	繰越し等	266,208	0	△ 85,907		
	計	47,926,181	46,633,256	45,480,904		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		47,525,233	46,431,566	44,771,586		

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施					番号	11	(千円)			
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費				44,020,708	44,286,175
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計						44,020,708		44,286,175		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計										
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>	
	○	2					<	>	<	>	
	○	3					<	>	<	>	
	○	4					<	>	<	>	
	小計										
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>	
	◇	2					<	>	<	>	
	◇	3					<	>	<	>	
	◇	4					<	>	<	>	
	小計										
合計						44,020,708		44,286,175			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施					番号	11	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。	●	1	44,020,708	44,286,175	265,467	△ 49,005	<p>【目標】 刑事施設における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所（院）後の就労の安定を図る。</p> <p>【実績】 主要な測定指標である「刑事施設における職業訓練の充実度（受講者数、受講率、修了者数及び資格・免許等の取得者率）」は、全ての項目について、前年度比増となった。</p> <p>今後も社会の雇用ニーズを取り入れた就労支援効果の高い職業訓練を充実させるため、訓練科目及び訓練人員等の見直しを行うとともに、職業訓練以外についても、業務の効率的な運用について検討を行う。</p> <p>職業訓練について、社会の雇用ニーズ等を踏まえた訓練科目及び訓練人員等の見直しを行い、職業訓練を充実させるとともに、受刑者就労支援に係る経費の削減を図った。また、少年施設炊事業務の合理化を行い、被収容者関連経費の削減を図った。</p>	
合計				44,020,708	44,286,175	265,467	△ 49,005		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（9））

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－6－（2））
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} や少年院における改善指導等を適正に実施するほか，職業訓練や少年院における職業指導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・被収容者の再犯防止のためには，再犯リスクや問題性を的確に把握し，その特性に応じた指導を行うことが重要であり，取り分け，被害者の心身に重大な被害を与える性犯罪事犯者及び性非行少年への対策を推進する必要がある。また，再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることも，再犯防止のために重要である。 ・犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}において，再犯防止のための重点施策として，「対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する」ため，性犯罪者に対する指導等の矯正施設における指導を効果的に実施することとされているほか，「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため，「就労の確保」を図ることとされている。 ・「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）^{*4}において，性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化が掲げられ，効果検証結果を踏まえて，関係省庁が連携しながら効果的な施策について検討することとされているほか，就労支援の推進が掲げられ，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。 ・再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*5}において，性犯罪者等に対する専門的処遇が掲げられ，性犯罪者等に対する指導等の一層の充実を図ることとされているほか，就労・住居の確保等が重点課題の一つとされている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）^{*6} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3－1－（5）性犯罪者に対する指導及び支援第3－2－（2）就労の確保^{*7} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）Ⅲ－3－（1）－⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進^{*8} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定）2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性3 再犯防止につながる仕事の確保 ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）第2－1 就労の確保等

	第5-1-(2)-②-i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等
政策評価実施 予定時期	平成32年8月

測定指標	基準値		施策の進捗状況（目標）	
		基準年	30年度	31年度
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ⁹ 受講前後の問題性の変化	—	—	受刑者の問題性が低下すること	受刑者の問題性が低下すること

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化（0点～12点）している。

このアセスメントツールを用いてプログラム受講前後の受刑者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度におけるプログラム終了者の問題性の変化（プログラム受講前後の問題性の差の平均を算出）を測定指標とし、プログラム受講前に比べて受講後の問題性を低下させることを目標とした。

施策の進捗状況（実績）

29年度		30年度				
—						
参考指標	年度ごとの実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	521	492	497	493	504	

測定指標	基準値		施策の進捗状況（目標）	
		基準年	30年度	31年度
2 少年院の性非行防止指導 ¹⁰ 受講前後の問題性の変化	—	—	在院者の問題性が低下すること	在院者の問題性が低下すること

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

性非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。

このアセスメントツールを用いて指導受講前後の在院者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度における指導終了者（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されている在院者を除く。）の問題性の変化（受講前後の問題性の差の平均を算出）を測定指標とし、指導受講前に比べて受講後の問題性を低下させることを目標とした。

施策の進捗状況（実績）						
29年度			30年度			
—						
参考指標	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	—	—	—	191	228	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年度	30年度	31年度
3 刑事施設における職業訓練の充実度	下記「29年実績値」	29年	対29年増	対30年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰及び出所後の就労の安定を図るため、出所者における職業訓練の受講率を測定指標とした。

今後、より積極的に職業訓練を実施し、出所者に占める職業訓練受講者の割合を対前年増とすることを目標とする。

なお、これまでの指標は、年度ごとの職業訓練受講者数としていたが、職業訓練受講後、出所に至るまで期間の長短があり、出所後の就労に資するために実施している職業訓練の指標としては、出所受刑者中の職業訓練受講者数と受講率の方がふさわしいと考えられることから変更することとした。

過去の実績	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
出所者における職業訓練受講者数（人）	2,894	3,062	3,218	3,632	3,965	
出所者における職業訓練受講率（％）	10.9	12.4	13.7	15.8	18.0	
参考指標	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
刑事施設出所者数（人）	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	30年度	31年度
4 刑事施設における就労支援実	18.1％	29年	対29年増	対30年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、平成29年度には刑事施設74庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>なお、仮釈放者については保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースも多い。平成29年において、仮釈放者の保護観察終了時における有職者数は8,207人である。</p>						
過去の実績	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
就労支援実施人員の割合（％）	10.3	12.2	14.5	15.4	18.1	
参考指標	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
刑事施設出所者数（人）	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025	
就労支援実施人員（人）	2,721	3,005	3,413	3,529	3,989	
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	—	—	—	—	823	
うち、在所中就職内定人員（人）	—	—	—	—	255	
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	—	—	—	—	2,282	
うち、在所中就職内定人員（人）	—	—	—	—	451	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値		
		基準年	30年度	31年度
5 少年院における就労支援実施人員の割合	22.8%	29年	対29年増	対30年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成29年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は23.9パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は78.7パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、</p>				

少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成29年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は22.8パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

(注) 保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
就労支援実施人員の割合 (%)	18.3	19.0	20.8	20.6	22.8	
参考指標	年ごとの実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	30年
少年院出院者数 (人)	3,948	3,630	3,286	3,068	2,882	
就労支援実施人員 (人)	724	689	683	631	656	
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合 (%)	73.6	74.9	76.0	77.2	78.7	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①受刑者就労支援体制等の 充実 (一年度)	796百万円 (777百万円)	862百万円 (849百万円)	778百万円 (762百万円)	781 百万円	3, 4, 5
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
被収容者に対して、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。				0016	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	648百万円 (638百万円)	493百万円 (481百万円)	517百万円 (506百万円)	511 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①				0019	

支援が必要な対象者の選定，②当該対象者の福祉ニーズの把握，③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。

高齢者や身体等に障がい等を有する者は，出所（院）後，短期間のうちに生活苦に陥りやすく，再犯のおそれが高いため，こうした者に対する福祉的な支援は，再犯の防止に資するものである。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
③被収容者生活関連業務の維持 (一 年度)	25,897百万円 (25,624百万円)	25,091百万円 (25,149百万円)	23,872百万円 (23,703百万円)	22,751 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設において，被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧，衣類，日常生活必需品等 ・矯正教育，矯正医療等を実施するための資材等 				0020	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (一 年度)	4,219百万円 (4,161百万円)	4,092百万円 (4,044百万円)	3,987百万円 (3,947百万円)	3,960 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設に収容された懲役受刑者は，刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており，刑務作業は，規則正しい勤労生活の維持，規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など，矯正処遇の根幹となる事業である上，民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p>				0021	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (一 年度)	5,390百万円 (5,390百万円)	5,203百万円 (5,112百万円)	5,306百万円 (4,897百万円)	5,120 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>被疑者・被告人等は，本来，国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが，都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には，「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年法律第11号）に基づき，食糧費，生活必需品等</p>				0022	

の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	47,926百万円 (47,525百万円)	46,633百万円 (46,432百万円)	45,481百万円 (44,772百万円)	44,021 百万円

- *1 「矯正施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」
「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）を踏まえ、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。
- *4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった確かな犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。
- *5 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）
平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定することとされたことを受け、「再犯防止推進計画等検討会」における議論等を経て策定された。
- *6 「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）
③（施設内処遇を通じた取組等）
少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。
- *7 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-（2）就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- *8 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。
- *9 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り，自己統制力の不足等がある者を対象に，認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*10 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし，その指導効果を高めるためにマインドフルネス，アンガーマネジメント，性教育等の周辺プログラムを組み合わせ，フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (8))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	47,659,973	46,333,848	45,480,904	44,020,708
		補正予算(b)	0	299,408	85,907	-
		繰越し等(c)	266,208	0	△85,907	
		合計(a+b+c)	47,926,181	46,633,256	45,480,904	
執行額(千円)	47,525,233	46,431,566	44,771,586			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2)③(施設内処遇を通じた取組等)³ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁴ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵ ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)3 再犯防止につながる仕事の確保⁶ 					

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	28年度		29年度			
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁷ は, その他の刑事施設と異なり, 民間業者が職業訓練の実施主体であることから, 両者を区別して取り扱っている。	対27年度増		対28年度増			達成
	基準値	実績値				
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職業訓練受講者数(人)	4,770	3,710	3,977	4,770	5,317	5,468
職業訓練受講率(%)	9.2	6.7	7.4	9.2	10.6	11.6

職業訓練の修了者数（人）	4,204	3,267	3,529	4,204	4,755	4,888
資格免許等の取得者率（％）	88.5	88.2	89.1	88.5	89.4	90.5
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
受刑者数（人）	55,750	53,687	51,858	49,930	47,126	

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	28年度			29年度			
2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対27年増			対28年増			達成
	基準値	実績値					
	27年	25年	26年	27年	28年	29年	
就労支援実施人員の割合（％）	14.5	10.3	12.2	14.5	15.4	18.1	
参考指標	実績値						
	25年	26年	27年	28年	29年		
就労支援実施人員（人）	2,721	3,005	3,413	3,529	3,989		
刑事施設出所者数（人）	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025		

測定指標	年度ごとの目標値						達成
	28年度			29年度			
3 少年院における就労支援実施人員の割合	対27年増			対28年増			達成
	基準値	実績値					
	27年	25年	26年	27年	28年	29年	
就労支援実施人員の割合（％）	20.8	18.3	19.0	20.8	20.6	22.8	
参考指標	実績値						
	25年	26年	27年	28年	29年		

就労支援実施人員（人）	724	689	683	631	656
少年院出院者数（人）	3,948	3,630	3,286	3,068	2,882
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	73.6	74.9	76.0	77.2	78.7

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標について、目標を達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>刑事施設における職業訓練については、出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ、資格免許等の取得者率の実績は0.5ポイント上昇し、職業訓練受講者数、同受講率及び同修了者数といった他の目標についても上昇しており、受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められる。（平成29年度速報値ベース）</p> <p>また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く受刑者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は18.1パーセント（平成29年度速報値ベース）となっており、一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されている。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	
<p>【施策】</p> <p>更に被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標に加え、受刑者の特性に応じた指導の実施状況についても評価の対象とする。</p> <p>【測定指標1】</p> <p>職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>再入所者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。</p>		

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成30年7月10日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 本施策の目標である「出所（出院）後の就労の安定」は、本報告書記載の指標では測定できないのではないかと。</p> <p>〔反映内容〕 本報告書記載の指標は、施策の最終目的である出所（出院）後の就労の安定を直接測定するものではないが、いずれも就労の安定につながる施策の充実度を測定する指標であると認識している。</p> <p>なお、本施策の平成30年度事後評価の実施に関する計画においては、施策の目標を見直し、達成すべき目標を「被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰」に改め、測定指標「刑事施設における職業訓練の充実度」の指標内容を変更し、測定指標「刑事施設における就労支援実施人員の割合」については、就労支援人員のうち、在所中に就職内定を得た人数を参考指標として新たに加えるなどしている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>職業訓練について、社会の雇用ニーズ等を踏まえた見直しを行い、受刑者就労支援に係る経費の削減を図った。</p> <p>また、非常勤職員保険料等の見直しを行い、地域生活定着支援に係る経費の削減を図った。</p> <p>さらに、収容人員見込みの精査及び少年施設炊事業務の合理化等を行い、被収容者関連経費の削減を図るとともに、就業人員見込みや償還人員見込みの精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費や留置施設の維持管理に係る経費の削減を図った。</p>
-----------	--

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	---------------------------	-----------------	----------------

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）

③（施設内処遇を通じた取組等）

少年院・少年刑務所において，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか，社会復帰に資する就労支援を行う。また，少年院において，修学の意欲を高めるため，高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*5 「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 3 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは，基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず，粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか，前歴そのものによる就労上の制約があるなど，様々な課題を抱えている。そのため，矯正施設収容中から，就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに，これらを活かして出所後直ちに就労できるよう，矯正施設，保護観察所，ハローワーク等が連携し，具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 PFI手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター，加古川刑務所及び東日本成人矯正医療センターの総称

別紙

○ 職業訓練受講者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	5,317	5,407

○ 職業訓練受講率の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	5,317	5,407
受 刑 者 数	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	49,930	47,126
受 講 率	4.1%	4.1%	5.0%	5.5%	6.7%	7.4%	9.2%	10.6%	11.5%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練修了者数	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204	4,755	4,816

○ 資格・免許等取得状況の推移

(単位：人)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技師	自動車 整備士	理容師	その他	合計	取得者率
	21	受 験 者	1,106	479	321	88	38	3,037	
	合 格 者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受 験 者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合 格 者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受 験 者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合 格 者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	
24	受 験 者	1,200	375	339	73	40	3,920	5,947	87.1%
	合 格 者	933	316	288	72	39	3,529	5,177	
25	受 験 者	1,281	425	306	59	32	4,435	6,538	88.2%
	合 格 者	1,025	374	262	55	27	4,021	5,764	
26	受 験 者	1,083	427	321	79	37	4,860	6,807	89.1%
	合 格 者	850	379	286	79	35	4,434	6,063	
27	受 験 者	980	502	301	86	25	5,514	7,408	88.5%
	合 格 者	749	426	256	84	25	5,016	6,556	
28	受 験 者	801	496	281	78	34	5,588	7,278	89.4%
	合 格 者	628	425	242	76	34	5,105	6,510	
29	受 験 者	699	448	283	67	32	5,221	6,750	89.9%
	合 格 者	571	386	261	60	30	4,762	6,070	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	12
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	16,323,803	15,989,838	16,623,169	17,977,875	18,221,125
	補正予算	0	△ 32,262	△ 79,308	-	
	繰越し等	0	0	0		
	計	16,323,803 <0>	15,957,576 <0>	16,543,861 <0>		
執行額		16,172,523	15,792,712	16,396,557		

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施					番号	12	(千円)		
予 算 科 目						予 算 額				
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	17,977,875	18,221,125		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							17,977,875	18,221,125	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計									
合計							17,977,875	18,221,125		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施			番号	12	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。	●	1	17,977,875	18,221,125	243,250	△ 126,035	<p>【目標】 PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。</p> <p>【実績】 主要な測定指標である「PFI施設における職業訓練の充実」は、職業訓練受講者数、職業訓練受講率及び資格・免許等の取得者数について、前年度比増となった。</p>
								<p>今後も刑務所出所者の再犯防止に資する職業訓練及び就労支援を充実させるため、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び効果的な就労支援を継続するとともに、職業訓練以外についても、民間委託業務の効率的な運用について検討を行う。</p>
								<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づいて民間委託している総務系業務のうち、平成30年度に終了する契約分について見直しを行い、経費の削減を図った。</p>
合計				17,977,875	18,221,125	243,250	△ 126,035	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（10））

施策名	矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間委託等 ² の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－6－（3））
達成すべき目標	P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、P F I刑務所 ³ 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）⁴ ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）⁵ ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）⁶ ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）⁷ ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定）⁸ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）2－（2）【就労支援対策の充実・強化】⁹ ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3－2－（2）就労の確保¹⁰
政策評価実施予定時期	平成32年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
	基準	基準年度	29年度～31年度
1 P F I 刑務所における職業訓練の充実	－	－	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、P F I 刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを</p>			

検証することとした。

施策の進捗状況（実績）							
28年度	29年度				30年度		
実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業訓練の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。	実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業訓練の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。						
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
P F I 刑務所における受刑者数（人）	4,735	4,612	4,405	4,248	4,112	3,850	
職業訓練受講者数（人）	7,913	7,203	9,601	9,665	9,349	9,744	
職業訓練受講率（％） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）	167	156	218	228	227	253	
職業訓練修了者数（人）	7,648	6,926	9,360	9,284	9,165	9,055	
資格・免許等の取得者数（人）	1,287	1,334	1,407	1,512	1,412	1,437	

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～31年度
2「ジョブソニック」 ^{*11} の活用（※）	—	—	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、「ジョブソニック」を実施する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、改善指導、職業訓練及び就労支援を実施することで、受刑者の就労意欲の喚起を促し、就労に係る出所後の社会生活上の不安を軽減させ、加えて、民間事業者の提案による就労支援策として、円滑な社会復帰・就労継続に寄与することを目的とするジョブソニックを実施することから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度

	実施対象3施設において、受刑者に対して企業説明会やワークショップ形式の体験学習講座を合計9回実施した。	
参考指標	年度ごとの実績値	
	29年度	30年度
1施設当たりの企業説明会実施回数(回)	2	
延べ参加受刑者(人)	800	

(※)「ジョブソニック」の活用は、平成29年度からの新規事業である。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①刑事施設の民間委託運営 (一年度)	4,625百万円 (4,584百万円)	4,291百万円 (4,233百万円)	4,218百万円 (4,186百万円)	3,726 百万円	2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>平成29年度に開始した第2期事業では、公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、民間事業者からの提案による就労支援策「ジョブソニック」を実施する。</p>				0023	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②PFI刑務所の運営 (平成17年度)	11,699百万円 (11,588百万円)	11,667百万円 (11,560百万円)	12,325百万円 (12,210百万円)	14,252 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、美祢社会復帰促進センター(平成19年4月運営開始、事業期間20年)、島根あさひ社会復帰促進センター(平成20年10月運営開始、事業期間20年)を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法</p>				0024	

を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。

改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
	16,324百万円 (16,173百万円)	15,958百万円 (15,793百万円)	16,544百万円 (16,397百万円)	17,978 百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2-（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職

業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者からの就労支援に係る提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により、就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し、さらに「就労継続・定着」教育を行うことで、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、就労の継続を目指す。

また、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	評価未実施のため記入不可	番号	13
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	12,284,929	12,534,446	12,802,884	13,123,455	13,803,046
	補正予算	153,226	0	239,315	0	
	繰越し等	△ 344,365	284,014	△ 200,495		
	計	12,093,790	12,818,460	12,841,704		
執行額		11,771,605	12,560,338	12,035,940		

政策評価調書（個別票2）

政策名		保護観察対象者等の改善更生等					番号	13	(千円)	
予 算 科 目							予 算 額			
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	446,046	509,571		
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	12,677,409	13,293,475		
	●	3								
	●	4								
	小計							13,123,455 の内数	13,803,046 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									の内数
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									の内数
合計							13,123,455 の内数	13,803,046 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			保護観察対象者等の改善更生等				番号	13	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
保護観察の実施	矯正施設被収容者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰に資するとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察等を行うもの。	● 1・2	11,404,531	11,925,480	520,949	—	本政策はモニタリング中であり、直近の平成29年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。		
犯罪予防活動の促進	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのため、法務省等の行政機関、保護司、地域住民、自治体、企業等と協力して実施する犯罪の予防に資する各種の取組等を推進するもの。	● 1・2	690,586	750,330	59,744	—	同上		

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映 による見直し額(削 減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
仮釈放等の審査決定	矯正施設被収容者に対し、適正かつ適切な仮釈放等審理等を実施して、その収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより、矯正施設被収容者の円滑な社会復帰と改善更生を促進し、再犯防止を図るもの。	●	2	49,071	48,347	△ 724	一	同上	
自立更生促進センターの運営	刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施するもの。	●	2	140,534	164,387	23,853	一	同上	
犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等の希望に応じて、①仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、②犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、③加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への通知及び④犯罪被害者等に対する相談・支援を行うもの。	●	1・2	88,388	92,827	4,439	一	同上	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映 による見直し額(削 減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
更生保護情報トータルネットワークシステムの運用	「更生保護情報トータルネットワークシステム」の主要機能であるメール、共有ドライブの利用、事件情報の管理、統計等を作成する業務システムを稼働させるための機器等の維持、更新を行うもの。	●	2	328,958	393,162	64,204	—	同上	
合計				12,702,068	13,374,533	672,465	—		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（11））

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－7－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム^{*2}を効果的に実施し，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって，保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・ 保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・ 更生保護施設等^{*3}を活用した自立支援^{*4}を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・ 保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑の一部の執行猶予制度^{*5}により一定期間社会内処遇を受けることとされた薬物依存の問題等を有する保護観察対象者を始めとし，反復性のある特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者について，その改善更生を図り再犯を防止するためには，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが重要である。そのため，保護観察所で実施している薬物再乱用防止プログラムを始めとする専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・ 保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・ 保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働き掛けをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・ 犯罪をした者や非行のある少年の地域での立ち直りを支え，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため，国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*6} ○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*7} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*8} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）^{*9} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）^{*10} ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*11}

政策評価実施 予定時期	平成32年 8 月
----------------	-----------

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年	29年	30年	31年
1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された ^{*12} 者の割合 (%)	7.9	—	7.9未満	7.9未満	7.9未満

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察所では、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムとして、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しており、これらのプログラムを効果的に運用することで、プログラム受講者の再犯防止を図ることが重要であることから、その達成状況を測定するための指標として、プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を設定した。

なお、専門的処遇プログラムの中には、導入後十分な期間が経過していないものや、内容を新たに見直したものもあり^{*13}、過去の実績ではプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合も一定ではない。また、過去3年間のプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合の平均値は7.9パーセントとなっている。そこで、プログラムが保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に効果を上げているとするには、この水準を下回る状態を維持し続けることが適当であると考え、目標年を平成31年とし、7.9パーセント未満を目標値として設定した。

過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合 (%)	4.3	8.1	8.4	7.2	6.2	5.1	
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者数 (人)	2,598	2,273	2,612	2,621	2,675	2,674	
専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数 (人)	112	184	219	190	165	137	

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	29年	30年	31年
2 保護観察終了者に占める無職者の割合 (%)	22.1	28年	対28年減	対29年減	対30年減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。</p> <p>本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成31年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。</p> <p>なお、保護観察対象者等に対する就労支援においては、協力雇用主の存在が不可欠であり、協力雇用主のもとで就労する保護観察対象者等の拡大が求められているため、下記のとおり、参考指標を変更した。</p>							
過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	24.0	22.3	21.6	21.8	22.1	21.9	
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	36,941	35,038	33,807	32,884	31,096	28,976	
保護観察終了者のうち無職者数（人）	8,873	7,808	7,317	7,185	6,866	6,360	
実際に雇用している協力雇用主 ^{*14} の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	364	380	472	551	788	774	
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	758	879	1,230	1,276	1,410	1,204	
完全失業率 ^{*15} （％）（※年平均）	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	29年度～31年度
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	—	—	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保するとともに、健全な社会生活を営むために必要な支援を確保する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。</p> <p>本指標は、目標年度を平成31年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準</p>			

備ホーム^{*16}において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）							
28年度	29年度				30年度		
更生保護施設において、高齢・障害者や薬物事犯者を中心に積極的な受入れを図り、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。	更生保護施設において引き続き高齢・障害者や薬物事犯者を中心に行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進するとともに、自立準備ホームの登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。				/		
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,587	10,263	10,092	10,179	9,608	9,620	/
自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	236	289	332	365	375	395	/
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,181	1,278	1,497	1,517	1,524	1,547	/

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～31年度
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え、その時々ニーズに応じた情報を国民に対して提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成31年度とし、学校及び地域の関係機関・団体の犯罪予防活動への参画状況の実績値（参考指標）を踏まえ、同活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地	国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地	/

域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校の連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。						
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
作文コンテスト ^{*17} 参加学校（校）	8,580	8,986	9,224	9,542	10,106	10,372	
作文コンテスト応募作品数（作品）	249,552	279,732	290,090	308,818	329,994	333,796	
“社会を明るくする運動”推進委員会 ^{*18} の構成機関・団体数（団体）	30,109	30,077	29,772	29,920	30,118	29,860	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①更生保護施設整備事業 ^{*19} への補助 (平成6年度)	119百万円 (112百万円)	536百万円 (524百万円)	364百万円 (360百万円)	394 百万円	3
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。				0025	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	31百万円 (30百万円)	27百万円 (27百万円)	27百万円 (27百万円)	27 百万円	2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。 就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。				0026	

達成手段	予算額計（執行額）			30年度 当初	関連 する

(開始年度)	27年度	28年度	29年度	予算額	指標
③保護観察の実施 (一年度)	10,617百万円 (10,410百万円)	10,759百万円 (10,634百万円)	11,131百万円 (10,590百万円)	11,405 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。</p> <p>特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。</p>				0027	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
④犯罪予防活動の促進 (一年度)	696百万円 (619百万円)	701百万円 (622百万円)	703百万円 (584百万円)	691 百万円	4
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。</p> <p>犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。)によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。</p>				0028	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (一年度)	55百万円 (47百万円)	54百万円 (43百万円)	54百万円 (51百万円)	49 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理(以下「審理」という。)を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより(仮釈放等の期間中は保護観察に付される)、これらの者の再犯又は再非行を防止し、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。</p> <p>審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。</p>				0029	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	118百万円 (118百万円)	139百万円 (128百万円)	139百万円 (123百万円)	141 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>親族や民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。</p> <p>特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。</p>				0030	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	85百万円 (79百万円)	87百万円 (80百万円)	88百万円 (81百万円)	88 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。</p>				0031	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	344百万円 (334百万円)	515百万円 (503百万円)	335百万円 (220百万円)	329 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコン</p>				0032	

ピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	12,065百万円 (11,749百万円)	12,818百万円 (12,561百万円)	12,842百万円 (12,036百万円)	13,123 百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、そうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*3 「更生保護施設等」

更生保護施設、自立準備ホーム

*4 「自立支援」

社会に適応し、自立した生活が営むことができるように、個々の問題や必要に応じて、生活指導、住居や就労の確保に係る支援などを実施すること。

*5 「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により、裁判所は、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処されたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中、保護観察に付することができる。）。また、薬物使用等の罪を犯した者に対しては、禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内の場合であっても、裁判所は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、薬物使用等の罪等について言い渡す3年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合、その猶予の期間中、保護観察に付さなければならない。）。

*6 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*7 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*8 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-1 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-2 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*9 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-1-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-2-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-2-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム*²⁰を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-6-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会*²¹の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*10 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-2 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ-3-1 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・V-1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*11 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

- ・再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- ・再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- ・犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- ・矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- ・その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

*12 「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」

プログラム終了事由が、再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しである者。

*13 「専門的処遇プログラム」内容を新たに見直したもの

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*14 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

*15 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくして調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を指す。

*16 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。

*17 「“社会を明るくする運動”作文コンテスト」

“社会を明るくする運動”の一環として、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活、学校生活の

中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施している。

*18 「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を設置している。

*19 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するもの。

*20 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等。

*21 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		医療観察対象者の社会復帰				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	14
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	255,353	246,394	252,566	256,771	286,745
	補正予算	0	0	0	0	
	繰越し等	0	0	0		
	計	255,353	246,394	252,566		
執行額		229,090	220,860	223,652		

政策評価調書（個別票2）

政策名		医療観察対象者の社会復帰					番号	14	(千円)	
		予 算 科 目					予 算 額			
		整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,435	1,566		
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	255,336	285,179		
	●	3								
	●	4								
	小計							256,771 の内数	286,745 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							256,771 の内数	286,745 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			医療観察対象者の社会復帰			番号	14	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
						概算要求への反映状況		
医療観察の実施	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。	● 1・2	256,771	286,745	29,974	△ 1,444	<p>【目標】精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合について、直近3か年の平均値超（ただし、本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は、前年度の目標値超）。</p> <p>【実績】平成29年度 実績値25.9%（目標値24.3%）。</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するよう、現在の目標を維持し、引き続き、本取組を推進していく。</p> <p>謝金や旅費等について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を行った。</p>	
合計			256,771	286,745	29,974	△ 1,444		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（12））

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課精神保健観察企画官室
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－7－（2））
達成すべき目標	医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律^{*2}（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としているところ、医療観察対象者の社会復帰の実現には、適切な時期に一般精神科医療等へ円滑に移行し、その下で、地域で自立が果たされることが重要である。</p> <p>一般精神科医療等への移行を図るためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。</p> <p>そのため、保護観察所の長においては、精神保健観察を適切に実施するとともに、ケア会議^{*3}を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めることが必要である。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
政策評価実施予定時期	平成35年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値					
		基準年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ^{*4} （医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下、同じ。）を受けた者の数及び期間満了に	—	—	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超	前年度の値超

より精神保健観察を終了した者の数の割合								
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠								
<p>社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、直ちに裁判所に対し処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できることから、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。</p> <p>なお、目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、平成34年度までの各年度において、前年度を超える値とした。</p>								
過去の実績			年度ごとの実績値					
			25年度	26年度	27年度			
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合（％）			22.0	24.8	22.8			
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
22.7	26.2							
参考指標			年度ごとの実績値					
			25年度	26年度	27年度			
保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数（人）			44	70	72			
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
70	89							
参考指標			年度ごとの実績値					
			25年度	26年度	27年度			
期間満了により精神保健観察を終了した者の数（人）			124	134	129			
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
134	158							
参考指標			年度ごとの実績値					
			25年度	26年度	27年度			
精神保健観察事件年間取扱件数（件）			765	822	881			
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			

897	942				
参考指標			年度ごとの実績値		
			25年度	26年度	27年度
ケア会議の開催回数（回）			2,860	3,180	3,484
28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
3,758	3,666				

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	255百万円 (229百万円)	246百万円 (221百万円)	253百万円 (224百万円)	257 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				0033	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	255百万円 (229百万円)	246百万円 (221百万円)	253百万円 (224百万円)	257百万円

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (9))

施策名	医療観察対象者 ¹ の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2))					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ² を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	255,353	246,394	252,566	256,771
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	255,353	246,394	252,566	
執行額(千円)	229,090	220,860	223,652			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)					

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)				達成
	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ³ (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	23.4%	24.3%	24.3%	24.3%	おおむね達成
	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超(ただし、本平均値が26年度の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	25年度～27年度の平均値超(ただし、本平均値が27年度の目標値超。)	26年度～28年度の平均値超(ただし、本平均値が28年度の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)	

	基準値	実績値				
	一年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22.0%	24.8%	22.8%	22.7%	25.9%
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 ケア会議 ⁴ の開催回数（回）	2,860	3,180	3,484	3,758	3,666	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標は1つであり、達成すべき目標に照らし、主要なものである。</p> <p>測定指標について、目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>測定指標である「精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合」は、「社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合」を表しており、平成20～24年度までの5年間は、平均20.7%であったところ、平成25～29年度は、平成25年度の実績値22.0%をその後は上回り、平均23.7%となるなど一定程度の水準で推移しており、そのうち2回は目標値を超えていることから、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>（達成手段の有効性・効率性等）</p> <p>医療観察対象者の社会復帰を促進するためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適切かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。</p> <p>目標をおおむね達成することができた主な要因としては、平成25年度以降、医療観察対象者に対する処遇を標準化するためのマニュアルの導入や、精神保健観察を的確に実施するために必要なアセスメントツールの開発・実施、社会復帰調整官に対する研修の充実強化による処遇技術の向上などにより、地域社会における処遇がより適正かつ円滑に実施されるようになり、医療観察対象者の社会復帰の促進が更に適期に図られるようになったことが挙げられる。そのほか、ケア会議の開催回数も増加傾向にあることから、関係機関相互の緊密な連携の確保が図られ、その協力体制の整備が進んでいることも、医療観察対象者の社会復帰の促進に寄与しているものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本取組は、医療観察対象者の社会復帰に有効であるといえる。</p>	

なお、平成29年度行政事業レビューの結果を受けて、自動車のリース料等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するよう、現在の目標を維持し、引き続き、本取組を推進していく。

【測定指標】

社会復帰を果たしたと評価できる医療観察対象者の割合は、地域社会における処遇の充実強化等により一定程度上昇すると考えられることから、引き続き、現在の指標を維持しつつ、精神保健観察の更なる適正実施のための方策の検討や関係機関の協力体制の整備を図るなどして、医療観察対象者の社会復帰を促進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合並びにケア会議の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 謝金や旅費等について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図った。
----	---

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	15
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,056,954	2,587,314
	補正予算	123,476	368,258	596,675	0	
	繰越し等	38,783	△ 3,294	△ 539,999		
	計	2,331,872	2,441,906	2,413,918		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		2,322,674	2,433,938	2,406,291		

政策評価調書（個別票2）

政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等					番号	15	(千円)		
	予 算 科 目						予 算 額			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,056,954	2,587,314		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							2,056,954 <>の内数	2,587,314 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
合計							2,056,954 の内数	2,587,314 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等			番号	15	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等を行い、収集・分析した情報によって、これら団体に対する規制処分の請求の要否の判断等を適切に行うとともに、内閣の情報機能の強化、危機管理、政府の重要施策の推進等に貢献するため、政府・関係機関及び国民に適時適切に情報提供する	● 1	412,542	567,461	154,919	△ 31,205	<p>【目標】 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p> <p>【実績】 収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。</p>	
							<p>平成29年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページの内容を充実させている。</p> <p>依然として、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器の拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が存在することから、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、国民に対する情報提供を進める。</p>	
							<p>政策評価結果を踏まえ、国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、国民等に対する危険情報の提供に必要な経費を要求する一方、調査用器材の数量及び旅費執行計画等の見直しを行い、経費の削減を図った。</p>	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
オウム真理教に対する観察処分の実施	<p>団体規制法に基づき、オウム真理教（以下、「教団」という。）に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を全国的かつ組織的に展開するほか、教団の活動に関する一定の事項について定期的に報告させることに加え、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う</p>	●	1	12,696	43,861	31,165	△ 589	<p>【目標】 教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>【実績】 観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。</p>	
								<p>平成29年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設、公安調査官延べ572人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を聴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにしたほか、地域住民との協議会を51回開催し、目標とした45回以上を達成した。</p> <p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることに加え、教団施設が存在する地域の住民等は、教団に対する恐怖感・不安感を抱いていることから、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するほか、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和のため、協議会を開催する。</p>	
								<p>政策評価結果を踏まえ、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、教団の活動状況解明のための調査に必要な経費及び地域住民との協議会の実施に必要な経費を要求する一方、旅費執行計画や旅費単価の見直しを行い、経費の削減を図った。</p>	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
								概算要求への反映状況
公安情報電算機処理システムの整備・運用	公安情報電算機処理システム(以下、「システム」という。)は、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、収集・分析した情報を迅速にデータベース化して一元的・総合的に共有・管理するものであり、システムの整備・運用に必要な機器等の賃借及び保守の委託等に関するものである	●	1	73,506	96,773	23,267	△ 32,564	(再掲) 【目標】 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 【実績】 収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。
								(再掲) 平成29年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページの内容を充実させている。 依然として、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器の拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が存在することから、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、国民に対する情報提供を進める。
								政策評価結果を踏まえ、公安情報電算機処理システムの整備・運用に必要な経費を要求する一方、機器の仕様等の見直しを行い、経費の削減を図った。
合計				498,744	708,095	209,351	△ 64,358	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（13））

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（Ⅱ－8－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況^{*2}を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。そのため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）^{*3}の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに、地域住民の不安感を解消することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を関係機関に提供する必要がある。ついては、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）^{*4}等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献することを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*5} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12}

	<p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13}</p> <p>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}</p> <p>○第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月20日）^{*15}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）^{*16}</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）^{*17}</p> <p>○サイバーセキュリティ2018（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*18}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p>
政策評価実施 予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）			
	基準	基準年度	30年度			
1 教団の活動状況及び危険性の 解明	—	—	教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。			
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては，教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか，立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで，測定指標として，「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には，立入検査の実施回数，施設数，動員した公安調査官数，立入検査等により判明した事項等から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。</p>						
施策の進捗状況（実績）						
29年度						
<p>団体規制法に基づき，教団に対する観察処分の実施として，教団施設に対する立入検査を合計29回，延べ30施設，公安調査官延べ572人を動員して行った。また，教団から4回にわたり報告を徴取し，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p>						
参考指標		年度ごとの実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
立入検査の実施回数等	実施回数	20	21	25	27	29
	施設数	27	56	33	27	30
	動員数	554	808	555	523	572

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年度	30年度
2 地域住民との意見交換会の実施回数	46.8	—	46.8回以上実施

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

教団施設の周辺に居住する地域住民との意見交換会を実施することは、団体規制法に基づく調査の一環として、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことにより、地域住民の不安感の解消に資すると考えられる。そこで、測定指標として「地域住民との意見交換会の実施回数」を設定し、過去5年の実施回数を考慮した46.8回以上実施することを目標とした。

なお、実施回数は、教団の活動状況等により変動し、実施回数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の実施回数の平均値を考慮して設定した。

過去の実績		年度ごとの実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	51	45	46	41	51
	過去5年の平均実施回数	43.2	44	45	45	46.8

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	30年度
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適切に提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々々の情報ニーズに応じた情報を関係機関及び国民に対し提供することが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、関係機関及び国民に対し提供することを目標とした。

なお、当庁ホームページへのアクセス件数は、当庁が提供する情報に対する国民の関心度を測るための指標として有効であり、国民に対する情報提供の実績を評価する際の参考となることから、同アクセス件数を参考指標とした。

施策の進捗状況（実績）						
29年度						
<p>国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」のほか、「国際テロリズム要覧」（Web版）、「世界のテロ等発生状況」等を掲載することでホームページの内容を充実させている。</p>						
参考指標		年度ごとの実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ホームページへのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	241,486	402,213	346,365	408,252	541,809
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	－	2,873,829	2,716,924	2,889,929	4,789,488

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	538百万円 (531百万円)	492百万円 (490百万円)	769百万円 (762百万円)	413 百万円	3
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				0034	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	21百万円 (20百万円)	22百万円 (21百万円)	17百万円 (17百万円)	13 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	

<p>団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。</p>	0035
---	------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	147百万円 (146百万円)	390百万円 (386百万円)	139百万円 (139百万円)	670 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</p> <p>・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化・合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。</p>				0036	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
	2,332百万円 (2,323百万円)	2,442百万円 (2,434百万円)	2,414百万円 (2,406百万円)	2,057 百万円

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期的報告を受けること(報告徴取, 団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項), ②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること(任意調査, 団体規制法第7条第1項), ③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる(団体規制法第32条)。

*2 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *1参照

(観察処分の実施)

第7条 *1参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)」

・2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1)-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2)-② 日本版NCFTA^{*20}の創設

・Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生して

いるほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ^{*21}、防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されるこ

とからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・我が国では、来年5月の伊勢志摩サミットのほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は、（中略）「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）」

（安全と安心の確保）危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。

（北朝鮮問題への対応）北朝鮮の核・ミサイル開発は、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいと言っても過言ではありません。北朝鮮に、完全、検証可能かつ不可逆的な方法で、核・ミサイル計画を放棄させる。そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。北朝鮮に政策を変えさせるため、いかなる挑発行動にも屈することなく、毅然とした外交を展開します。

*16 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.

1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関等との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空

海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*17 「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、レガシーの創出と、我が国が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、治安対策やサイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策など大会の円滑な準備を着実に進める。

7. 安全で安心な暮らしの実現

(1) 外交・安全保障の強化

① 外交

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化、国際機関邦人職員の増強、戦略的対外発信の更なる強化、草の根レベルからの日米関係強化の取組、「JICA開発大学院連携」も活用した親日派・知日派の育成、中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。国際機関とODAを適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODAを通じた開発協力を強化する。また、これらの取組の基盤となる、人的体制や在外公館の整備、効率的・機動的な外交を目指す取組の強化を含め、外交実施体制の整備を推進する。

(4) 暮らしの安全・安心

① 治安・司法

治安や（略）、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。

② 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、テロの発生を未然に防止し、サイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、先端技術の利活用等を含めたテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化するとともに、国際社会や産学と連携しながら、水際対策・入国管理や警戒・警備を強化する。鉄道におけるテロ対策の強化について、関係府省庁が連携し、新幹線を含め対応を図る。あわせて、感染症対策について、国内対策を推進するとともに、国際枠組みや研究・検査・治療体制、薬剤耐性対策等を強化する。また、G20サミットについて、警備等を円滑に実施するための体制を構築する。

*18 「サイバーセキュリティ2018（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

2.5 2020年東京大会とその後を見据えた取組

(2) 未来につながる成果の継承

(イ) 警察庁及び都道府県警察において、2020年東京大会その他の大規模国際イベントを見据えたサイバー攻撃対策を推進するとともに、態勢の運用を通じて得た情報収集・分析、管理者対策、事案対処等に関する教訓やノウハウの効果的活用を図る。また、法務省において、人的情報収集・分析を行い、対応を推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靭性の確保

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を図る。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。(ウ) 法務省において、人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成を図る方策を検討する。

(サ)警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*21 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29-(10))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1))</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<p>・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>2,169,613</td> <td>2,076,942</td> <td>2,357,242</td> <td>2,056,954</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>123,476</td> <td>368,258</td> <td>596,675</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>38,783</td> <td>△3,294</td> <td>△539,999</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>2,331,872</td> <td>2,441,906</td> <td>2,413,918</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>2,322,674</td> <td>2,433,938</td> <td>2,406,291</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,056,954	補正予算(b)	123,476	368,258	596,675	—	繰越し等(c)	38,783	△3,294	△539,999		合計(a+b+c)	2,331,872	2,441,906	2,413,918		執行額(千円)	2,322,674	2,433,938	2,406,291					
区分	27年度	28年度	29年度	30年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,056,954																															
	補正予算(b)	123,476	368,258	596,675	—																															
	繰越し等(c)	38,783	△3,294	△539,999																																
	合計(a+b+c)	2,331,872	2,441,906	2,413,918																																
執行額(千円)	2,322,674	2,433,938	2,406,291																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} ○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*15} ○サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*16} ○第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月20日）^{*17} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）^{*18} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策</p>																																			

測定指標	平成29年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	20	21	25	27	29
	施設数	27	56	33	27	30
	動員数（人）	554	808	555	523	572

測定指標		平成29年度目標値					達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数		45回以上実施					達成
		基準値	実績値				
		○年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	—	51	45	46	41	51
	過去5年の平均実施回数	—	43.2	44	45	45	46.8

測定指標	平成29年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国	達成

		民に適時適切に提供する。				
施策の進捗状況（実績）						
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。						
参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	241,486	402,213	346,365	408,252	541,809
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	2,873,829	2,716,924	2,889,929	4,789,488

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成29年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設、公安調査官延べ572人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成29年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が51回となり、目標とした45回以上を達成することができた。</p> <p>以上のことから、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p>	

平成29年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*20}、「内外情勢の回顧と展望」^{*21}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*22}、「世界のテロ等発生状況」^{*23}等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会を繰り返し行ったことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後もその恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期
平成30年7月10日

の活用	2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 調査用機材の数量や機器の仕様等及び旅費の執行計画や旅費単価の見直しを行い、経費の削減を図った。
----	--

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2-（2）-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）-② 日本版NCFTA²⁴の創設

Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

- (2) - ① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) - ① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) - ④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) - ① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) - ② 在外公館における警察アタッシュ^{*25}、防衛駐在官等の体制強化
- (5) - ③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) - ⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) - ⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

- (6) - ① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) - ③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) - ① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) - ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) - ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) - ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) - ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) - ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) - ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) - ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想され

ることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化

（2）新しい需要の喚起

③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

（1）外交・安全保障

①外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点からソフトパワーも活用して戦略的な外交を強力に展開する。特に、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化、在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化（中略）に積極的に取り組む。

②安全保障

北朝鮮の核・ミサイル開発が新たな段階の脅威となるなど厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を大幅に強化し、戦略的かつ体系的な政策を推進する。

（2）治安、消費者行政

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策や組織犯罪対策、カウンターインテリジェンス機能の強化、密輸対策、保護観察の体制整備を

含む薬物対策、性犯罪、ストーカー、配偶者暴力、若年層に対する性的な暴力、特殊詐欺等への対策、不法滞在対策等を推進するとともに（中略）治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークの強化を図る。

*16 「サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3.1. 我が国の安全の確保

(1) 対処機関の能力強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3.2. 国際社会の平和・安定

(3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3.3. 世界各国との協力・連携

(カ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*17 「第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）」

（安全と安心の確保）危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。

（北朝鮮問題への対応）北朝鮮の核・ミサイル開発は、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいと言っても過言ではありません。北朝鮮に、完全、検証可能かつ不可逆的な方法で、核・ミサイル計画を放棄させる。そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。北朝鮮に政策を変えさせるため、いかなる挑発行動にも屈することなく、毅然とした外交を展開します。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)を活用する。同センターでは、11省庁(内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省)の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*21 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*22 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/html>) を参照。

*23 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*24 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*25 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成29年5月、8月、11月、平成30年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、平成29年度中に教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成29年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約460人を擁し、また、国内に34か所の拠点施設及び約10か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立、運営の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な勧誘活動を展開している
 - ・ 依然として閉鎖的・欺まんの組織体質を保持していることなどが明らかとなっている。

〔測定指標 3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成29年6月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、「国際テロリズム要覧」（Web版）及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情

報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		登記事務の適正円滑な処理				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い		番号	16
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	51,194,570	50,862,076	50,669,549	50,990,879	57,412,553
	補正予算	△ 1,997,860	△ 361,199	792,521		
	繰越し等	529,702	△ 109,172	△ 823,989		
	計	49,726,412	50,391,705	50,638,081		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		48,454,594	49,188,608	49,623,450		

政策評価調書（個別票2）

政策名		登記事務の適正円滑な処理					番号	16	(千円)	
		予 算 科 目					予 算 額			
		整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理に必要な経費	50,822,634	57,253,852		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							50,822,634 <>の内数	57,253,852 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別	復興庁	法務行政復興政策費		168,245	158,701		
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							168,245 <>の内数	158,701 <>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数	<>の内数	
合計							50,990,879 の内数	57,412,553 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		登記事務の適正円滑な処理					番号	16	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
登記事務の適正円滑な処理	不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。	●	1	50,822,634	57,253,852	6,431,218	—	本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成33年8月）であり、直近の平成29年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。	
登記事務の適正円滑な処理	被災地において、①仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に被害の甚大な地域において登記特設相談所を開設し、司法書士や土地家屋調査士による相談業務委託等の事業を実施し、また、②復興事業の本格化に伴い、大幅な増加が見込まれる被災地における建物の新築に伴う表題登記、所有権保存の登記及び抵当権設定の登記について、実地調査等に係る資金職員の雇用により、遅滞なく事務処理を行う。	◆	1	168,245	158,701	△ 9,544	—	—	
合計				50,990,879	57,412,553	6,421,674			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（14））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。
目標設定の考え方・根拠	<p>・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，平成15年6月，内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として，経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降，政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており，平成28年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定），「日本再興戦略」2016」（平成28年6月2日閣議決定）に「登記所備付地図の整備」等が明記される等，その重要性が広く認識されてきているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>・不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書等の交付については，請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか，登記所^{*2}に設置されている登記事項証明書等発行請求機（以下「証明書発行請求機」という。）を利用者が操作して請求することも可能であるところ，証明書発行請求機を利用した場合には，請求書及び証明書が自動で作製され，交付までの待ち時間が短縮されるため，利用者の利便性が向上することから，証明書発行請求機の利用を促進していく必要がある。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*3} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定） 第Ⅱ部－1－（1）① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進^{*4} ○国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定） 第3章－2－（12） 土地利用（国土利用）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 第2章－3－（3） ストックを活用した消費・注意喚起^{*6} ○「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定） 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」^{*7} ○都市再生基本方針（平成28年8月24日閣議決定） 第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等^{*8}
政策評価実施	平成33年8月

予定時期	
------	--

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
	基準年度		29年度	30年度	31年度	32年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	26	26	26	26

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（DID）の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。

① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定

② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定、さらに、当該計画を延長し、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成30年度からの新たな3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」を策定

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている平成29年度から平成32年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	17	17	17	18	24	25		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
	基準年度		29年度	30年度	31年度	32年度
2 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	—	—	—	—	—	52

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

証明書発行請求機については、平成27年度法務省行政事業レビューの公開プロセスにおいて、利用率の向上を図るべきであるとの評価がされ、これを受けて、平成28年度から、行政事業レビューシートにおいて、登記所内に設置されている証明書発行請求機の利用率について、現行の登記事項証明書の交付事務等の委託契約の終了年度である平成32年度までに52%以上とするとの成果目標を設定している。そこで、測定指標を証明書発行請求機の利用率とするとともに、目標年度を平成32年度、目標値を52%以上とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数 ⁹ のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	21.8	25.5	30.8	34.1	36.8	40		
参考指標	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数（万件）	2,656	3,035	2,878	2,729	2,702	2,527		
登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数（万件）	580	774	886	931	995	1,011		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,758百万円 (2,618百万円)	3,847百万円 (3,734百万円)	4,455百万円 (4,255百万円)	4,654 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
法務局（登記所）が、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、国民の財産の保全を図るとともに、都市再生の円滑な推進等に寄与する。				0037	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,389百万円 (7,342百万円)	7,403百万円 (7,389百万円)	7,402百万円 (7,355百万円)	7,346 百万円	2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務				0038	

(乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	18,390百万円 (17,981百万円)	19,711百万円 (19,679百万円)	22,181百万円 (21,877百万円)	22,581 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。				0039	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	3,460百万円 (3,383百万円)	2,145百万円 (2,012百万円)	1,790百万円 (1,736百万円)	1,804 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求の登記関係手続について、インターネット等を利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とする。				0040	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	7,423百万円 (7,262百万円)	6,860百万円 (6,808百万円)	4,287百万円 (4,260百万円)	4,156 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面(以下「地図等」という。)並びに土地所在図等の各種図面に係る事務を処理する上で不可欠な地図情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。				0041	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	319百万円 (296百万円)	275百万円 (274百万円)	275百万円 (274百万円)	276 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				0042	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,651百万円 (1,543百万円)	1,881百万円 (1,676百万円)	966百万円 (905百万円)	940 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。				0043	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	299百万円 (297百万円)	266百万円 (264百万円)	266百万円 (260百万円)	338 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局(動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所)において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。				0044	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	377百万円 (373百万円)	313百万円 (313百万円)	428百万円 (397百万円)	309 百万円	—

達成手段の概要等	平成30年行政事業 レビュー事業番号
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。	0045

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑩登記事務の運営 (一年度)	4,538百万円 (4,396百万円)	4,695百万円 (4,578百万円)	5,608百万円 (5,603百万円)	5,962 百万円	-
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。				0046	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	49,230百万円 (48,055百万円)	50,204百万円 (49,053百万円)	50,456百万円 (49,486百万円)	50,823 百万円

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 登記所

平成29年1月1日現在、417庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。

*3 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*4 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」

第Ⅱ部－1－(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進

登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図制作作業を一層促進する。

*5 「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」

第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）

地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

第2章-3-(3) ストックを活用した消費・投資喚起

登記所備付地図の整備

- *7 「「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）」

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」

登記所備付地図作成作業の推進

- *8 「都市再生基本方針（平成28年8月24日閣議決定）」

第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

- *9 証明書の発行件数

登記事項証明書、印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし、オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては、証明書発行請求機による請求の対象外であるため、除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	17
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,955,521	1,921,948	2,203,085	2,968,253	5,473,429
	補正予算	0	0	0		
	繰越し等	0	0	0		
	計	1,955,521 <0>	1,921,948 <0>	2,203,085 <0>		
執行額		1,904,401	1,840,414	2,181,249		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理					番号	17	(千円)	
予 算 科 目							予 算 額		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	2,968,253	5,473,429	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							2,968,253 <>の内数	5,473,429 <>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計							<>の内数	<>の内数
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計							<>の内数	<>の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計							<>の内数	<>の内数
合計							2,968,253 の内数	5,473,429 の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理			番号	17	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
国籍・戸籍事務等の運営	<p>国籍事務は、外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務、国籍に関する相談等を行うものである。</p> <p>戸籍事務については、法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及全国的統一性を確保し、戸籍事務が適正・円滑に運用されるよう、戸籍事務を処理する市区町村長に対して指示・助言等を行うものである。</p>	●	1	1,909,610	3,134,801	1,225,191	△ 27,662	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。 ・市区町村からの受理又は不受理の照会は1,956件であり、適切に対応した。また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。 <p>・国籍事務は、我が国の構成員としての資格や、我が国において基本的人権の保障等を受けるとして意味を持つ重要な法的地位の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。</p> <p>・戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、適正な事務処理により、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。平成20年5月1日施行の改正戸籍法や、昨今の社会的課題への対応としての縁組み意思を欠いた養子縁組届による虚偽記載の未然防止対策の実施等、戸籍制度を取り巻く環境は大きく変化している。このような現状を十分に認識し、引き続き、法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。</p>
							戸籍副本管理システム機器等の借料について再リースを行い、その結果を適切に予算に反映させることにより、経費の縮減を図った。	
供託事務の運営	<p>供託とは、金銭、有価証券又は振替預金を国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、債務の弁済等、一定の法律上の目的を達成させようとするものである。弁済供託、営業上の保証供託等各種供託の効力は、供託を義務付け又は許容した法令に規定されている。</p> <p>供託申請者等の利便性の向上を図るため、また、供託事務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進している。</p>	●	1	1,035,343	923,008	△ 112,335	△ 1,686	<p>【目標】</p> <p>供託申請等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる手続を推進し、供託手続のオンライン利用率の向上（対平成28年度増（大量供託事件を除外））を図る。</p> <p>【実績】</p> <p>平成29年度においては、前年度の利用率（18.1パーセント）をわずかに下回る18.0パーセントであった。</p> <p>主要な測定指標である供託手続のオンライン利用率の向上（対平成28年度増（大量供託事件を除外））について、前年度の利用率をわずかに下回っているものの、目標はおおむね達成することができた。</p> <p>供託手続は、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、事務処理においても、より一層の適正・迅速化を図ることができることから、引き続き、オンライン申請による供託手続を推進していく。</p>
							印刷製本費について、執行実績等を踏まえた見直し等を行い、経費の節減を図った。	

事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績
				30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
				概算要求への反映状況				
遺言書保管事務の運営	遺言書保管所（法務大臣の指定を受けた法務局等）において、遺言書保管官が、遺言者から保管申請のあった遺言書につき、原本を保管するとともに、遺言書の画像情報や遺言者の氏名等を電磁的記録である遺言書保管ファイルへ記録する。また、遺言者の死後には、遺言書保管所において、相続人等からの請求に対して、遺言書情報証明書等を交付する。	●	1		1,392,342	1,392,342	—	—
(国籍等事務共通経費)		●	1	23,300	23,278	△ 22	—	—
合計				2,968,253	5,473,429	2,505,176	△ 29,348	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（15））

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課、商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ－10－(2))
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに、平成21年1月1日の改正国籍法³施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。 ・戸籍は、日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで、供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに、業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定） 3. 2 横断的サービス改革 2) 手続オンライン化の徹底 ⁴
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
	基準年度		30年度

1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	—	—	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。
--------------------------	---	---	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）^{*5}の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるためである。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年	26年	27年	28年	29年
帰化許可申請数(人)	10,119	11,337	12,442	11,477	11,063
帰化許可者数(人)	8,646	9,277	9,469	9,554	10,315
帰化不許可者数(人)	332	509	603	607	625
改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	1,030	1,131	1,089	1,033	966

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			30年度
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等^{*6}への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,956件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年	26年	27年	28年	29年
市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	2,449	2,327	2,021	2,133	1,956
市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数(日)	617	588	605	598	562
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	10,194	9,959	9,643	9,558	9,524
現地指導実施回数 ^{*8} (回)	1,824	1,840	1,796	1,755	1,715
現地指導実施率 ^{*9} (%)	96	97	95	93	90

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値
			30年度
3 供託手続のオンライン利用率の向上	18.0	29年度	対29年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則(昭和34年法務省令第2号)の改正^{*10}を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率^{*11}の向上を設定し、平成30年度のオンライン利用率について、平成29年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件^{*12}の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成29年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

年度ごとの実績値

過去の実績	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	17.9	17.3	17.7	18.1
参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	96,068	89,805	91,343	87,776	84,043

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (一 年度)	1,071百万円 (1,050百万円)	1,065百万円 (1,002百万円)	1,050百万円 (1,031百万円)	1,982 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				0047	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	954百万円 (916百万円)	907百万円 (883百万円)	1,217百万円 (1,210百万円)	1,035 百万円	3
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。				0048	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
		1,956百万円 (1,904百万円)	1,922百万円 (1,840百万円)	2,203百万円 (2,181百万円)

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事

務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革（BPR）を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。

各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

*5 「改正国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託規則の改正」（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*11 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*12 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件、平成28年度において、著作権法等に基づく大量供託が150,693件、平成29年度において、著作権法等に基づく大量供託が139,832件あった。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (11))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,955,521	1,921,948	2,203,085	2,968,253
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,955,521	1,921,948	2,203,085	
執行額(千円)	1,904,401	1,840,414	2,181,249			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定) 3. 2 横断的サービス改革 2) 手続オンライン化の徹底 ^{*3}					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p>		
参考指標	実績値	

	25年	26年	27年	28年	29年
1 帰化許可申請数(人)	10,119	11,337	12,442	11,477	11,063
2 帰化許可者数(人)	8,646	9,277	9,469	9,554	10,315
3 帰化不許可者数(人)	332	509	603	607	625
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	1,030	1,131	1,089	1,033	966

測定指標	平成29年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,956件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	2,449	2,327	2,021	2,133	1,956
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数(日)	617	588	605	598	562
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	10,194	9,959	9,643	9,558	9,524
4 現地指導実施回数 ^{*8} (回)	1,824	1,840	1,796	1,755	1,715
5 現地指導実施率 ^{*9} (%)	96	97	95	93	90

測定指標	平成29年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} の向上(大量供託事件 ^{*11} を除外)	対28年度増	おおむね達成

	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	18.1	17.9	17.3	17.7	18.1	18.0
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	96,068	89,805	91,343	87,776	84,043	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 目標をおおむね達成することができたことから, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成29年の帰化許可者数は, 過去5か年の平均値を大きく上回っており, また, 帰化不許可者数についても, 過去最高となっている。このように, 平成29年における帰化許可・不許可者数はいずれも高水準であったが, 仮装婚姻や不法就労等, 国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いのある帰化許可申請については, 関係機関と相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で, 適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また, 国籍取得届についても, 虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり, 慎重な審査を行った。</p> <p>さらに, 適正・厳格な処理に資するため, 戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し, 国籍事務に係る問題点等について協議するとともに, 本省及び法務局・地方法務局における研修や外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い, 調査担当者の能力向上を図った。</p> <p>以上から, 目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は, 平成29年度は1,956件であり, 前年度と比較すると177件減少した。このうち, 涉外事件^{*12}に係るものは, 929件(前年度は1,027件)である。</p> <p>平成29年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は, 前年度から減少しているものの, 複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては, 国際的な人的交流が活発化したことに伴い, 複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p>	

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成29年度における延べ実施日数が562日であり、前年度と比較すると、36日減少し、延べ受講者数も9,524人と前年度より34人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。

【測定指標3】

平成29年度においては、目標とする前年度の利用率（18.1パーセント）をわずかに下回っているものの、おおむね達成できたものと評価することができる。

以上から、目標はおおむね達成することができたといえる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年の、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化や、我が国の国際化に伴う中国、東南アジア諸国及び中南米を中心とした訪日外国人の増加等を背景に、複雑・多様化している。これに伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を具備していない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修等の実施や情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考えられる。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成29年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」などの指摘を受けたところ、システムの機器等借料及び消耗品費等について、執行実績を踏まえた見直し等を行うことにより、約82百万円を節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 戸籍副本管理システム機器等の借料について再リースを行い、経費の縮減を図った。 また、供託手続については、印刷製本費について、執行実績等を踏まえた見直し等を行</p>
-----------	---

	い、経費の節減を図った。
--	--------------

担当部局名	民事局民事第一課、商事課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革（BPR）を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。

各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事

件を除外)

*11「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件、平成28年度において、著作権法等に基づく大量供託が150,693件、平成29年度において、著作権法等に基づく大量供託が139,832件あった。

*12「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		債権管理回収業の審査監督				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	18
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	9,587	9,725	9,638	9,805	10,797
	補正予算					
	繰越し等					
	計	9,587 <0>	9,725 <0>	9,638 <0>		
執行額		7,472	8,709	7,853		

政策評価調書（個別票2）

政策名		債権管理回収業の審査監督					番号	18	(千円)	
		予 算 科 目					予 算 額			
		整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	9,805		10,797	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							9,805 <>の内数		10,797 <>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数		<>の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数		<>の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数		<>の内数
合計							9,805 の内数		10,797 の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			債権管理回収業の審査監督			番号	18	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
債権管理回収業の審査監督	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。	● 1	9,805	10,797	992	△ 39	<p>【目標】債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢整備の不備が認められる場合は、その是正を図る。</p> <p>測定指標①：債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）について、過去3ヶ年の平均値を目標値とする。</p> <p>測定指標②：債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率（自主的改善率）は、対前年度増を目標値とする。</p> <p>【実績】</p> <p>測定指標①：平成29年度の債権回収会社に対する立入検査事業所数は51であった。</p> <p>測定指標②：平成29年度の債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率は100%であった。</p>	
合計			9,805	10,797	992	△ 39	<p>平成29年度においては、測定指標①及び②のいずれにおいても目標を達成した。今後も引き続き、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、適時適切な監督を行っていく。</p> <p>目標達成に向けて、必要かつ効果的な取組を実施する一方、コピー用紙購入経費等について、執行実績に基づき計画の見直し及び経費の削減を図り、概算要求に反映した。</p>	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（16））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－（3））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢整備の不備が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。 債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。 立入検査において業務運営等に問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効的な改善措置を求めた上で、次回の立入検査において指摘事項の改善の有無について検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施予定時期	平成32年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	29年度	30年度	31年度	
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	—	—	26年度～28年度の 平均値	27年度～29年度 の平均値	28年度～30年度 の平均値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、債権回収会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の事業所に対して立入検査を実施することがある。

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。

目標値については、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられるが、立入検査を担当する債権回収検査官の人員、予算等から、1年間に可能な立入検査の実施回数及び日程数が限られることを考慮し、過去3年分の平均値を目標値とした。

もつとも、立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから、参考指標として、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	52	63	49	55	49	51	
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（％）	41.7	40.9	43.2	45.3	46.4	47.5	

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値		
			29年度	30年度	31年度
2 債権回収会社に対する対象指摘事項 ² の改善率（自主的改善率）（％）	—	—	対前年度増	対前年度増	対前年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における対象指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率＝改善された対象指摘事項数÷前回立入検査における対象指摘事項数×100）を指標とした。

目標値については、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図るためには、自主的改善率の更なる向上が有効的であると考えことから、対前年度増とした。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、参考指標として、債権回収会社に対する全指摘事項の改善率、立入検査における指摘事項数及び行政処分件数を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率（％）	(87.0)	(73.3)	(90.9)	(95.0)	90.5 ³ (76.2)	100.0	
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する全指摘事項の改善率（％）	(78.3)	(71.9)	(90.6)	(94.4)	92.1 (84.2)	93.9	
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	58	38	28	28	41	36	
債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	0	1	0	2	0	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 (7百万円)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発出するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入を行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性を詳細に精査し、十分でないと思われる場合は更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。</p>				0049	

施策の予算額・執行額	予算額計 (執行額)			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
	10百万円 (7百万円)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

(目的)

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、特に①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

*3 平成28年度実績値について

測定指標2について、従前は、改善状況について不備事象の類型毎に形式的に判断していたが、第49回政策評価懇談会における評価委員の御意見を参考に改善率の算出方法について見直しを行い、実質的に不改善と評価されるもの（改善策を確実に履行していれば発生しなかったような事案など、その発生原因が同種である不備が再発している場合）のみを不改善として計上することとしたことから、見直し後の算出方法によ

る数値を通常表記として，従前の方法による数値を括弧書きとして表記した。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施	番号	19
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	3,293,684	3,260,812	3,308,935	3,333,581	3,839,113
	補正予算					
	繰越し等					
	計	3,293,684	3,260,812	3,308,935		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		3,246,051	3,221,219	3,275,675		

政策評価調書（個別票2）

政策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防					番号	19	(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,236,516	1,573,053	
	●	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	2,097,065	2,266,060	
	●	3							
	●	4							
	小計						3,333,581 <>の内数	3,839,113 <>の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<>	<>	
	○	2					<>	<>	
	○	3					<>	<>	
	○	4					<>	<>	
	小計						<>の内数	<>の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<>	<>	
	◇	2					<>	<>	
	◇	3					<>	<>	
	◇	4					<>	<>	
	小計						<>の内数	<>の内数	
合計						3,333,581 の内数	3,839,113 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防				番号	19	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
人権侵害による被害者救済活動の実施	人権侵害の被害の救済及び予防を図ることを目的とした人権相談及び調査救済	● 2	231,524	279,368	47,844	-	本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成33年8月）であり、直近の平成29年度における政策評価結果は出ていないため、概算要求への反映は困難である。		
人権擁護委員活動の実施	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とした人権擁護委員活動	● 2	1,536,743	1,573,947	37,204	-			
全国的視点に立った人権啓発活動の実施	人権尊重思想の普及高揚を図り、国民に基本的人権について正しい知識を広めることを目的とした国の機関による人権啓発	● 2	328,798	412,745	83,947	-			
人権関係情報提供活動等の委託等	人権尊重思想の普及高揚を図り、国民に基本的人権について正しい知識を広めることを目的とした国の機関が（公財）人権教育啓発推進センターに委託して行う人権啓発	● 1	215,852	215,853	1	-			
地域人啓発問題に対する人権啓発活動の委託	人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に基本的人権について正しい知識を広めることを目的とした国の機関が地方公共団体に委託して行う人権啓発	● 1	1,020,664	1,357,200	336,536	-			
合計			3,333,581	3,839,113	505,532	-			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（17））

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－11－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。^{*1} ・人権相談窓口の周知広報活動，人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて，人権侵害による被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっているところ，平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現がより一層求められている。</p> <p>こうした社会を実現するには，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実に行うことで，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。</p> <p>・また，このような社会の実現のためには，人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり，人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらおうとともに，人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更） ^{*2}
政策評価実施予定時期	平成33年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	30年度	31年度	32年度
1 法務省が作成するポスター，新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心	55%	平成26年度～28年度の平均	60%	60%	60%

が深まった者の割合 (%)		値					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、多くの国民の目に触れるポスター、新聞広告及び資料等の表示型の人権啓発活動を活用することが有効であると考えられるところ、その効果を検証するため、インターネットを活用したモニター調査（以下「モニター調査」という。）を実施し、当該活動により「自分も、人の人権を尊重しなくてはいけないと思った」割合を測定指標に設定した。</p> <p>なお、直近3年の平均が概ね55%程度であることから目標値を60%として設定している。</p>							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合 (%)	—	59.3	55.3	53.1	46.6		
参考指標	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
モニター調査で法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きしたことがあると回答した割合 (%)	—	22.5	26.1	20.6	17.7		
新聞掲載回数 (回)	6,032	5,840	5,135	4,754	4,624		
ポスター配布枚数 (数)	340,412	230,066	255,970	256,418	254,263		

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	30年度	31年度	32年度
2 人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合 (%)	85%	平成26年度～28年度の平均値	90%	90%	90%

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や、社会的関心の高い人権課題について、より深く国民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効であると考えられるところ、その効果を検証するため、アンケート調査を実施し、当該活動により人権に関する理解や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、直近3年の平均が概ね85%程度であることから目標値を90%として設定している。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合（％）	91.2	82.1	86.7	84.3	89.2		
参考指標	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人権シンポジウム ^{*3} 1回当たり参加者数（人）	159	205	304	215	134		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度		30年度	31年度	32年度
3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（％）	75%	平成27年度～28年度の平均値	80%	80%	80%

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と連携した人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。

その効果を検証するため、モニター調査を実施し、当該活動により人権に関する理解や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、調査開始後、直近2年の平均が概ね75%程度であることから目標値を80%として設定している。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（％）	—	—	74.2	73.0	85.0		
参考指標	年度ごとの実績値						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
モニター調査で法務省が地方公共団体と連携して実施している人権啓発活動について見聞き・参加したことがあると回答した割合（％）	—	—	9.9	9.6	9.6		
平成29年度重点取組事項 ^{*4} の講演会等 ^{*5} 実施状況	実施回数（回）	2,125	2,463	2,596	3,121	3,721	

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）	
	基準年度		29年度～32年度	

4 人権相談窓口の周知広報活動	—	—	専用相談電話の強化週間の実施等に併せて、人権相談窓口の広報用ポスターを作成し、関係機関等に配布するなどして、人権相談窓口の周知広報活動を行う。
-----------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難となるため、人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。

そこで、「人権相談窓口の周知広報活動」を測定指標とした。具体的には、下記参考指標の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

子ども、女性に対する人権相談強化週間等に際し、関係機関等に広報用ポスターを配布するなどして、人権相談窓口の周知広報活動を行った。

29年度

子ども、女性に対する人権相談強化週間等に際し、関係機関等に広報用ポスターを配布するなどして、人権相談窓口の周知広報活動を行った。

30年度

31年度

参考指標	年ごとの実績値							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
モニター調査による人権相談窓口の認知度（％）	—	27.2	28.3	29.4	27.6	36.1 ※1		
「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	40,830	40,820	40,100	39,790	38,770	38,390		
「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	23,330	22,330	22,140	22,270	21,900	22,390		
調査救済制度広報用ポスター配布枚数（枚）	14,000	25,800	25,800	29,450	28,710	29,720		

（※1） 平成29年からモニター調査の回答方法を変更したため、単純比較はできない。

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～32年度

5 人権相談・調査救済体制の整備	—	—	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
------------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人権相談は、全ての人にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっても気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁶、女性の人権ホットライン⁷）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁸」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

29年度

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

30年度

31年度

参考指標	年ごとの実績値							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年

人権相談件数（全体）（件）	266,489	256,447	253,414	236,403	225,073	225,040		
「子どもの人権110番」における相談件数（件）	28,384	28,847	25,711	25,195	23,317	22,122		
「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	21,720	21,119	21,033	21,123	19,306	19,656		
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	20,144	18,272	17,626	16,710	14,560	13,084		
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	606	671	584	605	538	545		
インターネットによる相談件数（件）	7,384	8,776	— ※2	— ※2	9,232	8,351		
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（件）	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533		
人権侵犯事件の未済件数（件）	1,172	1,421	1,344	1,268	1,152	953		
人権侵犯事件の対応件数（件）	22,694	22,172	21,718	21,044	19,553	19,722		

（※2） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 （昭和23年度）	199百万円 （176百万円）	211百万円 （194百万円）	165百万円 （155百万円）	232 百万円	4, 5
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット、手紙等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。				0050	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		

②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	1,269百万円 (1,259百万円)	1,292百万円 (1,283百万円)	1,507百万円 (1,495百万円)	1,537 百万円	1, 2, 3, 4, 5
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。				0051	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動 の実施 (昭和23年度)	303百万円 (289百万円)	313百万円 (298百万円)	337百万円 (326百万円)	329 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。				0052	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	306百万円 (306百万円)	254百万円 (254百万円)	208百万円 (208百万円)	216 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター ^{*9} (法人番号 7010405010487。以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 ^{*10} 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。				0053	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		

⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,217百万円 (1,217百万円)	1,192百万円 (1,192百万円)	1,093百万円 (1,093百万円)	1,021 百万円	3
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。</p> <p>なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。</p>				0054	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
	3,294百万円 (3,246百万円)	3,261百万円 (3,221百万円)	3,309百万円 (3,276百万円)	3,334 百万円

※指標の変更について

達成すべき目標のうち、人権尊重思想の普及高揚を図ることとしたものについて、より適正に評価を行うため、定性的な評価から、モニター調査やアンケート調査に基づく定量的な指標に変更した。なお、平成29年度から本計画の指標で評価する。

*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

*2 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*3 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として毎年度2回程度実施する啓発活動

*4 「平成29年度重点取組事項」

重点取組事項は年度ごとに設定される。平成29年度は、いじめの防止に関する啓発活動、障害のある人の人権に関する啓発活動、外国人の人権に関する啓発活動及びインターネットを悪用した人権問題に関する啓発活動を重点取組事項に設定した。

*5 「講演会等」

講演会、座談会・討論会、映画会、研修会及び参加型活動

*6 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*7 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*8 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」

(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したものを)を配布し、子どもから返信されたモニターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*9 「(公財)人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

*10 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	20
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,826,542	1,838,257	1,891,119	1,900,192	1,986,195
	補正予算	19,079	0	0	0	
	繰越し等	1,749,132	25,624,340	1,305,464		
	計	3,594,753	27,462,597	3,196,583		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		3,487,248	27,321,094	3,069,891		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理					番号	20	(千円)	
	予 算 科 目					予 算 額			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	●	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,900,192	1,986,195		
	小計					1,900,192 <>の内数	1,986,195 <>の内数		
対応表において◆ となっているもの									
	小計					<>の内数	<>の内数		
対応表において○ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
小計					<>の内数	<>の内数			
対応表において◇ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
小計					<>の内数	<>の内数			
合計					1,900,192 の内数	1,986,195 の内数			

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（18））

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
担当部局名	訟務局訟務企画課訟務調査室
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （政策体系上の位置付け：Ⅳ－12－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理を図る。 予防司法支援制度について、引き続き関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 争訟を適正・迅速に処理するため[*]には、訟務組織における人的・物的体制を充実させる必要があり、そのためには、職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることのほか、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させるとともに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。 各行政機関が現に有し又は将来予想される紛争について、早期に解決し又は未然に防止するための一助として、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第1項第31号^{*2} ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条^{*3} ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）^{*4}
政策評価実施予定時期	平成35年8月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）	
		基準年度	30年度～34年度
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	—	—	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			

争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入替わりますが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。

また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。

そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況（実績）										
29年度		30年度				31年度				
平成29年度に開催した「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。 平成29年度に開催した「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。 事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に全庁（51庁）に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。										
										32年度
参考指標		年度ごとの実績値								
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
研修	実施回数（回）	132	180	163	220	198				
	延べ日数（日）	255	323	302	356	364				
	参加人数（人）	2,834	3,964	3,800	5,152	4,465				
打合せ会等	実施回数（回）	123	142	146	146	160				
	延べ日数（日）	153	167	160	161	173				
	参加人数（人）	3,796	3,619	3,238	3,258	4,003				
研修のアンケート結果	とても有意義であった（人）	100	106	93	99	104				

	有意義であった(人)	64	49	49	46	46						
	どちらともいえない(人)	4	2	3	0	1						
	あまり有意義でなかった(人)	0	1	0	0	0						
	有意義でなかった(人)	0	0	0	0	0						
テレビ会議装置	利用回数(回)	637	836	1,477	2,091	2,234						
	延べ利用時間(時間)	1,177	1,544	2,109	5,148	6,412						
	導入庁数 ^{*5} (庁)	25	25	51	51	51						

測定指標	基準	施策の進捗状況(目標)	
		基準年度	30年度～34年度
2 予防司法支援制度の積極的利用の促進	—	—	予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門(訟務部局)は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う予防司法支援を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、予防司法支援により、訟務部局としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、予防司法支援制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。

そこで、予防司法支援制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況(実績)		
29年度	30年度	31年度
周知活動として、行政機関等に出向くなどして予防司法支援制度の説明を799回行い、積極的な利用促進を		

図った。なお、予防司法支援の事件数は前年度より増加し、3,846件であった。										
32年度					33年度					
参考指標		年度ごとの実績値								
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
予防司法支援事件数（件）		2,150	2,157	2,200	2,413	3,846				
行政機関等 予防司法支援制度の周知状況	打合せ会等での説明（回）	79	83	85	87	83				
	出向いての説明（回）	378	368	453	383	716				
	合計	457	451	538	470	799				

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	832百万円 (776百万円)	923百万円 (855百万円)	873百万円 (823百万円)	993 百万円	1, 2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。</p> <p>達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、予防司法支援制度の周知に必要な資料の作成や予防司法支援事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。</p>				0055	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度 当初予算額
	27年度	28年度	29年度	
		3,595百万円 (3,487百万円)	27,463百万円 (27,321百万円)	3,197百万円 (3,070百万円)

(注) 平成27年度の執行額3,487百万円には、予備費使用額1,768百万円を含む。
平成28年度の執行額27,321百万円には、予備費使用額等25,624百万円を含む。
平成29年度の執行額3,070百万円には、予備費使用額1,305百万円を含む。

*1 国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが国民から期待されている。この国民からの期待に応えるため、適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。

また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。

なお、係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」の以下のページに掲載している

「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html)

「最近の主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十 （略）

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

三十二～三十九 （略）

2 （略）

*3 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

2・3 （略）

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第2条第1項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示しており、平成27年度末までに全51庁に導入済みである。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29-(12))

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 (政策体系上の位置付け：IV-11-(1))					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している予防司法支援制度 ¹⁾ を積極的に利用させる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,826,542	1,838,257	1,891,119	1,900,192
		補正予算(b)	19,079	0	0	—
		繰越し等(c)	1,749,132	25,624,340	1,305,464	
		合計(a+b+c)	3,594,753	27,462,597	3,196,583	
執行額(千円)	3,487,248	27,321,094	3,069,891			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ²⁾ ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条 ³⁾ ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ⁴⁾					

測定指標	目標(平成26年度～平成29年度)	達成
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。</p> <p>「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に本省、法務局及び地方法務局の全庁(51庁)に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。</p>		

参考指標		実績値				
1 研修		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	132	180	163	220	198
	延べ日数（日）	255	323	302	356	364
	参加人数（人）	2,834	3,964	3,800	5,152	4,465
2 打合せ会等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	123	142	146	146	160
	延べ日数（日）	153	167	160	161	173
	参加人数（人）	3,796	3,619	3,238	3,258	4,003
3 テレビ会議装置		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用回数（回）	637	836	1,477	2,091	2,234
	延べ利用時間（時間）	1,177	1,544	2,109	5,148	6,412
	導入庁数（庁）	25	25	51	51	51

※平成27年度（H28.1）に全庁（51庁）に拡大。

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成
2 予防司法支援制度の積極的利用の促進	予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

予防司法支援事件（法律意見照会事件）は、前年度に比較して、大きく増加している。
 なお、法律意見照会制度は、予防司法支援制度に発展的に解消され、法律意見照会事件は、平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。
 打合せ会等での説明は、前年度に比較して、減少しているが、平成25年度以降、全体として横ばいである。また、出向いての説明は、前年度に比較して、増加している。

参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1	予防司法支援事件（法律意見照会事件）数（件）	2,150	2,157	2,200	2,413	3,846
2	行政機関等に対する予防司法支援制度（法律意見照会制度）の周知状況					
	打合せ会等での説明（回）	79	83	85	87	83
	出向いての説明（回）	378	368	453	383	716
	合計	457	451	538	470	799

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも「（目標を）おおむね達成」であることから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足）	<p>【測定指標1】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする打合せ会等を継続的に実施しているところ、各参考指標に係る実績値について、平成29年度の「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にあり、同「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>また、各法務局において実施している訟務新任研修のアンケート集計結果（平成29年度）は、「とても有意義であった」（68.9%）及び「有意義であった」（30.4%）を合わせると99.3%となっており、訟務担当者の能力向上が図られたといえる（別紙の別表1）。</p> <p>事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成28年1月に「テレビ会議装置」を全庁（51庁）に設置したところ、平成29年度における利用回数及び延べ利用時間のいずれも、前年度に比して増加している。同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図ること及び事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図るという目標はおおむね達成できたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p>

予防司法支援制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成29年度の予防司法支援事件数は、前年度を大きく上回っている。

これは、予防司法支援制度に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったことによるものと考えられる。

以上のような取組を行った結果、予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図るという目標はおおむね達成できたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「訟務事件の適正処理」においては、前記のような各取組に加え、法務省、法務局及び地方法務局において、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに、法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、国の主張が国民に正しく理解されるよう、主な訴訟における国の主張の概要、最近の主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し、広く一般に情報を発信しているところである⁵。加えて、予防司法支援制度の活用により、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まったほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。

その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年継続して80パーセントを超えており、平成29年度は85.9パーセントとなっている(別紙の別表2)。

以上のことから、同達成手段によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果を上げ、有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

本施策について達成すべき最終目標は、訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訟務事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張・立証に努めることが訟務組織に期待されている。また、裁判の迅速化に関する法律により、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も当事者としてこの責務を全うする必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、予防司法支援制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成30年7月10日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成28年6月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成29年5月作成，対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日） ・「予防司法支援事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>諸外国における調査回数の見直しを行い，経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	訟務局訟務企画課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「予防司法支援制度」

訟務局，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり，助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか，訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。なお，法律意見照会制度は，予防司法支援制度に発展的に解消され，法律意見照会事件は，平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は，前条第一項の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*3 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は，第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ，その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として，充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者，代理人，弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は，可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう，手続上の権利は，誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は，当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

- *5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html) 及び「最近の主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html) において掲載している。

別表 1 訟務新任研修アンケート集計結果（平成 29 年度）

		とても有意義であった	有意義であった	どちらともいえない	あまり有意義でなかった	有意義でなかった
合計	割合(%)	68.9%	30.4%	0.7%	0%	0%
	回答者(人)	104	46	1	0	0
東京	回答者(人)	18	15	0	0	0
大阪	回答者(人)	24	4	0	0	0
名古屋	回答者(人)	20	10	1	0	0
広島	回答者(人)	6	3	0	0	0
福岡	回答者(人)	12	2	0	0	0
仙台	回答者(人)	10	8	0	0	0
札幌	回答者(人)	8	3	0	0	0
高松	回答者(人)	6	1	0	0	0

別表 2 審理期間が 2 年以内であったものの率及び判決数に関する調査

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
達成率(%)	87.1	86.4	85.6	86.2	85.9
判決数(件)	1,685	1,810	1,760	1,769	1,411
全判決数(件)	1,935	2,094	2,056	2,053	1,642

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	21
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	20,536,495	19,672,612	21,321,838	23,004,877	24,775,824
	補正予算	2,529,052	4,090,914	2,256,789		
	繰越し等	△ 1,877,804	1,225,711	△ 1,313,441		
	計	2,187,743	24,989,237	22,265,186		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		20,646,370	23,647,623	21,623,725		

政策評価調書（個別票2）

政策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進					番号	21	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	1,530,862			
	●	2	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	20,274,015			
	●	3	一般会計	地方入国管理官署	国際観光旅客税財源出入国管理業務費	国際観光旅客税財源出入国管理業務に必要な経費	1,200,000			
	●	4	一般会計	入国在留管理庁（仮称）	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費		1,717,346		
	●	5	一般会計	入国在留管理庁（仮称）	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費		23,058,478		
	小計						23,004,877	24,775,824		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						23,004,877	24,775,824			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進				番号	21	(千円)
事務事業名	概要	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
				30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
								概算要求への反映状況	
出入国審査システムの維持・管理	日本人の出帰国手続のデータ管理システム（日本人出帰国審査システム）等からなる出入国審査システムの維持・管理	●	2	4,955,789	7,599,103	2,643,314	△ 680	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国審査待ち時間20分以内達成率（%），対28年度増（平成29年1～3月） 28年度72，29年度76 ・ 在留資格取消件数（件）※各年末現在，対28年度増 28年294，29年385 	
								<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査ブースコンシェルジュの配備，バイオカートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果，入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから，目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 ・ 法改正を行い取消事由の拡充等の措置を講じたほか，在留資格の取消しのための体制が強化されていること等により，在留資格取消件数は前年を上回ったことから，目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 	
								引き続き環境整備等の充実・強化に努める一方，システム機器について，リース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った（平成30年度は（組織）地方入国管理官署に，平成31年度は（組織）入国在留管理庁に計上された金額である）。	
バイOMETRICSシステムの維持・管理	個人識別情報システム，自動化ゲートシステム（指紋認証ゲート及び顔認証ゲート）等の維持・管理	●	2	3,640,878	2,672,091	△ 968,787	△ 127,661	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国審査待ち時間20分以内達成率（%），対28年度増（平成29年1～3月） 28年度72，29年度76 	
								<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査ブースコンシェルジュの配備，バイオカートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果，入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから，目標の達成に有効に寄与したと評価できる。 	
								引き続き環境整備等の充実・強化に努める一方，システム機器について，リース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った（平成30年度は（組織）地方入国管理官署に，平成31年度は（組織）入国在留管理庁に計上された金額である）。	
合計				8,596,667	10,271,194	1,674,527	△ 128,341		

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（19））

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （V-13-（1））
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・偽装滞在者 ² への対策を推進するため、偽装滞在が疑われている者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。
目標設定の考え方・根拠	・平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」 ³ において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。 ・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」 ⁴ においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度 ⁵ により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ、平成28年11月に成立・公布（一部の規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 ⁶ により、偽装滞在者対策に関する罰則を整備するとともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたところ、入国管理局では、偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用することで偽装滞在者への対策を一層推進していく。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
政策評価実施予定時期	平成31年8月

測定指標	基準値		年ごとの目標値
	基準年度		30年度
1 入国審査待ち時間20分以内達成率（%）	76	29年度	対29年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠

<p>平成29年1月から、全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測⁷⁾し、公表している。当該取組は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は、前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としている。</p> <p>なお、目標達成のためには、①「入国審査官が審査ブースで審査を行う対象者の削減」及び②「入国審査官の1件当たりの審査ブースでの審査に要する時間の短縮」が必要であり、自動化ゲートの利用の促進は①、バイオカートの⁸⁾導入は②を実現するための手段として効果的であることから、参考指標としている。</p>					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入国審査待ち時間20分以内達成率（％）	—	—	—	72※	76
参考指標	年ごとの実績値				
	25年	26年	27年	28年	29年
外国人入国者数	1,126万人	1,415万人	1,969万人	2,322万人	2,743万人
日本人帰国者数	1,742万人	1,692万人	1,626万人	1,709万人	1,788万人
自動化ゲートの利用者数（顔認証ゲートを除く）	132万人	169万人	223万人	275万人	310万人
顔認証ゲートの利用者数	—	—	—	—	21万人
バイオカートの導入状況	—	—	—	関西空港等3空港に導入	成田空港等12空港に導入

※ 平成29年1月～3月における実績値である。

測定指標	基準値	年ごとの目標値	
		基準年	30年
2 在留資格取消件数	385	29年	対29年増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、付与された在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったこと、また、平成28年11月に成立・公布（一部規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、偽装滞在者対策に関する罰則強化や在留資格取消事由の拡充等の措置が講じられたことを受け、偽装滞在者に厳格</p>			

に対応するため在留資格取消制度の積極的な活用を図るとの観点から、在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	25年	26年	27年	28年	29年
在留資格取消件数（件）	269	286	306	294	385

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	5,322百万円 (5,009百万円)	6,580百万円 (6,222百万円)	6,856百万円 (6,630百万円)	6,969 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を行う。</p> <p>本邦に在留する外国人の在留資格の変更，在留期間の更新の許可，資格外活動の許可等を行う。</p> <p>本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。</p> <p>本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。</p>				0056	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②中長期在留者 ^{*9} 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度)	859百万円 (859百万円)	778百万円 (772百万円)	835百万円 (828百万円)	1,078 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<p>在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要のあるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務^{*10}として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p>				0057	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		

③市場化テスト（民間競争入札）導入に伴う民間業務委託 （平成23年度）	213百万円 （210百万円）	213百万円 （209百万円）	225百万円 （174百万円）	186 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務として、出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。</p> <p>入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受付に関する事務等を行う。</p>				0058	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
④被收容者等の処遇 （昭和25年度）	1,735百万円 （1,696百万円）	2,165百万円 （2,014百万円）	1,801百万円 （1,729百万円）	1,753 百万円	—
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき退去強制手続を受けることになっており、その一環として、同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために收容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、收容施設に收容することとしている。</p>				0059	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 （平成19年度）	4,476百万円 （4,398百万円）	7,617百万円 （7,493百万円）	4,245百万円 （4,192百万円）	3,641 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業レビュー事業番号	
<p>以下のシステムの運用。</p> <p>・個人識別情報システム</p> <p>上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。</p> <p>なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物で</p>				0060	

あることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。

・自動化ゲートシステム

個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、指紋認証ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供（在留外国人については指紋に加え顔写真も提供）することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。

また、事前登録を行っていない日本人についても、顔認証ゲートの通過時に旅券情報及び顔写真を提供することにより、通常よりも簡易な手続による帰国（※）が可能となる。

（※平成29年10月18日から羽田空港において運用開始（日本人の帰国手続））

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑥ 出入国審査システムの維持・管理 (一年度)	5,355百万円 (5,340百万円)	5,508百万円 (4,853百万円)	6,214百万円 (6,012百万円)	4,956 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム ・在留カード等発行システム 中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム ・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム ・指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム ・事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム ・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム				0061	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
⑦ 外国人の出入国情報の管理 (一年度)	3,227百万円 (3,134百万円)	2,128百万円 (2,084百万円)	2,089百万円 (2,059百万円)	3,319 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。				0062	

・外国人出入国情報システム
外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	21,188百万円 (20,646百万円)	24,989百万円 (23,648百万円)	22,265百万円 (21,624百万円)	21,902百万円

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出国国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を

進める。

・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」（抜粋）

II 治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を使用すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

III 戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が公布され、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日から導入された制度で、従来、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市区町村が把握していた情報を基本的に一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*6 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）（一部概要）

（平成28年11月28日公布、平成29年1月1日施行（一部の規定を除く。））

・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者及び営利の目的でその実行を容易にした者に対し、不法入国や不法上陸と同等の罰則を設けるとともに、それに伴う退去強制事由や在

留資格取消事由の整備を行う。

・正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っていないのみならず、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、3か月以上経過していなくとも、その在留資格を直ちに取消すことを可能とし、また、その者が逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行する規定を設ける。

・在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官が行うことも可能とする。

*7 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*8 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

*10 「第1号法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (13))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け：V-12-(1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者²への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,536,495	19,672,612	21,321,838	23,004,877
		補正予算(b)	2,529,052	4,090,914	2,256,789	—
		繰越し等(c)	△1,877,804	1,225,711	△1,313,441	
		合計(a+b+c)	21,187,743	24,989,237	22,265,186	
執行額(千円)	20,646,370	23,647,623	21,623,725			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

測定指標	平成29年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対28年度増(29年1月～3月)					達成
	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	72(注)	—	—	—	72(注)	76

(注) 平成29年1月から3月までの実績値

測定指標	平成29年度目標値					達成
2 在留資格取消件数(件) ※各年末現在	対28年度増					達成
	基準値	実績値				

	28年	25年	26年	27年	28年	29年
	294	269	286	306	294	385
参考指標	実績値					
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）※各年末現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	1,693,224	1,763,422	1,883,563	2,043,872	2,232,026	
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2はいずれも目標を達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイオメトリクスシステム^{*7}の維持・管理」、⑥「出入国審査システム^{*8}の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート^{*9}の導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果、入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成28年に引き続き、平成29年7月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査^{*10}に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>また、平成29年においては、出入国管理及び難民認定法を改正し、同年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消しのための体制が強化されている。</p> <p>これらにより、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を91件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p>	

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、平成30年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり目標を設定し、各取組を推進していくこととしている。

【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組¹¹は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

【測定指標2】 在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から在留資格取消事由の新設及び在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うこととなり、在留資格取消しのための体制を強化したこと、また、情報収集・分析結果の活用により、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成30年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」（入国管理局入国在留課，対象期間：平成25年1月1日～平成29年12月31日） ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」（第6次出入国管理政策懇談会，平成25年5月20日） ・「今後の出入国管理行政の在り方」（第6次出入国管理政策懇談会，平成26年12月26日） ・「第5次出入国管理基本計画¹²」（法務省，平成27年9月15日）
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器について、リース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって、借料の削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>入国管理局総務課企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。
- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。
- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。
- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。
- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。
- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。
- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。
- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外者・偽装滞在外者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在外者対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在外者対策、偽装滞在外者対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ－６－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ－６－（３）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に入陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*12 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、諸外国の取組状況をも参考にしながら、顔認証技術の導入について速やかに検討を行っていくこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		法務行政における国際協力の推進				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	22
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	212,468	225,931	258,298	301,814	334,229
	補正予算					
	繰越し等					
	計	212,468	225,931	258,298		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		195,393	204,765	225,739		

政策評価調書（個別票2）

政策名	法務行政における国際協力の推進					番号	22	(千円)	
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	301,814	334,229	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							301,814 <>の内数	334,229 <>の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計							<>の内数	<>の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	><	
	○	2					<	><	
	○	3					<	><	
	○	4					<	><	
	小計							<>の内数	<>の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	><	
	◇	2					<	><	
	◇	3					<	><	
	◇	4					<	><	
	小計							<>の内数	<>の内数
合計							301,814 の内数	334,229 の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		法務行政における国際協力の推進				番号	22	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
法務行政における国際協力の推進	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。	●	1	301,814	334,229	32,415	△ 26,964	<p>【目標1】国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。</p> <p>【実績1】日本を含む45の国と地域から、205名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施し、また、国際会議には、26の会議に45名が参加した。</p> <p>【目標2】法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。</p> <p>【実績2】ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じた研修を実施した。また、平成29年度は、ADRをテーマとしたバングラデシュに対する研修の開始、知的財産制度をテーマとしたラオスの裁判官に対する研修の実施など、支援活動の内容は広がりを見せている。</p> <p>国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。</p> <p>旅費の執行計画の見直し等を行うことにより経費の縮減を図った。</p>
合計				301,814	334,229	32,415	△ 26,964	

平成30年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省30－（20））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-14-(2)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判・犯罪者処遇等の実務運用の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。 これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。そのため、刑事司法分野については、犯罪予防、捜査・公判、犯罪者の処遇等を効果的に実施するための法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*4} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*5} <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ－（1）－イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）^{*6} <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ－2－2 ソフト連結性の強化 ○知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）^{*7} <ul style="list-style-type: none"> I－2－（2）及びⅢ－1－（2） 今後取り組むべき施策 ○インフラシステム輸出戦略（平成29年5月29日改訂）^{*8} <ul style="list-style-type: none"> 第2章－1－（6） インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備 ○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*9} <ul style="list-style-type: none"> 第2－Ⅳ－（2）－i）インフラシステム輸出の拡大

	<p>中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑩</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）*10</p> <p>第2章－2－（6） 海外の成長市場との連携強化</p> <p>第2章－5－（2）－① 治安・司法・危機管理等</p>
政策評価実施 予定時期	平成31年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	30年度
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	－	－	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況（実績）

29年度

日本を含む45の国と地域から、205名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、ベトナムのハノイにおいて、ベトナム最高人民検察院との共催により、「第11回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、26の会議に45名が参加した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際研修の実施件数（回）	7	6	10	11	11
国際研修への参加人数（人）	118	149	193	218	205
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙1のとおり				
国際会議への参加回数（回）	13	9	16	23	26

国際会議への参加人数（人）	15	16	27	34	45
---------------	----	----	----	----	----

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			30年度
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。

そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

29年度

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、平成29年度は、訴訟外紛争解決手続（ADR）をテーマとして、新たにバングラデシュに対する研修を開始したほか、知的財産分野の支援の一環として、国連の専門機関であるWIPO（世界知的所有権機関）日本事務所からの要請を受けて、ラオスの裁判官に対する知的財産制度をテーマとした研修を実施するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際研修の実施件数（回）	9	9	11	16	14
国際研修への参加人数（人）	121	122	162	237	204
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	7	11	13	16	26

法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		25	28	22	31	46
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	27	22	22	35	21
	派遣件数（回）	26	21	23	33	22
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	30	28	30	41	28
	派遣人数（人）	29	27	31	39	29
国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数（人）		155	174	176	164	159

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	89百万円 (83百万円)	97百万円 (85百万円)	105百万円 (99百万円)	126 百万円	1
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。				0066	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			30年度 当初 予算額	関連 する 指標
	27年度	28年度	29年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	123百万円 (112百万円)	129百万円 (119百万円)	153百万円 (127百万円)	176 百万円	2
達成手段の概要等				平成30年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。 アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度 				0067	

の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			30年度
	27年度	28年度	29年度	当初予算額
	212百万円 (195百万円)	226百万円 (205百万円)	258百万円 (226百万円)	302 百万円

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*5 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*6 「日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備等に取り組むことが確認されている。

*7 「知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*8 「インフラシステム輸出戦略（平成29年5月29日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として「法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援」等の法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*9 「未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）」

これまでの「日本再興戦略」に代わるものとして、新たに閣議決定されたもの。その鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、インフラシステム輸出の拡大のための取組として、法制度整備支援や人材育成等を推進していくことが明記されている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑩において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援」を実施するとされている。

*10 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成支援、法制度整備支援及びビジネス環境の整備（中略）を行う。」とされている。

「日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、 कांग्रेस2020開催に向け、司法分野における国内外の取組を総合的・戦略的に推進する。」とされている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		149	193	218	205
質問	回答区分※3	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	73.2%(109人)	71.0%(137人)	74.8%(163人)	73.7%(151人)
	役立った。	26.2%(39人)	26.4%(51人)	24.8%(54人)	26.3%(54人)
	どちらとも言えない。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	71.2%(94人)	71.5%(123人)	72.6%(143人)	70.4%(131人)
	有益であった。	28.0%(37人)	26.2%(45人)	23.9%(47人)	26.3%(49人)
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.6%(1人)	2.5%(5人)	3.2%(6人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	1.0%(2人)	0.5%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.7%(3人)	0%(0人)	0.5%(1人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	61.7%(92人)	67.4%(122人)	75.4%(153人)	70.3%(130人)
	役立った。	36.2%(54人)	29.3%(53人)	24.1%(49人)	27.6%(51人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.6%(1人)	0.5%(1人)	1.6%(3人)
	役立たなかった。	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
アジア研修教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	76.5%(114人)	72.0%(139人)	74.8%(163人)	78.5%(161人)
	有益であった。	22.8%(34人)	24.9%(48人)	23.9%(52人)	21.5%(44人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.5%(1人)	0.9%(2人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	68.5%(102人)	75.1%(145人)	75.7%(165人)	79.5%(163人)
	有益であった。	29.5%(44人)	19.2%(37人)	22.9%(50人)	19.0%(39人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.5%(1人)	1.4%(3人)	1.5%(3人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		122	162	237	206
アンケート回収数		122	162	237	204
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	99.00%
質問	回答区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	75.4% (92人)	69.1% (112人)	74.7% (177人)	71.1% (145人)
	習得できた。	24.6% (30人)	30.9% (50人)	25.3% (60人)	28.9% (59人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	82.0% (100人)	81.5% (132人)	77.6% (184人)	76.5% (156人)
	有意義であった。	18.0% (22人)	18.5% (30人)	21.9% (52人)	23.5% (48人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	(無回答)	0% (0人)	0% (0人)	0.5% (1人)	0% (0人)

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (14))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2))					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	212,468	225,931	258,298	301,814
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	212,468	225,931	258,298	
執行額(千円)	195,393	204,765	225,739			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成29年5月29日改訂）^{*5} ○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）^{*8} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} ○日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）^{*10} 					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上、人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

日本を含む45の国と地域から、205名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、ベトナムのハノイにおいて、ベトナム最高人民検察院との共催により、「第11回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、26の会議に45名が参加した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	7	6	10	11	11
2 国際研修への参加人数（人）	118	149	193	218	205
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	13	9	16	23	26
5 国際会議への参加人数（人）	15	16	27	34	45

測定指標	平成29年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、平成29年度は、訴訟外紛争解決手続（ADR）をテーマとして、新たにバングラデシュに対する研修を開始したほか、知的財産分野の支援の一環として、国連の専門機関であるWIPO（世界知的所有権機関）日本事務所からの要請を受けて、ラオスの裁判官に対する知的財産制度をテーマとした研修を実施するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	9	11	16	14

2	国際研修への参加人数（人）	121	122	162	237	204	
3	国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙3-1のとおり					
4	法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	7	11	13	16	26	
5	法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	25	28	22	31	46	
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	27	22	22	35	21
		派遣件数(回)	26	21	23	33	22
7	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	30	28	30	41	28
		派遣人数(人)	29	27	31	39	29
8	国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1	
9	国際専門家会議への参加人数（人）	155	174	176	164	159	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても96パーセントを超えており、非常に有効であった。</p> <p>東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した9か国の実務家及び共催したベトナム最高人民検察院との緊密な関係を構築すること</p>

ができた。

国際研修・セミナー等では、日本を含む45の国と地域から計205名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績を上回った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【参考指標 1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計11回205人に対して実施（別紙1参照）、各研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）はいずれの質問項目においても、96パーセントを超えており、特に、「全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。」「グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。」という質問項目については、ほぼ全ての回答者が「非常に有益であった。」又は「有益であった。」と回答している（別紙2参照）。

【参考指標 4及び5について】

国際会議への参加状況については、参加回数、及び参加人数共に、前年を上回り、過去5年間で最多となっている。

【測定指標 2】

平成29年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を下回る結果となっているが、これは、もともと実施を予定していた研修の件数が少なかったのではなく、支援対象国側の事情等により、研修の実施が見送られたものがあること等によるものである。それを除けば、過去5年間で最多となった前年度と同規模で研修を実施することができている。

また、専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標6及び7のとおり、過去5年で最多となった前年度を下回っているものの、参考指標4の法整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数が過去5年間で最多となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援活動を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA）からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を大幅に上回り、過去5年間で最多になっている。

また、国際専門家会議の参加人数についても、参考指標9のとおり、前年度の実績を若干下回ったものの、依然として多くの参加人数を確保している。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントとなっており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている（アンケートの内容は別紙3-2のとおり）。

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋¹¹¹）である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押しつけるのではなく、支援対象国

の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるように努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、平成29年度も引き続き法制度整備支援事業を推進すべく、JICAプロジェクト¹²における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより、法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な達成手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進（そのための海外におけるビジネス環境の整備）が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。

法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成30年7月10日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

支援対象国に対する法制度整備支援については、官房国際課が新設されたこともあり、法務省がオールジャパン体制の司令塔を担うことを想定しているのか。

〔反映内容〕

平成30年4月、戦略的な法制度整備支援の更なる推進を含む法務行政の国際的な課題に総合的、戦略的に対処していくための司令塔機能を担う存在として官房国際課が新設されたところ、法務省は、JICA及び外務省との間で法制度整備支援に関する戦略協議会を開催し、より緊密に関係機関との連携を強化するための取組を行っている。

政策評価を行う過程において使用した資料

○評価で使用したアンケート調査

研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。

料その他の情報

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】 旅費の執行計画の見直しを行い、経費の削減を図った。
----	--

担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-----------------	----------	-----------

*1 「G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年 6 月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG 8 各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年 6 月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年 5 月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年 4 月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年 3 月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成29年度 5 月29日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「未来投資戦略2017（平成29年 6 月 9 日閣議決定）」

未来投資戦略2017における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として法制度整備支援や人材育成等を推進していくことが明記されている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境（中略）を行う。」とされている。

また、治安・司法・危機管理等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コンgress2020開催に向け、司法分野における国内外の取組を総合的・戦略的に推進する。」とされている。

*8 「知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

*12 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣，研修員の受入れ，機材の供与）であり，法務省は，法制度整備支援に関する同事業につき，専門家派遣，研修の企画・実施，調査等において協力している。

別表 1 平成29年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国等	人数
国際研修・セミナー	3	アルメリア, インドネシア, ウズベキスタン, エルサルバドル, コートジボワール, コンゴ民主共和国, サモア, ザンビア, スリランカ, ソマリア, タイ, ナミビア, ネパール, パプアニューギニア, パレスチナ, バングラデシュ, フィリピン, ブータン, ブラジル, ベトナム, マリ, ミャンマー, モルディブ, モロッコ, ヨルダン, ラオス, 香港, 大韓民国, 東ティモール, 日本	79
国別・地域別研修	6	カンボジア, コートジボワール, コンゴ民主共和国, セネガル, タイ, チャド, ニジェール, ネパール, ブルキナファソ, ベトナム, マリ, ミャンマー, モーリタニア, ラオス	80
汚職防止刑事司法支援研修	1	イラク, インドネシア, エジプト, カンボジア, ケニア, ジンバブエ, スーダン, スリランカ, タイ, タジキスタン, タンザニア, チャド, ネパール, パプアニューギニア, バングラデシュ, ブータン, ブラジル, ミャンマー, モルディブ, ラオス, 日本	28
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス	18
計	11	45か国・地域	205

別表2 平成29年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人数
ソウル	29.4.4～5	国際刑事裁判所主催地域協力高官セミナー	1
スマラン	29.4.11～12	GCTF（グローバル・テロ対策フォーラム） 収容・社会復帰作業部会実務者ワークショップ	1
ジャカルタ	29.5.8～9	IJ（国際司法・法の支配研究所）主催 グローバル中央当局イニシアティブ・東南アジア地域ワークショップ	1
ダカール	29.5.8～12	サヘル地域の裁判官を対象としたテロ対策キャパシティビルディングのためのワークショップ	1
ウィーン	29.5.22～26	第26回国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）	4
ポインタ・デルガーダ	29.6.6～8	IPPF（国際刑事法・刑事施設財団）主催専門家会合	2
モントリオール	29.6.17～22	①米国国立薬物乱用研究所 2017年国際フォーラム ②米国薬物依存問題協会第79回年次総会	2 (各1)
香港	29.7.19～21	香港矯正局主催 矯正会議 2017	1
テヘラン	29.7.26～27	UNODC（国連薬物・犯罪事務所）及びイラン警察主催サイバー犯罪の予防・対策に関するテヘラン会合	1
東京	29.9.12～14	世界保護観察会議	6
ウィーン	29.10.11～13	UNODC・WHO（世界保健機関）主催「罪を犯した薬物使用者の治療とケア：有罪判決と処罰の代替措置」ハンドブック作成に係る専門家会合	1
ロンドン	29.10.23～27	第19回国際矯正・刑務所協会年次会合	2
シアトル	29.10.29～11.1	国際社会内処遇協会第25回研究会議	2
ロンドン	29.11.1	GCTF 外国人戦闘員の家族の帰還対策イニシアティブ・ロンドン会合	1
ナンディ	29.11.6～9	第37回アジア・太平洋矯正局長等会議	2
ベルリン	29.11.13～15	G20 過激化防止に関する国際会議	1
オタワ	29.11.22～24	UNODC 主催修復的司法に関する専門家会合	1
ソウル	29.12.7～8	① PNI（国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関）調整会合 ② KIC（韓国刑事政策研究院）国際フォーラ	6 (各3)

		ム	
バレッタ	30.1.30	GCTF 刑事司法・法の支配作業部会会合	1
アブダビ	30.2.19 ~ 20	GCTF 暴力的過激主義対策作業部会ワークショップ	1
コロンボ	30.3.12 ~ 16	第7回アジア矯正建築実務者会議	2
ビシュケク	30.3.13 ~ 16	① UNODC 中央アジア地域ワークショップ ② キルギスにおける暴力的過激主義受刑者の管理強化プロジェクトに係る会合	2 (各1)
東京	30.3.20	第13回 GCTF 調整委員会会合	3
計			45

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		149	193	218	205
質問	回答区分※3	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	73.2%(109人)	71.0%(137人)	74.8%(163人)	73.7%(151人)
	役立った。	26.2%(39人)	26.4%(51人)	24.8%(54人)	26.3%(54人)
	どちらとも言えない。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	71.2%(94人)	71.5%(123人)	72.6%(143人)	70.4%(131人)
	有益であった。	28.0%(37人)	26.2%(45人)	23.9%(47人)	26.3%(49人)
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.6%(1人)	2.5%(5人)	3.2%(6人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	1.0%(2人)	0.5%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.7%(3人)	0%(0人)	0.5%(1人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	61.7%(92人)	67.4%(122人)	75.4%(153人)	70.3%(130人)
	役立った。	36.2%(54人)	29.3%(53人)	24.1%(49人)	27.6%(51人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.6%(1人)	0.5%(1人)	1.6%(3人)
	役立たなかった。	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
アジア研修教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	76.5%(114人)	72.0%(139人)	74.8%(163人)	78.5%(161人)
	有益であった。	22.8%(34人)	24.9%(48人)	23.9%(52人)	21.5%(44人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.5%(1人)	0.9%(2人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	68.5%(102人)	75.1%(145人)	75.7%(165人)	79.5%(163人)
	有益であった。	29.5%(44人)	19.2%(37人)	22.9%(50人)	19.0%(39人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.5%(1人)	1.4%(3人)	1.5%(3人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		122	162	237	206
アンケート回収数		122	162	237	204
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	99.0%

質問	回答区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	75.4% (92人)	69.1% (112人)	74.7% (177人)	71.1% (145人)
	習得できた。	24.6% (30人)	30.9% (50人)	25.3% (60人)	28.9% (59人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	82.0% (100人)	81.5% (132人)	77.6% (184人)	76.5% (156人)
	有意義であった。	18.0% (22人)	18.5% (30人)	21.9% (52人)	23.5% (48人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	(無回答)	0% (0人)	0% (0人)	0.5% (1人)	0% (0人)

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名：

実施日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成30年4月1日現在

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H 6. 10. 3 ~ 10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 7. 10. 16 ~ 11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
平成 7年度	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 2. 27 ~ 3. 15 (3週間)	司法制度の概要	
	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H 8. 8. 19 ~ 8. 30 (2週間)	刑法, 刑事訴訟法	
平成 8年度	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 8. 9. 2 ~ 9. 20 (3週間)	商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 11. 19 ~ 12. 12 (3週間)	日本の司法制度概要	
平成 9年度	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H 9. 1. 21 ~ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H 9. 2. 17 ~ 3. 20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成)	
平成 9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H 9. 6. 16 ~ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H 9. 10. 13 ~ 10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
平成 9年度	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H 10. 1. 13 ~ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) フィリピン(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H 10. 2. 2 ~ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム)	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6.15～7.10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10.10. 5～10.30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンタートリート研修	カンボジア(2)	H10. 8.24～9.18 (3週間)	司法行政の在り方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1.12～2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) フィリピン(1) サンビア(1) 日本(3)	H10.11.16～12.11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10.10. 2～11.25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2.19～3.12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回 数	名 称	対 象 国 (人 員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～ 7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17～ 1.21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12.10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24～ 2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～ 7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～ 9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～ 6. 30 (4週間)	日本の司法制度, 戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度, WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察, 刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～ 3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～ 2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～ 7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～ 2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス(1)	H13. 3. 21～ 4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5.14～ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6.18～7.13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8.27～ 9. 7 (2週間)	民事訴訟法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9.17～10.12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13.10.15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13.12. 3 ～12.21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2.25～ 3.20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2.25～ 3.22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13.10.29～11.13 (2週間)	日蒙司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～ 4.19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～ 6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～ 6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～ 7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～ 7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 ー中小企業に関する法制度を中心としてー	
	9	第7回国際民事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～ 2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～ 3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～ 3. 20 (10日間)	市場経済を支える民事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～ 4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15. 10. 20～10. 31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15. 10. 27～11. 21 (4週間)	経済取引を促進する法律制度 —担保制度及び不動産登記制度を中心として—	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15. 11. 10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1. 13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名)を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～ 9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～ 2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～ 2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～ 3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法－	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～ 5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～ 7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～ 8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～ 9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容	
	8	2006年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～ 3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～ 3. 3 (13日間)	法曹養成	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワーキングショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民間商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成21年度	1	東ティモール法案件作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21.7.27～8.7(12日)	法案件作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21.8.17～8.21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21.9.9～9.17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21.10.5～10.16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21.11.2～11.13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善, 権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21.11.2～11.13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21.11.11～11.18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30～12.11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9～12.18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.12.21～12.25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22.2.23～3.5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22.7.12～7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14～7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案件作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9～8.17(9日)	法案件作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22.8.19～8.25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22.10.11～10.19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成23年度	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18～10.29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8～11.12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29～12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7～12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13～12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13～1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1～2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14～3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20～6.24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23.10.3～10.14(12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17～10.28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23.11.7～11.12(6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5～12.16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24.1.10～1.16(7日)	民事訴訟法改正支援		
7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23～2.3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援		
8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27～3.9(12日)	民法改正支援		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成24年度	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 3. 12～3. 21 (10日)	裁判所組織法改正支援	
	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9～7. 19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24. 8. 13～8. 24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5～9. 12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24. 9. 18～9. 27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1～10. 12(12日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15～10. 26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24. 11. 25～12. 8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29～12. 14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10～12. 18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25. 1. 9～1. 15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25. 1. 28～2. 5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4～2. 15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 2. 18～2. 28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援		
平成25年度	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25. 7. 29～8. 9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25. 8. 4～8. 8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25. 10. 2～10. 11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成26年度	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H25. 10. 7～10. 18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 10. 21～11. 1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25. 11. 27～12. 15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25. 12. 10～12. 20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 2. 10～2. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26. 3. 4～3. 11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26. 5. 17～5. 31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 6. 9～6. 20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26. 9. 15～9. 27(13日)	裁判所能力強化支援	
平成27年度	4	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 10. 20～10. 31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26. 11. 2～11. 15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26. 12. 1～12. 13(13日)	裁判所能力強化支援	
	7	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 2. 2～2. 13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	ベトナム民法改正支援	
	9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	立法起草・法審査能力向上支援	
	1	第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27. 6. 28～7. 11(14日)	立法起草・法審査能力向上支援	
	2	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第3回本邦研修	ラオス(17)	H27. 8. 23～9. 2(11日)	法曹教育・研修改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考	
	3	第49回ベトナム法整備支援研修(OOG)	ベトナム(10)	H27. 9. 10～9. 17(8日)	立法起草・法案審査能力向上支援		
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 9. 7～9. 18(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 11. 22～12. 5(14日)	裁判官・検察官人材育成支援		
	6	第50回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H27. 11. 24～12. 3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援		
	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27. 11. 8～11. 21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修	ネパール(20)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	裁判所能力強化支援		
	9	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修	ラオス(18)	H27. 12. 6～12. 19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	10	第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 2. 21～3. 5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援		
	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(15)	H28. 2. 29～3. 11(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
	平成28年度	1	第7回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 6. 12～6. 25(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	
		2	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修	ネパール(15)	H28. 7. 18～7. 30(13日)	事件管理に関する支援	
3		第53回ベトナム法整備支援研修(首相府)	ベトナム(10)	H28. 7. 19～7. 29(11日)	法令の整合性及び明確性確保のための能力向上支援		
4		インドネシア法整備支援第1回本邦研修	インドネシア(21)	H28. 7. 20～7. 29(10日)	知的財産権保護体制の強化支援		
5		第54回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(10)	H28. 9. 4～9. 17(14日)	ベトナム財産登録法制定支援		
6		ラオス法律人材育成強化プロジェクト「経済紛争解決法」第8回本邦研修	ラオス(18)	H28. 9. 25～10. 8(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援		
7		第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H28. 10. 10～10. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
8		インドネシア法整備支援第2回本邦研修	インドネシア(14)	H28. 10. 23～11. 5(14日)	知的財産権保護体制の強化支援		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考	
	9	インドネシア法整備支援第3回本邦研修	インドネシア(9)	H28. 10. 24～11. 4(12日)	法令の整合性確保等のための支援		
	10	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「刑事関連法」第9回本邦研修	ラオス(19)	H28. 10. 30～11. 12(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	11	第55回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)	ベトナム(10)	H28. 11. 6～11. 19(14日)	家庭裁判所(家事・未成年者法廷)実務改善支援		
	12	第8回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 11. 20～12. 3(14日)	和解・調停制度導入支援		
	13	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第6回本邦研修	ネパール(13)	H28. 11. 27～12. 10(14日)	司法調停等に関する支援		
	14	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「教育・研修改善」第10回本邦研修	ラオス(22)	H29. 1. 29～2. 11(14日)	法曹教育・研修改善支援		
	15	インドネシア法整備支援第4回本邦研修	インドネシア(16)	H29. 2. 12～2. 22(11日)	法令の整合性確保等のための支援		
	16	第9回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(16)	H29. 2. 26～3. 11(14日)	ミャンマー倒産法起草支援		
	平成29年度	1	第56回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(11)	H29. 5. 22～6. 3(13日)	判例制度・争訟原則に関する実務確立支援	
		2	ミャンマー法整備支援プロジェクト第10回本邦研修	ミャンマー(16)	H29. 6. 18～7. 1(14日)	ビジネス環境・制度基盤整備支援	
		3	第57回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29. 7. 17～7. 29(13日)	財産登記法制定及び法規範文書審査能力向上支援	
		4	インドネシア法整備支援第5回本邦研修	インドネシア(14)	H29. 7. 24～8. 5(13日)	法令間整合性確保支援	
		5	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第11回本邦研修	ラオス(19)	H29. 8. 13～8. 26(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
		6	ミャンマー法整備支援プロジェクト第11回本邦研修	ミャンマー(15)	H29. 10. 29～11. 11(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上, 人材育成支援	
		7	第58回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29. 11. 21～12. 1(11日)	民事判決執行運用改善支援	
		8	インドネシア法整備支援第6回本邦研修	インドネシア(14)	H29. 11. 23～12. 2(10日)	ビジネス関連法令整合性確保支援	
9		第1回バングラデシュ法整備支援研修	バングラデシュ(15)	H29. 12. 3～12. 16(14日)	法・司法機関関係者能力向上支援(ADR等)		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
	10	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2) 第12回本邦研修	ラオス(21)	H29.12.10~12.23(14日)	法曹教育・研修改善支援	
	11	平成29年度WIPOジャンプファンド・ラオス裁判官知財制度研修	ラオス(10)	H30.1.28~2.2(6日)	知的財産紛争処理能力向上支援	
	12	インドネシア法整備支援第7回本邦研修	インドネシア(14)	H30.2.12~2.24(13日)	知的財産権保護体制の強化支援	
	13	ミャンマー法整備支援プロジェクト第12回本邦研修	ミャンマー(16)	H30.3.4~3.17(14日)	裁判適正化及び迅速化支援(新しいタイプの証拠)	
	14	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2) 第13回本邦研修	ラオス(21)	H30.3.4~3.17(14日)	新民法典草案作成支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし、市場経済への移行は、それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりません。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行い、法務省は、この要請に応じて、1994年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年には長期専門家1名（弁護士出身）が派遣され、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省から長期専門家2名（検事出身と裁判官出身の各1名）を派遣するようになり、検事出身・裁判官出身・弁護士出身の各長期専門家が首都ハノイに常駐し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を協力機関として、民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動が続けられてきました。

2015年4月からは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えた、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトでは、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、ベトナム人研修員に対する日本国内での研修、日本の有識者を派遣して行う現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、これまでの4つの協力機関に対し、起草支援、実務改善支援を引き続き行うほか、新たに首相府を協力機関に加え、法令の整合性・明確性の確保といったベトナムで新たに問題となっている分野への支援を開始しており、それに伴い、長期専門家も従前から1名増員して合計4名体制をとるなど、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

このような日本の長年の支援により、ベトナム法・司法関係者の意識及び能力も向上しているところ、今後は、従来のような具体的な法令起草支援や実務改善支援のみにとどまらず、将来にわたり、ベトナムが法・司法分野においてますます自律的な発展を遂げるため、どのような協力を行っていくべきか、より大局的な見地から検討すべき段階にあります。

カンボジア

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて、1996年から、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクト

トがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行い、その能力強化を図りました。現在では同養成校出身者が教官を務めています。

2012年4月には、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とした支援が実施されました。

2017年4月からは、民法・民事訴訟法が広く適切に適用されるため、これらの法律に従った適切な実務の基礎が確立することを目的とした新たなプロジェクトが開始されました。このプロジェクトでは、不動産登記法等の民事重要法令の起草、訴状等の書式例の作成、判決書等の公開を柱としています。国際協力部は、教官を専門家（長期・短期）として派遣し、裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家らが各ワーキンググループを分担して指導するなどして支援を実施しています。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後、2013年には世界貿易機関（WTO）への加盟を果たしました。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえ、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2008年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、国際協力部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等続け、これを踏まえ、2010年7月から4年間にわたり、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とし、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指し、JICAの「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」が実施され、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の執務参考資料の作成等を通じて人材育成能力強化の土台が築かれるなどの成果を上げました。2014年7月からは、「同プロジェクト（フェーズ2）」（4年間）が開始され、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、関係4機関を実施機関とし、関係4

機関及びその職員の(1)法令の起草, (2)法令の運用・執行, (3)法学教育・法曹養成研修, 継続的実務研修の改善, (4)法令の普及・理解促進のそれぞれの能力の向上を目指して, 活動を行っています。また, フェーズ2のプロジェクト期間は, 2018年7月で終了しますが, その後も引き続き, 新たなプロジェクトが開始されることも決まっています。

国際協力部では, 上記プロジェクト(フェーズ1及びフェーズ2)のために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか, 日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では, ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき, 2004年から, 独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の協力を得て, ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し, その成果として, 2007年3月に同注釈書ロシア語版, 同年9月にウズベク語及び日本語版, 翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また, 2008年度から2013年度まで, 中央アジアのカザフスタン, キルギス, タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施するなど, 民商事法分野で法制度整備支援活動を行ってきました。

ウズベキスタンに対しては, JICAが, 法学研究者等の協力の下, 2005年から2008年及び2010年から2012年まで, のべ約5年間にわたり, 企業活動の活性化や民間セクターの活用を目的として, 行政手続等を改善するための法整備支援プロジェクトを行ってきました。

2012年に同プロジェクトは終了したものの, その後も同国においては, 行政手続の透明化を促進するための行政改革や司法制度改革が進められ, 2017年には行政裁判所が設立され, 2018年1月には新たに行政手続法及び行政訴訟法が成立して採択されました。

ウズベキスタンは, 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において, 重点支援国に指定されており, 同国からの日本の法制度整備支援に対する期待も大きいものがあります。

国際協力部は, 2018年3月, 同国の裁判官や検察官を招へいし, 新たに成立した行政手続法, 行政訴訟法の内容や運用上の問題点等を議論する共同研究セミナーを開催し, 課題を共有するなど, 法律分野での友好関係を維持しつつ, 今後の協力関係強化に向けた活動を行っています。

韓国

国際協力部では, 我が国及び韓国の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて, 相互に知識を深め, 研究の成果を各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに, 両国間のパートナーシップを醸成することを目的として, 1999年から, 日韓パートナーシップ共同研究を実施しています。

研究員は, 韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省, 法務局及び裁

判所職員から選ばれた日本側研究員により構成され、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が、相互に相手国に派遣され、実務研究等を行うことが中心となります。研究の成果は、資料集として冊子にまとめられます。

なお、韓国において、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する機関です。大法院法院公務員教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関です。

また、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当していますが、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び民事関連法の立法支援、2012年から、行政訴訟法及び行政関連法の立法支援を実施し、これらの支援の結果、2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が上がっています。

さらに、2014年からは、経済及び社会分野の立法に関する支援を実施しています。支援の中心は、中国現地でのセミナーや日本での研修を実施して、支援対象とした法令について日本の知見を提供することです。これまでに、2017年に中国で成立した民法総則の起草にあたり、日本の知見が提供されたほか、現在中国で編纂中の民法典分則（物件法、債権法等）についても、日本での研修を実施するなどして、支援を行っています。

インドネシア

約2億4900万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制

度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに、2015年12月から、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を対象機関として、同国の知的財産法の起草・審査における法的整合性を向上させる体制を整備するとともに、知的財産を保護する体制を強化することを目的としたJICAの新プロジェクトが5年間の予定で開始され、国際協力部も職員を同国へ長期派遣したり、同国関係者を日本に招いた本邦研修を企画・実施したりするなど、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げました。その後のミャンマーにおける民主化に向けた改革を受けて、日本政府は、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。

法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

国際協力部は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）、大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招いて、共同研究を行うなどして、法律分野での交流を促進してきました。

そして、2013年8月には、JICAにおいて、連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」の合意に至り、2013年11月から同プロジェクトが正式始動しました。当初は、2016年11月までの3年間の予定でしたが、起草支援、審査支援や人材育成支援の分野で積極的に協力を押し進め、ミャンマー側との間でプロジェクト期間を1年6か月間延長するとの合意がなされました。その結果、現在のプロジェクトの終期は2018年5月となりましたが、その後も2021年3月まで継続して「法制度整備支援プロジェクト・フェーズ2」が実施されることが決まっています。

国際協力部は、プロジェクト開始以降、検事出身の教官を現地に数年単位で長期派遣しており、それに加えて、JICAとともに、ミャンマー人研修生を対象とした我が国における研修や現地での研修に協力するなど、関係機関と緊密に連携をとりながら、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月、約240年続いた王政を廃止するとともに連邦民主制への移行を宣言し、暫定憲法・制憲議会の下で新しい国家の整備を始めました。翌2009年3月、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール司法省から要請を受け、民法起草支援を中心とする法整備支援活動を開始しました。その過程で、1853年に制定され、その後も効力を有し続けていた「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典）の分割改正作業が着手され、2014年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出され、2017年10月、これらの法案が成立するに至りました。

国際協力部は、このようなネパールの民主化への歩みを支援するため、JICA等と協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しました。そのほか、ネパールで大きな問題となっている訴訟遅延については、2012年、裁判官等を対象とした「事件管理」の研修を実施するとともに、2013年9月から2018年3月までの間に実施されたJICAによる「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」では、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用について支援が実施され、国際協力部においても同プロジェクトの本邦研修等を実施するなどの協力を行いました。また、刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を行っていましたが、2013年8月以降においては、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によりやく独立回復を果たした国です。独立回復後は、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、ASEAN加盟を目指し、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいます。

しかしながら、東ティモールでは、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験が不足しており、外国人アドバイザーの支援による立法作業、外国人専門家の講義による法曹人材育成、諸外国、国際機関等の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にあります。

我が国としても、2009年以降、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は法務省の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきました。支援の内容としては、東ティモール司法省の職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、司法省の法案起草能力の向上を主な目的とするものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法等を採り上げ、現地セミナー、共同法制研究等を実施してきました。その結果として、起草の対象とした法令が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっています。

バングラデシュ

法務省は、約20年前から、法制度整備分野において、東南アジア諸国を中心に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを通じるなどして、継続的な支援を実施してきましたが、近年までバングラデシュに対しては特段の支援は実施していませんでした。

しかし、バングラデシュは、極めて親日的な国民性を有する友好国である上、近年高い経済成長を遂げ、日系企業の進出も急増するなど、我が国にとっての重要性は高まっており、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」において、重点支援国の一つに新たに追加されたほか、2014年には、日本・バングラデシュ間の「包括的パートナーシップ」も構築されました。

それらの状況を踏まえ、国際協力部では、2013年度以降、バングラデシュの司法制度等についての調査委託や、国際協力部教官による現地調査を実施したり、同国の法務・司法・国会担当大臣（日本の法務大臣に相当）らを日本に招へいして共同研究を実施したりするなど、バングラデシュに対する法整備支援を本格的に開始する準備を進めてきました。

そして、今般、2017年度から3年間の予定で、バングラデシュに対し、法務・司法・国会担当省を実施機関として、司法関係機関職員の能力開発等を目的としたJICA国別研修が日本において実施される運びとなり、国際協力部も同研修の実施に全面的に協力しています。

現在バングラデシュ司法の最大の問題は、多数の未処理滞留事件の存在とされていますが、上記研修では、かかる問題の解決に寄与することなどを目指しています。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

(千円)

政策名		施設の整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	23
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	19,201,344	21,255,371	23,880,334	25,868,891	38,571,112
	補正予算	13,225,281	19,495,953	17,470,660		
	繰越し等	2,975,881	△ 6,161,916	△ 6,925,681		
	計	35,402,506	34,589,408	34,425,313		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		32,366,375	34,045,676	33,827,643		

政策評価調書（個別票2）

政策名	施設の整備					番号	23	(千円)	
予 算 科 目								予算額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	22,795,829	34,300,069	
	●	2	一般会計	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,249,765	2,189,204	
	●	3							
	●	4							
	小計							25,045,594 の内数	36,489,273 の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別会計	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	823,297	2,081,839	
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計							823,297 の内数	2,081,839 の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	><	
	○	2					<	><	
	○	3					<	><	
	○	4					<	><	
	小計							<> の内数	<> の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	><	
	◇	2					<	><	
	◇	3					<	><	
	◇	4					<	><	
	小計							<> の内数	<> の内数
合計							25,868,891 の内数	38,571,112 の内数	

平成30年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省30-(21))

施策名	施設の整備（甲府法務総合庁舎整備等事業）
担当部局名	大臣官房施設課
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-15-(2))
政策評価実施予定時期	平成31年8月
評価方式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

甲府法務総合庁舎は、建築後40年以上が経過し、経年による老朽化が著しく、施設運営に支障を来していた。また、職員数、OA機器等の増加に伴い、執務面積不足となっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：山梨県甲府市中央一丁目11番8号

事業時期：平成20年度から（平成25年度から供用開始）

延べ面積：7,543平方メートル

入居官署：甲府地方検察庁
甲府保護観察所

3. 事前評価の概要

平成20年8月に、「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 117点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.7

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 133点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{*2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

平成30年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省30- (22))

施策名	施設の整備（岡山法務総合庁舎整備等事業）
担当部局名	大臣官房施設課
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-15-(2))
政策評価実施予定時期	平成31年8月
評価方式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

岡山法務総合庁舎は建築後40年を経過しており、老朽化が著しく、毎年多額の保全・補修費用を要していたことに加え、検察庁においては近年事件数増加に伴う記録・証拠品の増加により、岡山保護観察所においては最近のOA機器の大量導入に伴い、また、岡山公安調査事務所においては統廃合による管轄区域の拡大のため資料の蓄積が著しく、それぞれ面積不足となっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：岡山県岡山市北区南方一丁目8番42号

事業時期：平成21年度から（平成25年度から共用開始）

延べ面積：10,203平方メートル

入居官署：広島高等検察庁岡山支部

岡山地方検察庁

岡山保護観察所

岡山公安調査事務所

3. 事前評価の概要

平成21年8月に、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：114点

- 既存庁舎は老朽の上、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的である。

(3) 有効性

基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事

業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：146点

- ・ 現予定地での新営整備は、関係官署との交通至便かつ必要な駐車場が確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B 2）：A評価2 B評価2 C評価3

- ・ 人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）及び環境保全性（照明制御設備、屋上緑化、太陽光発電）に対して特に充実した取り組みが計画されている。

（4）総合的評価

以上（1）、（2）及び（3）から、新規採択事業としての要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B 2については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29-(15))					
施策名	施設の整備（熊谷拘置支所整備等事業）						
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))						
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	9,567	191,925	199,878	164,836	709,741
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	9,567	191,925	199,878	164,836	709,741
執行額(千円)		9,567	191,925	199,878	164,836	709,741	
政策評価実施時期	平成30年8月			担当部局名	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式						

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

熊谷拘置支所の旧庁舎は、昭和34年に建築されたコンクリートブロック造の建物であったところ、経年による老朽化が著しく、建具が腐食していたほか、給排水設備の劣化により不具合が随所にみられ、施設運営に支障を来していた。

(2) 目的・目標

施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：埼玉県熊谷市箱田1丁目16番1号

事業時期：平成20年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：3,001平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 109点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）2.1

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被收容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B 2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B 2）」に関する評価指標（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約13億円で平成20年度から平成24年度にかけて実施し、平成24年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）」に関する評価指標（別紙1）、「事業計画の効果（B 2）」に関する評価指標（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B 1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策及び重点施策に基づく付加機能（B 2評価）：人権、環境保全性、防災性、保安性（以上評価A）、ユニバーサルデザイン、耐用・保全性（以上評価B）、地域性（以上評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで、施設の老朽の解消及び

収容環境の改善を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成30年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本書に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(熊谷構置支所)

分類	項目	係数				評価点	
位置	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
用地取得の見込	取得済み、現地建替	固有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			1.0
構造	単独行舎、		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	総合庁舎		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	としての整備条件						
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133	

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【熊谷構置支所】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価(※2)
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 	地域と調和した外堀のない都市型収容施設	A:2つ以上該当
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保 ・被災者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切等の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫) 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(面会者専用待合室) 水蓄熱、照明制御(人感センサー) 屋上緑化 太陽光発電、ハイブリッド外灯、ライトシェアリング 内装等の木質化(床木質化、木手すり)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
環境保全性	ユニバーサルデザイン(※1)			A評価 B評価 C評価
機能性	防災性		電気室を浸水深以上に設置(GL+500mm、浸水深500mm未満)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
			高度な雷保護(SPD:通電流保護装置)	A
経済性	保安性		護送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置	A:2つ以上該当
			監視カメラ 鉄格子	B:1つ該当 C:該当なし
経済性	耐用・保全性		移動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
				B

※1 ユニバーサルデザインについて
 ※2 評価について

一般来庁者が単独で利用する部分を評価の対象とする。
 A:特に充実した取組がなされている、B:充実した取組がなされている(関連する法令、条例、計画、協定、基準等と整合が図られている。)
 C:一般的な取組がなされている

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29-(16))				
施策名	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度		
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	13,957	209,055	822,257	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	13,957	209,055	822,257	
執行額(千円)	13,957	209,055	822,257			
政策評価実施時期	平成30年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福島地方法務局郡山支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であったところ、登記事件増加とそれに伴う大型機器の導入等に加え、統合受け入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、仙台入国管理局郡山出張所の旧庁舎は、昭和61年に建築された鉄骨造1階建ての建物であったところ、職員数、OA機器等の増加に伴い、執務面積不足となっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：福島県郡山市希望ヶ丘31番26号

事業時期：平成21年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：5,174平方メートル

入居官署：福島地方法務局郡山支局

仙台入国管理局郡山出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 120点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.0

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（3）有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

（1）事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約10億円で平成21年度から平成23年度にかけて実施し、平成23年度に完成した。

（2）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点

業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。

・政策及び重点施策に基づく付加機能（B 2 評価）：人権，環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性，保安性，耐用・保全性（以上評価A），地域性（以上評価C）（別紙2及び3参照）。

・本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで，面積不足の解消，業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から，環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より，事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成30年7月10日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本書に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため，該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(郡山第2法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点		
位置		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位置	用地取得の見込	取得済み	固有地の所管管予定・公有地等の借用予定・建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画としての調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)							133	

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【郡山第2法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価(※2)	
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性 		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	
		人権	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被害者、被被害者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 	来庁者との動線分離(送迎専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック) 相対者等と一般来庁者との動線分離(個別相対室) 照明制御(人感センサー) 太陽光発電、ハイブリッド外灯 高性能ガラス(Low-Eガラス) 内装等の木質化(ウッドテラス)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	太陽光発電、ハイブリッド外灯 高性能ガラス(Low-Eガラス) 内装等の木質化(ウッドテラス)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 火災への特別な対策	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 	電気室を4階に設置 高度な雷保護(SPD:通電流保護装置)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	
		<ul style="list-style-type: none"> ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保 ・被疑者、被被害者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 	防火器具、防火設備(FD:ファイヤーダンパー)、耐火間仕切、防火ガラスブロック 入車専用車庫(シャッター付) 生体認証装置	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切等の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	リプレイズゾーン 移動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	

※1 ユニバーサルデザインについて
 一般来庁者が単独で利用する部分を評価の対象とする。

※2 評価について
 A:特に充実した取組がなされている、B:充実した取組がなされている(関連する法令、条例、計画、協定、基準等と整合が図られている。)
 C:一般的取組がなされている

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		法務行政の情報化				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	24
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	1,498,856	1,535,112	1,579,129	2,040,573	3,468,866
	補正予算	300,306	164,453	0		
	繰越し等	△ 253,404	△ 35,033	288,438		
	計	1,545,758	1,664,532	1,867,567		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		1,506,191	1,597,088	1,824,698		

政策評価調書（個別票2）

政策名	法務行政の情報化					番号	24	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1								
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						<> の内数		<> の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	2,040,573		3,468,866	
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<> の内数		<> の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<> の内数		<> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<> の内数		<> の内数	
合計						の内数		の内数		

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際仲裁の活性化に向けた基盤整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	25
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算					272,264
	補正予算					
	繰越し等					
	計	<0>	<0>	<0>		
執行額						

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備					番号	25	(千円)	
予 算 科 目								予 算 額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	国際仲裁活性化基盤整備企画調整費	国際仲裁活性化基盤整備の企画調整に必要な経費			272,264
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計								<> の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								<> の内数
対応表において○となっているもの	○	1						<	><
	○	2						<	><
	○	3						<	><
	○	4						<	><
	小計								<> の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	><
	◇	2						<	><
	◇	3						<	><
	◇	4						<	><
	小計								<> の内数
合計								の内数	272,264 の内数